

博士論文

リクルート事件に見るマスコミのアジェンダ・セッティングパワー
—朝日新聞と読売新聞の分析を中心に—

王勁草

広島大学大学院国際協力研究科

2017年9月

リクルート事件に見るマスコミのアジェンダ・セッティングパワー
—朝日新聞と読売新聞の分析を中心に—

D146042

王勁草

広島大学大学院国際協力研究科博士論文

2017年9月

広島大学大学院国際協力研究科

論文名: リクルート事件に見るマスコミのアジェンダ・セッティングパワー
—朝日新聞と読売新聞の分析を中心に—

学位の名称: 博士 (学術)

学生番号: D146042

氏名: 王 勁草

2017年 7月 14日

審査委員会

委員長・教授

小池 聖一



教授

川野 徳幸



教授

吉田 修



准教授

友次 晋介



広島市立大学広島平和研究所 教授

永井 均



2017年 9月 1日

研究科長

馬場 真也



目次

序章.....	1
リクルート事件の位置付けおよび戦後日本における汚職構造の変化	2
先行研究.....	9
分析方法.....	11
第一章 リクルート事件前におけるリクルート、政界に関する報道姿勢の 考察.....	15
第1節 新聞紙を研究対象とする理由	16
第2節 事件前におけるリクルート社および民営化に関する報道姿勢	21
第3節 リクルート事件前における政界に対する報道姿勢	33
第二章 事件の発端から検察が介入するまでの新聞報道(1988年6月- 1988年9月末)	42
第1節 株譲渡の賄賂性	43
第2節 事件の究明と税制改革の関係	47
第3節 松原事件	50
第三章 リクルート社、NTT への捜査段階(1988年10月-1989年3月6 日).....	56
第1節 江副浩正、中曽根康弘とNTTの接点	59
第2節 江副各委員会の任命および中曽根の国会証人喚問に関する論争.....	70
第3節 竹下改造内閣に対する評価.....	76
第四章 官界および政界への捜査(1989年3月7日-1989年5月末) .	83
第1節 官界ルート(文部科学省および労働省ルート)	85
第2節 第二のターニングポイントー藤波孝生元官房長官に関する報道.....	90

第3節	事件調査の終結	105
第4節	新聞報道と竹下内閣支持率の相関関係	108
第五章	リクルート事件の裁判をめぐる新聞報道の姿勢-藤波孝生の判決 を通じて	115
第1節	一審判決まで検察の主張および藤波責任をめぐる新聞報道	118
第2節	一審判決後の紙面報道に対する検証	121
第3節	二審逆転有罪と新聞報道	126
終章	130
第1節	リクルート事件における朝日と読売の報道姿勢のまとめと効果の検 証	131
第2節	新聞報道の問題点	135
参考文献	137
論文要旨	142
謝辞	144

序章

1988年6月18日、朝日新聞は、社会面トップで「リクルート川崎誘致時助役が関連株取得」とのスクープ記事を出した。この記事が発端となって、日本の大手情報通信会社リクルート社を中心とする政治不正事件が明らかになっていった。その内容は、リクルート社が神奈川県川崎市計画の「かわさきテクノピア地区」へ進出した際、関連会社未公開株を小松秀熙助役に譲渡し、株公開後に膨大な利益を小松助役に与えたこととするものであった。その後、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞を含む主な新聞紙は事件の経緯を後追い記事で報道し、一大政治スキャンダルとなった。そして、最初に一企業と地方政府の談合とみられた不正事件は、日本の政界、官界、財界を巻き込む政治疑惑に発展した。その中には、中曽根康弘元首相、宮沢喜一元蔵相、渡辺美智雄元自民党政調会長、安倍晋太郎元自民党幹事長、藤波孝生元官房長官、森喜朗元文相、真藤恒元NTT会長などがリクルート社の贈賄対象として名前があげられた。この事件により、1989年4月、当時の竹下登内閣は、退陣に追い込まれた。さらに、この事件によって国民の自民党政権に関する不信感が高まり、1993年に衆院選で自民党が大敗を喫し、「55年体制の崩壊」にまで至ったのである。リクルート事件が「日本戦後最大の贈収賄事件」と呼ばれる所以である。

しかし、この疑惑に対する評価、特に事件における新聞報道の果たした役割については、通説と呼べる研究を得ていない。検察の捜査に先行した新聞の独自調査が疑惑の事実を初めて世に伝え、「日本調査報道の代表例」と評価された一方、与党批判を始めとする偏向報道、検察との癒着による取材方法、世論を強く誘導する過熱報道など、日本の新聞マスコミに対する問題点も多く指摘されてきた。

そこで改めてリクルート事件における日本の新聞報道が一体どういう役割を果たしたのか。「第四の権力」と呼ばれるマスコミが政治不正事件の中でどのような報道姿勢をとるべきなのか。本研究ではリクルート事件の進展と日本新聞の特性を踏まえながらこれらの問題について考察する。

リクルート事件の位置付けおよび戦後日本における汚職構造¹の変化

今まで、汚職の概念が多数存在しているが、簡単に言えば、汚職とは公共権力を持つ人及び集団が私的な利益を得るため、その職権を乱用する不正行為である(Wang 2005, Guo 2008, Manion 2004)。従って、公務員、行政機関、国有企業のリーダーなど公共権力を持っている単位のすべては汚職の主体になることが可能である。経済学の視点から見れば、権力を持つという意味は実に市民に公共サービスを提供することと同義なのである。それゆえ、誰が、そして如何にこのサービスを提供するか、ということは汚職の構造及びレベルに大きな影響を及ぼすこととなる。このような分析方法により、Shleifer(1993)と Vishny(1993)は、汚職の産業構造 (The industrial organization of corruption) という理論を用いて、汚職の種類を公共サービスの提供側 (汚職主体) により、連合独占型 (Joint monopoly)、独立独占型 (Independent monopoly)、競争型 (Competition)の三つにまとめる (表 1)

表 1 汚職の産業構造理論

汚職の種類	公共サービスを 提供する方法	代表例	汚職の深刻程度および原因
連合独占型	単一の独占体が 全てのサービスを 提供する	フランス(ブルボン)、フィリピン (マルコス)、ソ 連	中(強力な監査機構、統治集団の少 数化、均質的な社会)
独立独占型	複数の独占体が それぞれサービ スを提供する	インド、ロシア、 多数のアフリカ 国家	高(単一独占体の喪失ないしは弱体 化により複数独占体の形成)
競争型	各単位がサービ スを提供するた め競い合う	アメリカ、日本、 韓国	低(政治競争機制により整備な法律、 選挙制度、独立的なマスコミなど公 共プレッシャーは腐敗を抑える)

出典：Andrei Shleifer; Robert W. Vishny *Corruption, The Quarterly Journal Of Economics* Vol. 108 No. 3 pp599-617 1993. 8 より筆者作成

具体的には、連合独占型汚職の場合、公共サービスの提供権力はすべてひとつの独占体にコントロールされ、他の公共機構は自主権が乏しい。買い手(buyer)は特定の商品

¹ 大内穂(1977)によると、汚職(malfesance)とは、公務員が職務上の権限を私的利益追及のために乱用す

ないしは許可を得るため、単一の独占体に贈賄すれば十分なのである。独占体は各下級組織を厳しく監督した上で、賄賂を組織内にて分配する。言い換えれば、個別の公共機構による汚職の可能性が著しく低くなる。その代表的な例はブルボン時代のフランス、マルコス時代のフィリピン、ソ連などの共産党政権である。Shleifer と Vishiny の研究によると、上記の国では、当時の中央政府は唯一の合法的な収賄組織として、警察をはじめ強力な監査機構を設置し、政府の各部門および地方政府の汚職行為を厳しく制限していた。その上、統治集団の少数化および独裁社会の均質性により、中央政府の絶対権威を守り、(中央政府により) 正常収賄 (normal bribes) 以外の賄賂の可能性を大幅に減らした。

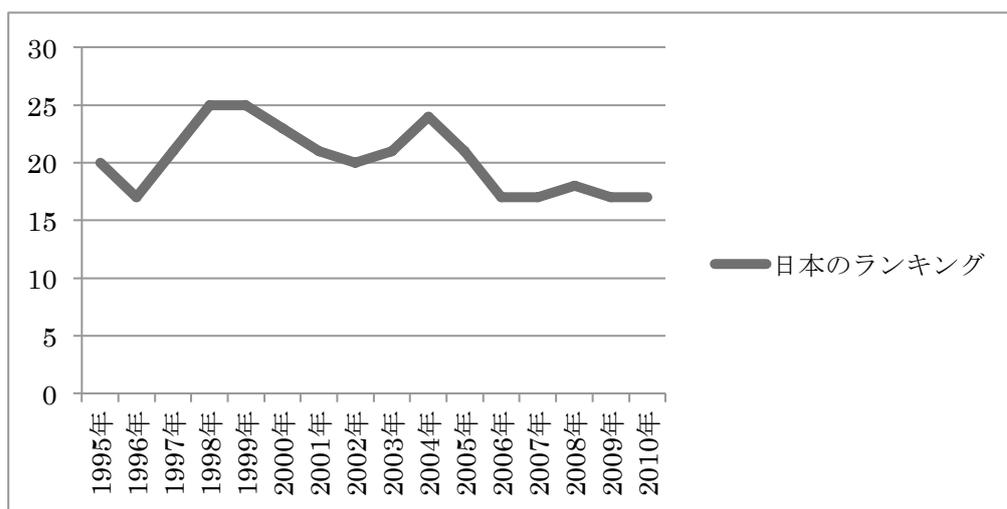
一方、1991 年以降、ソ連共産党政権の崩壊に伴い、中央政府に集中された独占的な権力は分散されることとなった。結局、旧ソ連政府の各機構、地方政府等、これまで権力の保持が制限されていた組織は過大な権力を持つこととなり、複数の独立独占体になった。これらの独占体は各自の利益を最大化させるため、公共サービスを提供できる権力を濫用し、汚職行為を行った。それ故、このような腐敗モデルは「独立独占型」としてまとめられる。一例を挙げると、当時のロシアで起業する前に、地方議会、担当省庁および地方支部、消防局、水道局などに全てに贈賄しなければならなかった。なおかつ、各独占体に対する監督は依然として不十分であるがゆえに、独立独占型は連合独占型より汚職が深刻になってしまった。ロシア以外に、インドおよび多数のアフリカ国家における汚職の多くも独立独占型とされている。

さらに、アメリカ、日本、韓国のような国では、公共サービスを提供する絶対優位に立つ独占体が消滅されるか、ないしは厳しく監督されている。同じサービスを提供する主体も単一ではなく、各主体の関係が独立独占時代の並行関係から競争関係に転換している。具体的には、整備の法律、選挙制度を中心とする民主制度、独立的なマスコミ、市場経済体制など政治および経済の競争機制により、公共プレッシャーは各組織を監視・制限する結果、絶対権力による汚職が効果的に抑えられている。言い換えれば、政治の競争は汚職行為を徹底的になくすことができないとはいえ、前述した二種類の汚職モデルより汚職のコスト(発覚される可能性、汚職行為への懲戒など)を大幅に上げることになる。それ故、この汚職のモデルは「競争型」といえよう。

上記の汚職の産業構造理論を踏まえ、汚職を連合独占型ないしは独立独占型から競争型に転換させ、汚職の深刻度を抑制するためには、有力な汚職取締り機構、汚職行為を制限する法律規範と懲罰、マスコミを始めとする独立的な監視システムなど、権力を制約する要素が不可欠なものなのである。この点について、大内(1977)も腐敗のチェッ

ク機構の不備はその政治構造の一つであると指摘していた²。言い換えれば、権力独占体における既存秩序を打破し、チェックアンドバランスのような競争体制を導入することは汚職取締りに大きな役割を果たすことができるのである。

Shleifer と Vishny の分類で、日本の汚職状況は「競争型」になり、絶対権力による汚職の深刻程度も比較的到低いのである。本部はドイツに設置されている NGO トランスパレンシー・インターナショナルが発表した各国の汚職状況を表示する腐敗認知指数によると、1995年から2010年にかけて日本（図1）はランキング上位25位以内に上下しつつあり、相当な清廉性を保っていたと言えよう。



備考：Transparency International (https://www.transparency.org/research/cpi/cpi_early/0/) で掲載されているデータ（CPI, corruption perceptions index）を参考として作成したものである。初回発表の1995年から2015年にかけて、毎年の統計母集団のサイズ（国及び地域の数 N）が違うことに注意する必要がある。具体的に、1995年から21年間 N の数はそれぞれ 41、54、52、85、99、90、91、102、133、145、158、163、179、180、180、178。

図1 1995年から2010年にかけて日本 CPI ランキング³

しかしながら、戦後から今まで日本の汚職事件を顧みると、日本の汚職状況は最初から「競争型」ではなく、実に「連合独占型」から「独立独占型」に転換し、さらに「競争型」に発展する経緯に辿り着いたことが明らかだったのである。言い換えれば、日本

² 『腐敗の構造-アジア的権力の特質』 pp32-33 大内穂 ダイヤモンド社 1977年8月5日

³ NGO トランスパレンシー・インターナショナルは世界銀行、アジア銀行、世界経済フォーラムなどの国際組織と協力しながら、対象国及び地域の腐敗状況に基づき採点している。最も清潔な状態の得点を10点とし、腐敗状況が最も深刻な状況については0点としている。結果、得点が高い国および地域は、ランキングの上位となる。

特別な政治および社会状況の影響で、戦後日本の汚職構造の変遷には独自の特徴があることとも言えよう。これらの戦後日本における汚職構造（表2）をまとめた上で、リクルート事件の位置付けはより明白になることとなる。

表2 戦後から90年代まで日本における汚職構造の変遷

汚職構造	時期	特徴	代表例
民主体制下の連合独占型	戦後直後から-1950年代	国に独占された資金、政策などの資源を獲得するため、大手企業は政府高官に贈賄する	炭鉱国管疑獄（1947） 昭電疑獄（1948） 造船疑獄事件（1954）
民主体制下の連合独占型と独立独占型の複合併存型	1960年代-1970年代	鋼鉄、金属、造船など重厚長大型企業および国策企業は新たな独占体になると同時に、自民党長期政権により政治家および政府高官の独占地位は維持されている	日通事件（1968） ロッキード事件（1976） KDD事件（1979）
民主体制下の連合独占型と競争型の複合併存型	1980年代以降	80年代民営化の推進とともに新型企業は旧来型企業の独占地位を挑戦する	リクルート事件（1988） 東京佐川急便事件（1992） ゼネコン汚職事件（1993）

1945年以降、終戦直後の日本は、壊滅された経済基盤を復興するため、様々な産業に対する保護政策をとり⁴、石炭、鋼鉄、海運など経済力に緊密に繋がる産業を優先的に支持し、いわゆる「傾斜生産方式」という経済復興政策を実施した。例えば、1950年の「鉄鋼業および石炭鉱業合理化施策要綱」、1952年の「電力長期計画」と「外航船

⁴ 『NHK スペーシャル 戦後50年 その時日本は 第2巻』 P248 NHK取材班 日本放送出版協会 1995年8月

拡充 4ヶ年計画」⁵など重工業を発展する計画が相次いで作られた。また、朝鮮戦争の勃発および東西冷戦局面の形成により、日本の経済を制限・改造を中心とする GHQ(連合国軍最高司令官総司令部)の対日政策も「支持・促進」に大きく転換した。その結果、復興政策の波に乗る関連産業は発展の機会を迎えるとともに、一時的に厳しく制限された財閥系企業や国策企業も復活した。これらの企業は国に独占された資金、政策などの資源を獲得し、企業の規模をより拡大するため、政府高官に贈賄することとなった。したがって、終戦直後から 1950 年代の前半まで、資金、政策など公共サービスを提供する権力がすべて唯一の独占体(中央政府)に占められたため、日本の汚職構造は連合独占型だったのである。その代表例は 1947 年の炭鉱国管理疑獄、1948 年の昭和電工疑獄(昭電疑獄)および 1954 年の造船疑獄事件である。特に造船疑惑の原因について、室伏(1981)は一党独裁政権の影響が大きかったと述べた。

(前略)指揮権発動の暗い影響が検察部内に長い間、残されていた事も事実であるが、長期一党独裁政権の間に、権力構造の聖域化、疑惑の政治資金の流れの合法化、構造汚職体制が確立したためとみられる。(後略)⁶

1960 年代から 70 年代にかけて、日本の経済は上述した復興政策の影響で迅速に回復し、いわゆる「高度成長期」に入った。復興期における政府の「傾斜政策」に優遇された国策企業および一部の民間企業は規模がさらに拡大し、政府、中央官庁との深い繋がりによって地域開発などの経済活動の中で優位に立つこととなった。一方、55 年体制の確立により、自民党を中心とする長期政権が長く続いた。「族議員」、「国対政治」など自民党の一党支配下で定着した政治体制はそれらの企業および利益団体の優位を確保するとともに、自民党政権の地位を強化しつつあった。結局、政治家、官僚、経済業界の三者癒着による構造が政治腐敗の伏線ともなった。この状況について、升味(1995)は次のように指摘した。

(前略)政官財コンプレックス(複合体)の特徴は、①自民単一保守党として長期政権、②自民党長期政権と官僚制の癒着進行、③財界と自民党政権の癒着も進行。60 年代から、中央官庁、各種利益団体、自民党議員の間に全国的な利益分配体系が形成された。この三者が経済開発を全国に拡大し、巨大な腐敗構造を作り出し、自民党長期政権を保証した。(後略)⁷

⁵ 『岸信介政権と高度成長』 P24 中村隆英、宮崎正康 東洋経済新報社 2003 年 3 月 1 日

⁶ 『汚職の構造』 P114 室伏哲郎 岩波新書 1981 年 12 月 21 日

⁷ 『改革と占領』 pp22-27 中村政則、天川晃、尹健次、五十嵐武士 岩波書店 1995 年 8 月

そのほか、元経団連相談役の花村仁八郎は「日本の戦後の経済発展は経団連を中心に大企業と保守政権が連絡して進めた」⁸と指摘し、このような政官財の癒着構造を裏付けた。したがって、1960年代から1970年代にかけて、政府と深く関連した重厚長大企業は大きく発展し、経済界の独占体になる一方、自民党長期政権により政治家および政府高官の独占的な地位も強化された。言い換えれば、この時期における日本の汚職構造は単一の独立独占型ではなく、連合独占体と諸独立独占体の癒着による複合併存型なのである。同時期に摘発された複合併存型の政治汚職事件は大手通運会社日本通運から自民党および社会党の国会議員に贈賄する日通事件（1968年）、米ロッキード社の旅客機の受注をめぐる、当時の田中角栄総理大臣が丸紅商社および全日空から不当利益を受けたロッキード事件（1976年）、日本の国際通信を独占した国際電信電話株式会社（KDD）による多数の政治家および郵政省の官僚に贈賄するKDD事件などがあつた。

また、1980年代に入り、市場の自由化と技術革新を図るため、日本電信電話公社（電電公社）、日本国有鉄道（国鉄）、日本専売公社など旧国有企業は政府の主導で民営化企業に転換し始めた。この転換をきっかけに、競争重視による効率向上、市場参入の規制緩和による活性化などの利点が生じる一方、国策企業を始めとする旧体制勢力の既得利益が損害された。つまり、中曽根内閣の民営政策の恩恵を受けた新型企業は、旧来型企業の独占地位への有力な挑戦者となった。例えば、大学生就職情報を提供したリクルート社は起業してから20年近くの発展を経て、就職、住宅などを含め総合的な大手情報業者になった。これについて、当時のリクルート社長江副浩正は、次のように発言していた。

（前略）「電通、朝日はもう抜いた。情報産業としてリクルートに肩を並べることのできるのは日経だけだ」（後略）⁹

一方、1986年7月の衆参同日選挙で、自民党は「結党以来の大勝利」¹⁰を収め、中曽根康弘の自民党総裁としての任期が1年延長された（通常は最大3年）。1987年から、中曽根後継をめぐる競争は竹下登、安倍晋太郎、宮沢喜一などいわゆる「自民党のニューリーダー」¹¹の間で展開し、細川連立政権が成立した1993年の政権交代まで続いた。

⁸ 『日本株式会社の昭和史-官僚支配の構造』 P167 小林英夫、岡崎哲二、米倉誠一郎、NHK取材班 創元社 1995年6月

⁹ 「危機管理としてのリクルート事件」『エコノミスト』 pp56-60 下田博次 1989年4月18日

¹⁰ 『自民党 リクルート疑惑と政乱』 P25 毎日新聞政治部 角川文庫 1989年7月25日

¹¹ 『政治の流れはこう変わる-ポスト中曽根政権を読む』 P73 森田実 サンケイ出版社 1987年3月

したがって、1960年代以来自民党を中心とする政界と財界の癒着構造は依然として変わらなかったが、民営化に伴い大きな発展は実現した財界の新型企業が旧来の重厚長大企業と競争し、政界のニューリーダーと新しい「利益共同体」を結んでいった。結局、1980年代以降、日本の腐敗構造は連合独占型と競争型の複合併存型となった。1988年のリクルート事件、1992年の東京佐川急便事件および1993年のゼネコン汚職事件は経済界における変革期に代表的な政治汚職事件でもあった

リクルート事件の例から見ると、新興企業の優等生としてのリクルート社は、民営化の波に乗りながら、旧来型企業の重鎮地盤の通信業に進出し、民営化推進を支持する政治家と太いパイプを作った。その結果、民営化を主導した中曽根元首相、首相側近とされた藤波孝生元官房長官及び民営化の実現に協力したNTT社長の真藤恒なども政界と財界における旧勢力からすれば標的となった。つまり、リクルート社の問題を徹底的に追究すれば、改革派に波及しかねない。したがって、リクルート事件の裏の狙いは、中曽根内閣が官の猛反対を押し切って民営化したことに対する「復讐」と言われる理由である¹²。それゆえ、リクルート事件を考察するため、このような政治構造を踏まえながら、いわゆる「中曽根民活」に関わる政官界、NTT、リクルート社などの癒着関係を解明する必要がある。

先行研究

¹² 『正義の罭 リクルート事件と自民党 20年目の真実』 P2 田原総一郎 小学館 2007年6月4日

リクルート事件の経緯を顧みれば、マスコミの報道、特に新聞の報道は大きな役目を演じたことが理解できる。上述したように、1988年10月に検察が事件を正式に調査するまで、日本の新聞紙が各自に先行報道を行い、事件の真相を深く掘り出した。さらに、1994年、藤波孝生自民党元官房長官への無罪判決に対し、マスコミ各社は直ちに批判的な記事を出している。たとえば、「朝日新聞」は「藤波元官房長官に無罪」、「被告は無罪、一瞬静寂」、「核心崩れた検察の主張」などの記事を掲載した。「読売新聞」も「請託の存在を否定」、「汚職摘発、検察苦しく」、「完敗ショック、検察ぶ然」と判決を報道した。検察もこの判決に対するマスコミによる不満の波に乗って高裁に不服として控訴した。結局、1997年、東京高等裁判所は逆転有罪の判決を下した。リクルート事件における新聞報道は日本の調査報道、すなわち権力悪、構造汚職に対する独立取材および告発に関する報道の代表例¹³とされた。言い換えれば、新聞報道がリクルート事件の摘発を主導し、事件の調査に大きな影響を与えた。これについて、猿谷(1989)は「読む」というより「見る」という感じの徹底した報道となり政治についての現代風なテキスト、しかも現在進行型の生きたテキストとしての役割を、リクルート事件における新聞が果たしたと評価した¹⁴。小野(1989)は調査報道の面から見れば、リクルート事件はスタートからがマスコミ先行型であり、報道側の取材や展開が素晴らしかったと新聞報道の役割をまとめた¹⁵。

にもかかわらず、「戦後最大の贈収賄事件」でありながら、リクルート事件についての検討と論争は、改めておこなわれることはなかった。事件の当事者であるリクルート会長の江副浩正は次のように述べた。

(前略)「マスコミが暴走した正義感が特定の人間を悪者に仕立てて煽り、検察が動いた、という構図は検証しないとイケないはずです」(後略)¹⁶

また、渡邊恒雄読売新聞元社長は「魔女狩り報道はいっぺん火がついたら、燎原の火のごとくだよ。また、検察などは立件できないものはリークして社会的制裁を加えようとする」と指摘した¹⁷。西山(1989)は、リクルート事件の一連の報道ぶりを観察して、検察と言論機関が野合、癒着を起こした報道だとする趣旨の指摘があると認識し、報道

¹³ 『図説 日本のマスメディア』 P49 藤竹暁 日本放送出版協会 2001年6月5日

¹⁴ 「動き出す 大衆の政治意識-ジャーナリズムに求められる批判精神」 『新聞研究』(No. 458) pp10-13 猿谷要 1989年9月

¹⁵ 「リクルート報道を振り返る」 『新聞研究』(No. 458) pp14-29 小野耕一 1989年9月

¹⁶ 『リクルート事件 江副浩正の真実』の編集者、中央公論新社の横手拓治に対するインタビューより <https://www.sinkan.jp/special/recruit/interviews2.html>

¹⁷ 『渡辺恒雄回顧録』 pp354-355 中央公論新社 伊藤隆、御厨貴、飯尾潤 2000年1月10日

側の取材源に対する疑問を提出した¹⁸。下田（1989）は事件中に新聞報道の過熱化の有無を検証し、新聞やテレビの報道現場では、取材競争が激しいため、勇み足もあると結論付けた¹⁹。田原（2007）はマスメディアに被告や関係者たちについて「極悪」との印象をつける情報を周到に流して、「許し難い腐敗の固まり」との怒りの世論を作り出したのが、ほかならぬ検察であり、マスメディアはこぞって検察の広報媒体の役割を務めたと指摘し、新聞社と検察の癒着関係を強く批判した。このように、リクルート事件におけるマスコミの役割に関する研究、特に定性的分析と定量的分析をまとめ、新聞報道のアジェンダ・セッティングパワーを検証する研究は少ない。

本研究は、リクルート事件を事例として、政治汚職事件におけるマスコミ報道の役割を明らかにすることを目的とする。また、リクルート事件の背景となる日本の政治改革問題、それまでの政治家と旧来型企業の癒着問題などの問題も存在している。それ故、事件を総合的に報道した当時のマスコミを分析することで、事件の深層についても明らかにしたい。

分析方法

¹⁸ 「リクルート報道を点検する」 『新聞研究』(No. 458) pp30-33 西山武典 1989年9月

¹⁹ 「リクルート叩きは存在するか」 『エコノミスト』 pp30-35 下田博次 1989年4月18日

メディア(media)、あるいはマスコミ(mass media)とは、インフォメーションと娯楽を転送する主体および分配機能(distribution mechanisms)である(Jason, Nicola, Liz 2011)。この概念に基づき、新聞、テレビ、ラジオ、雑誌など、一般大衆に向けインフォメーションを伝える主体がすべてマスコミである。マスコミは情報源と大衆(受信者)の媒介でありながら、情報の発信者であることも意味している。この機能について、Graber(2005)は、マスコミの役割を大衆への通知と解釈とした。具体的には、マスコミは、監視(surveillance)、解釈(interpretation)、社会化(socialization)、加工(manipulation)という機能を持っている²⁰。周知の通り、マスコミの理想的な位置付けは権力と適当な距離を置きつつ、客観的、独立的に事件の真相を探求することである。同時に、公正の立場に立つマスコミは、政府を始め権力を持つ側をチェックすることが出来る。従って、権力側にとって、マスコミが自主的な監視役(independent monitor, Kovach and Rosenstiel 2007)²¹、あるいは第四の権力(the fourth branch of government, Douglass 1995)²²なのである。ところが、以上のことはあくまでも理想的であるため、権力の干渉、マスコミ自身の報道偏向などの原因により、そのような監視機能が損なわれる場合もある。もしメディアが完全に権力側に支配され、単なる宣伝の道具になってしまうと、この機能は監視から従属、すなわち「愛玩犬」(lapdog)に転換する²³。それゆえ、権力側との関係がマスコミの監視機能を強く左右するのである。

また、上記のように、メディアはただ情報をそのまま転送する主体ではない。何を伝えるか、どのように情報を発信するのかは、メディアの解釈、社会化、加工機能に関わる。1961年西ドイツ連邦憲法裁判所「第一次放送判決」により、新聞・放送は単なる存在争点を提示することなく、自ら争点を作って提示することができる²⁴。要するに、メディアの能動性とはいかに報道の内容を絞り、そして大衆の共鳴を喚起することができるかにある。このマスコミの能動的な効果を竹下(1990)は認知効果、説得効果、信念に対する効果にまとめている²⁵。端的に、メディアは自らの報道を通じて、ある問題を争点として取り上げ(社会化)、その争点を大衆に認知させ、さらに大衆の争点に対

²⁰ Mass Media and American Politics, Seventh Edition, Doris A. Graber, Washington, CQ Press 2005

²¹ The Elements of Journalism: What Newspeople Should Know and the public Should Expect, Completely Updated and Revised, Bill Kovach, Tom Rosenstiel, Three Rivers Press, 2007. 4. 24

²² A Guard Dog Perspective on the Role of Media, *Journal of Communication*, 45(2), Donohue, Tichenor, C. N. Olien pp115-132, 1995

²³ 『メディアと政治』 P21 蒲島郁夫、竹下俊郎、芹川洋一 有斐閣アルマ 2010年12月15日

²⁴ 「メディア-権力への影響力と権力からの影響力」 『リヴァイアサン7』 pp30-48 石川真澄 1990秋

²⁵ 「マスメディアと世論」 『リヴァイアサン7』 pp75-96 竹下俊郎 1990秋

する意見、態度を自分に近い方向へ説得（誘導）する。

まず、メディアは、課題の争点化について、Weaver(1981)は1976年アメリカ大統領選挙を対象として、議題設定機能(Agenda-Setting)というマスコミの役割を考察している²⁶。新聞、テレビなどのマスコミは多数の事件から選別した特定事件を集中的に報道することによって大衆が一番関心を持つ話題（議題）として設定することが出来る。Weaverの統計によると、選挙期間中、アメリカのメディアは主に候補者の資質、政策論点、および宣伝キャンペーンについて報道した。平均的に、候補者のイメージに関連する報道は全体報道の60%を占めたことに対し、論点と選挙宣伝をめぐる報道はそれぞれ27%と13%であった。その結果、テレビの視聴時間と民衆の候補者に対するイメージおよび論点の認知度はいずれも比較的に強い相関関係が検出された。言い換えれば、テレビを見れば見るほど、有権者がどの候補者を支持するのか、そしてどんな政策論点を取るべきかという質問に答えを出しやすかったのである。また、このような議題を設定する機能が新聞にもあることがわかった。1976年初期アメリカの新聞とテレビ報道を考察したWeaverは最初に様々の論点の首唱者(initiator)が新聞であることを検証した。その後、テレビがこれらの論点、話題をさらに大きく取り上げ、最終的に有権者の政策への関心度に大きな影響を与えた。つまり、メディアの議題設定の表現は新聞による諸争点の原始提起(basic nature of the agenda)およびテレビのメイン争点に対する再加工(reorder)なのである。

しかし、メディアのこのような議題設定の役割はすべての論点に対する同じく機能するとは限らない。メディアの大量な報道により一部の話題を有権者の中心議題に取り上げられやすい一方、有権者の関心に影響を及ぼしにくい場合もある。

		不確定性(Uncertainty)	
		低い	高い
相関性(Relevance)	低い	低い依存度	適度な依存度
	高い	適度な依存度	高い依存度

図2 話題の属性により有権者のメディア報道に対する依存度

出典：同注26

²⁶ Media agenda-setting in a presidential election: issues, images and interest, David.H.Weaver, New York, Praeger Pub, 1981.4

図2が示しているように、有権者がある政治問題をめぐるメディアの報道に対する認知および依存度は、その問題の属性に大きく関わっている。基本的に、マスコミに取り上げられる話題の中で、有権者は自分の生活と緊密に関係がある部分に注意を払いがちであり、より高い依存度を示している。このため、問題自身に対する不確定が高ければ高いほど、有権者はメディアの報道を依頼する傾向がある。つまり、身近なものとして判断しにくい問題をめぐり、有権者はマスコミの報道に対する依存度が高いため、問題に関する意見をメディアの報道内容に強く影響されることになる。例えば、政治家は有権者の投票で決められるにもかかわらず、彼らの汚職事件に関する情報や知識のほとんどはメディアの報道で一般市民に伝えられている。それ故、政治不正事件におけるメディアの議題設定機能は顕著的であると Weaver は指摘した。しかし、今までのポリティカル・アジェンダセッティング研究から見ると、大部分の考察はメディアと政治側の関係を見逃している²⁷。本論文において、リクルート事件前からマスコミと政治の関係を踏まえながら、Weaver の指摘が日本のリクルート事件において成立するかどうかについて詳しく検証する。

しかしながら、メディアの議題設定機能といえ、問題に対する意見の方向性ではなく、その顕出性 (salience) に焦点を当てるものである²⁸。要するに、マスコミが社会の争点を設定するのは世論を動かすための第一歩である。争点の重要性を喚起するとともに、大衆の設定される議題に対する判断および意見の方向性を左右するのもマスコミの大切な役割である。Iyengar と Kinder (2009) はアメリカの政治を考察する過程で、有権者の大統領に対する評価基準はマスコミ報道と強く関連することを発見した²⁹。特定な問題に関する報道が増えるとともに、より多数の有権者がこの問題の解決能力を標準として大統領の全体行動を判定する傾向がある。従って、彼らはマスコミのこのような役割をプライミング・ファンクション (Priming function)、あるいは「誘発効果」と名付けた³⁰。ところが、マスコミは編集者の主張、読者趣味の迎合、政権との距離などの状況で常に「公正中立」な客観事実を報道するとは限らない。それ故、マスコミの理想的な位置づけと現実の乖離により偏向報道が人々の意見を誘導し、最終的に世論を形成

²⁷ The contingency of the Mass Media's Political Agenda Setting Power: Toward a Preliminary Theory, Stefaan Walgrave, Peter Van Aelst, *Journal of Communication* 56 (2006), pp88-109

²⁸ 「ニュース・メディアと世論」 P33 マックスウェル・マコムズなど著、大石裕訳 関西大学出版部 1994年8月

²⁹ News that matters, television and American opinion (Updated Edition), Shanto Iyengar, Donald R. Kinder Chicago and London, The University of Chicago Press, 2010

³⁰ 『メディアと政治』 P123 蒲島郁夫、竹下俊郎、芹川洋一 有斐閣アルマ 2010年12月15日

することになる。つまり、同じ問題に対する報道とはいえ、複数のメディアが互いに違う報道の方向をとれば、情報の受信者としての大衆の意見（世論）は必ずしも統一する事はない。結局、どの意見が支配的になるのはマスコミ報道の方向に大きく左右されるを想定できる。言い換えれば、マスコミはある問題を報道している時に、上述したような議題設定機能と誘発機能により形成される報道の手段および枠付けが、読者の判断に影響を及ぼす。マスコミのこの機能は「フレーミング効果」(Framing effects)とされている³¹。

具体的には、Hans など (2012) は、新聞報道の評価理論 (Appraisal Theory) ³²に基づき、スキャンダル報道の枠組みを「完全な有罪フレーム」(complete guilty frame)と「断片的な有罪フレーム」(fragmentary guilty frame)に分類した。その上で、いずれのフレームは受け手のスキャンダルに対する持続的な印象を深め、個人の有罪的なイメージを増強することが実験に証明されていた³³。それゆえ、本論文において、リクルート事件における新聞報道の内容を検証する必要があると考えられる。また、最近のフレーミング研究は、マスコミのアジェンダ・セッティング研究に内包されていく傾向がある³⁴。それゆえ、本論において新聞報道の内容、枠組みなどフレームに対する考察は、実際にアジェンダ・セッティングパワーへの検証とも言えよう。

従って、本論では、リクルート事件における新聞マスコミのアジェンダ・セッティング機能の世論に対する影響を検証しながら、新聞と政治の癒着関係はいかに、事件に影響したのか、リクルート事件のような政治汚職事件の中でマスコミがどのような役目を果たすべきか、との課題について分析する。

³¹ 『メディアと政治』 P128 蒲島郁夫、竹下俊郎、芹川洋一 有斐閣アルマ 2010年12月15日

³² Nerb と Spada(2001)が提出した理論: a. 小さな問題ないしは大きな問題 b. 人間の行為に引き起こされたかどうか c. 不正の動機は利己主義 (selfish goals) ないしは利他主義 (altruistic goals) d. 当事者は事前に決定の結果を意識したかどうか e. 自分の行為は自発的なのか、ないしは強要されたのか
Evaluation of Environmental Problems: A Coherence Model of Cognition and Emotion, *Cognition and Emotion*15 (2001), pp521-551

³³ Framing Scandals: Cognitive and Emotional Media Effects, Hans Mathias Kepplinger, Stefan Geiss, Sandra Siebert, *Journal of Communication*62 (2012), pp659-681

³⁴ Political Agenda Setting and the Mass Media, Stefaan Welgrave, Peter Van Aelst, *Oxford Research Encyclopedias of Politic*, pp1-26, Online Publication Date: Aug 2016

第一章 リクルート事件前におけるリクルート、政界に関する報道姿勢の 考察

本論の第一章では、リクルート事件前におけるリクルート社、政界に対するマスコミ

報道を分析する。具体的に、第1節では、新聞紙を本論文の研究対象とする理由を説明する。第2節では、朝日と読売の江副浩正リクルート元社長に関する報道、リクルート社に関する報道および1980年代の産業改革、特に電電公社民営化に関する報道をそれぞれに考察する。その上で、事件前における両紙のリクルート社および民営化に対する報道姿勢を明らかにする。第3節では、中曽根内閣、竹下内閣および1980年代の自民党長期政権に関する新聞報道を整理し、事件前におけるマスコミの政界に対する評価を分析する。

第1節 新聞紙を研究対象とする理由

上述したように、本論文では、朝日と読売の記事を対象とする理由は、リクルート事件における新聞報道が事件の調査及び進展に大きな影響を与えたからなのである。そのほか、日本新聞の圧倒的な発行部数と普及率も理由の一つとして挙げられる。

日本新聞年鑑の統計によると、1980年代日本新聞の発行部数と普及率は以下の通りである。

表 1-1 1980年-1989年日本新聞の発行部数及び普及率

年別	発行部数（朝夕刊それぞれ1部として計算、千部単位）	普及率（1世帯あたり部数）
1980	66257	1.75
1981	67293	1.74
1982	68142	1.73
1983	66782	1.78
1984	67380	1.77
1985	68296	1.76
1986	68653	1.76
1987	70194	1.73
1988	71172	1.71
1989	71457	1.71

注：「日本新聞年鑑」（1990年版）P401より筆者作成

表 1-2 新聞社収益項目の増減率（年率換算、%）

出典：「新聞事業の経営動向」各年版から作成、天野（1996）「岐路に立つ、日本のジャーナリズム」 P330、

年別	売上高	販売収入増	広告収入増	そのほか
91-94	-0.5	5.5	-7.0	1.9
87-91	8.7	5.1	11.7	15.1
83-87	3.6	3.5	2.7	10.3

日本評論社

表 1-1 が示しているように、1980 年代の日本新聞の発行部数は毎年 6600 万部以上の高水準で維持され、各世帯が少なくとも一部の新聞紙を保有していた。特にリクルート事件が発生した 1988 年には、日本人口の 1000 人当たり 584 部の新聞紙を持ち、世界最高の新聞保有率だった（日本新聞年鑑 1989）。さらに、各新聞社の収益面では、1983 年-1987 年のプラザ合意の影響、1991 年-1994 年のいわゆる「平成不況」に比べ、リクルート事件前後の 1987 年から 1991 年の間に、各新聞社はバブル経済の追い風に乗れ、売上高、広告収入などがいずれも最高の成長レベルにあった。同じ「新聞大国」³⁵とされるアメリカの状況と比較しても、日本新聞紙の圧倒的に高水準であることが理解できる。

表 1-3 1980 年-1989 アメリカ新聞の発行部数（千部単位）

年別	朝刊発行部数	夕刊発行部数	合計部数
1980	29414	32787	62202
1981	30552	30878	61431
1982	33174	29313	62487
1983	33842	28802	62645
1984	35683	27657	63340
1985	36362	26405	62766
1986	37441	25061	62502
1987	39124	23702	62826
1988	40453	22242	62695
1989	40759	21890	62649

出典：Newspaper Association of America

³⁵ 『新聞消滅大国-アメリカ』 鈴木伸元 幻冬舎新書 2010 年 5 月

表 1-1 と表 1-3 によると、1980 年代における日本新聞紙の成長に比べ、アメリカの日刊発行部数はほぼ横ばいであった。そして、両国の新聞発行数には大きな差がないにもかかわらず、当時の日米人口の比較³⁶から見ると、日本の新聞普及度（1000 人当たりの新聞保有数）がはるかに高いことが理解できる。1985 年日本の高い新聞普及率 1.76 に対し、アメリカ側はわずか 0.72 に過ぎない。1990 年、この普及率の差はさらに拡大している（1.69 対 0.67）³⁷。

また、図 1-1 は当時日本の二大新聞紙読売新聞、朝日新聞とアメリカの全国大手新聞の発行部数の比較を示している。

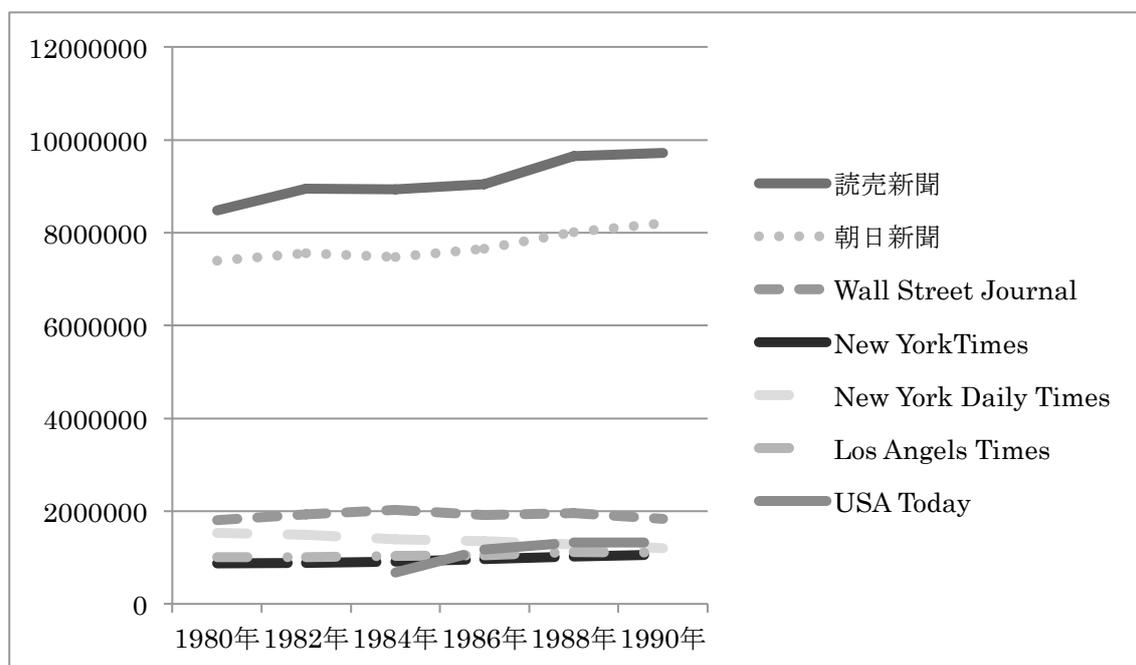


図 1-1 1980 年-1990 年日米大手全国紙の発行部数（朝刊） 「日本新聞年鑑」より筆者作成

注：USA Today は 1982 年 9 月に創刊された

1980 年代にかけて、アメリカの大手全国紙（national newspaper）ウォールストリ

³⁶ 世界銀行

(<http://www.naa.org/Trends-and-Numbers/Circulation-Volume/Newspaper-Circulation-Volume.aspx>) によると、1981 年から 1990 までの 10 年間、アメリカの人口数は日本人口のほぼ 2 倍である。

³⁷ 『ニュース・メディアと世論』 pp86-91 マックスウェル・マコームズなど著、大石裕訳 関西大学出版部 1994 年 8 月

ートジャーナル、ニューヨークタイムズ、ニューヨークディリータイムズ、ロサンゼルスタイムズ、USA トゥデイの発行部数（朝刊）には大きな変化がなく、ほとんど 200 万部以内の水準で抑えられていた。一方、日本の二大全国紙読売新聞と朝日新聞の朝刊数が終始 700 万部以上であった。1980 年代後半から両紙はさらにそれぞれ 900 万部、800 万部を突破し、合計が全国紙朝刊発行部数の半分以上を占めていた³⁸。それだけに、読売新聞、朝日新聞を始め、日本新聞紙の圧倒的な発行部数と普及率は、当時新聞紙の世論に対する大きな影響力を示唆し、本論文の考察対象として二紙を取り上げる理由である。

さらに、日本国民の新聞紙に対する強い信頼感が挙げられる。

1992 年日本新聞協会が実施した「全国新聞信頼度調査」によると、読者は新聞、テレビ、ラジオ、本、雑誌の中で新聞を社会の出来事を正しく理解する上で最も信頼出来る媒介として選択した³⁹。具体的には、70%の読者が「政治や社会の問題を深く考えるのに適している」を理由にして新聞を首位にしていた。64%の対象者が「新聞の情報を一番信頼できる」と感じ、68%の読者が「新聞からの情報が一番正確」としていた。新聞は日本国民の政治、社会問題を認識する主な情報源および重要な判断基準なのである。言い換えれば、有権者がこれらの問題について新聞を読んでテレビ番組、ラジオ、雑誌などの内容、骨組みを考えるのが実態と言えよう⁴⁰。特に新聞の社説が政治家、官僚などオピニオンリーダーの注目するところとなり、彼らが展開している政策などにお墨付きを与える根拠となるため、日本の新聞は政治に特に影響力を持っている⁴¹。したがって、政官界で大きな波紋を投じたリクルート事件におけるマスコミの役割を明らかにするため、日本の新聞報道、とりわけ朝日新聞と読売新聞の事件に関する記事、論説、世論調査などを総合的に考察することが必要なのである。

最後に、リクルート事件における新聞報道の政治的役割に関する論争は激しい。具体的には、

新聞の不偏不党と偏向報道（世論誘導）

新聞の取材、報道自由（監視機能）と政府、検察との癒着

新聞報道の能動性といわゆる「魔女狩り」

の三点にまとめることができる。本論では、これらの論点を新聞報道の分析を通じて検

³⁸ 日本 ABC 協会の調査データにより、1980 年代日本全国紙（朝刊）の発行部数は平均的に毎年 2500 万部前後である。（藤竹 2001）

³⁹ 『ゼミナール 日本のマス・メディア』（第 2 版） P145 春原昭彦、武市英雄 日本評論社 2004 年 5 月

⁴⁰ 『ジャーナリズム・権力・世論を問う』（シリーズ 時代を考える） pp22-23 斎藤貴男、奥平康弘、若宮啓文、加藤紘一、枝野幸男 新泉社 2010 年 9 月 27 日

⁴¹ 『メディアと政治』 pp186-187 蒲島郁夫、竹下俊郎、芹川洋一 有斐閣アルマ 2010 年 12 月 15 日

証する。朝日新聞の報道綱領によれば、新聞の役割は「不偏不党の地に立って言論の自由を貫き、一切の暴力を排して腐敗と闘い、真実を公正敏速に報道する」ことである。一方、読売新聞が「真実、公平、友愛」を信条とし、「左右両翼の独裁思想に対して敢然として戦い、個人の自由と権利を戦う」と主張している。要するに、両紙ともに「真実、公正」など新聞の基本理念を訴えつつ、朝日は腐敗を始め政治の不正との戦いを明記し、権力側との対決色を読売新聞に比べ鮮明的にしている。このような立場の差異は、リクルート事件における両紙の報道、特に政府与党に対する批判、検察との距離、事件の中心人物に対する評価、事件の進展に関する判断などの問題について大きな影響を及ぼしたと考えられる。Puglisi など (2011) は、社説で示されている特定の政党への先入観および偏見が新聞のスクandal報道に大きな影響を与えると指摘した⁴²。一例を挙げると、選挙中に A 党の候補者に好感を持つ新聞紙は、その反対側の B 党の政治家の不正行為を摘発すること多いのである。逆に言えば、A 党政治家の不正行為を摘発しやすいのは B 党を支持する新聞紙なのである。リクルート事件において、朝日新聞が政府与党を批判したのに対し、読売は「リ事件で第一義的には自民党が責められるべきだが、野党各党も自らの責任の重大と無力さを自覚する必要」(1989.5.25 社説) と主張した。それ故、リクルート事件における新聞報道の役割を考察するにあたり、事件前における朝日と読売の報道立場、特にリクルート事件と緊密な関係があるリクルート社、政界などに関する両紙の姿勢を分析する必要がある。

第 2 節 事件前におけるリクルート社および民営化に関する報道姿勢

⁴² Newspaper Coverage of Political Scandals, Riccardo Puglisi and James M. Snyder Jr. *The Journal of Politics*, Vol. 73 No. 3 (Aug. 3 2011) pp931-950

リクルート社元会長の江副浩正は回想録「かもめが翔んだ日」の中で、次のように記述した。

(前略)「昭和 61 年、日本新聞協会の依頼講演の懇親会は、私に冷ややかな雰囲気、リクルートは新聞社を敵に回していると感じた。さらに、新聞紙の関係者にリクルートが次々と新しい情報誌を作って、新聞広告の顧客を奪っている。ほどほどにしてほしい。新聞社はどこも、リクルートを苦々しく思っているよと言われた。」(後略)⁴³

つまり、江副元社長によると、1988 年 6 月リクルート社が不正疑惑に巻き込まれる前から、マスコミ、特に新聞社の間にいわゆる「反リクルート」、「リクルートバッシング」という雰囲気は存在していた。それゆえ、事件中にリクルート方面に関する紙面報道がこのような先入観に影響された結果、報道の客観性と公平性に大きな疑問があると江副浩正は示唆した。

したがって、本節では、リクルート事件前に朝日と読売が江副浩正リクルート社元会長、リクルート社および 1980 年代日本産業構造の変動に対してどのような報道をしたかを考察した上で、マスコミのリクルートに対する報道の傾向、ないしリクルート関係者に対する先入観(ステレオタイプ)の有無を検証する。

1 リクルートに関する報道

表 1-4 が示しているように、1988 年 6 月 18 日まで、読売と朝日の江副浩正に関する報道がリクルート社の発展状況により、1970 年代、1980 年代前半および後半との三つの段階に分けられる。まず、上述したように、1970 年代のリクルート社は「就職情報」、「住宅情報」などの創刊と伴い、最初の超高度発展期を迎えた。これについて、読売はリクルート社を「就職問題のエキスパート」(1971.7.10 朝刊労働)と肯定しながら、創業者であった江副浩正社長(当時)を称賛した。一例をあげると、1978 年 11 月 16 日の読売は次のように江副社長を評価した。

「産業人養成の大学を作るのが夢…大阪市出身、四十二歳。土性骨に支えられた商才を花開かせて、年商 200 億円。さしずめ、にっぽん株式会社の人事部長といった存在である」⁴⁴

表 1-4 リクルート事件前に読売新聞と朝日新聞の江副浩正に関する報道のま

⁴³ 『かもめが翔んだ日』 P120 江副浩正 朝日新聞社 2003 年 10 月 30 日

⁴⁴ 1978 年 11 月 16 日読売「江副浩正-日本リクルートセンター代表取締役 ガキ大将不在」より

とめ

	読売新聞	朝日新聞
70年代	<p>1. 「人間登場」学生の就職同行を分析している 江副浩正さん (1971. 7. 10)</p> <p>2. 江副浩正-日本リクルートセンター代表取締役 ガキ大将不在 (1978. 11. 16)</p>	<p>1. 職業色分けは時代遅れ 江副浩正 (日本リクルートセンター) 視点 (1978. 4. 2)</p> <p>2. 明るさ増やす就職戦線 江副浩正氏 景気診断 メモ (1979. 8. 7)</p>
80年代前半	<p>1. 政府税調特別委員を増員 堺屋、飯島氏ら 10人 税制抜本改革へ 暴れ馬補強 (1985. 8. 31)</p> <p>2. ニュービジネス台頭 若き旗手たち 顔並べる 30代社長 (1985. 9. 20)</p>	<p>1. 江副浩正さん マイ・スタイル (1980. 9. 6)</p> <p>2. 学生の大企業志向 江副浩正氏 日曜談話室 (1981. 7. 26)</p> <p>3. 新任国記 (1984. 6. 1)</p>
80年代後半	<p>1. 広告就職新時代へ リクルート 江副浩正社長 (1986. 9. 10)</p> <p>2. リクルート社長宅に発煙筒 ガラス割って投げ込む (1987. 1. 24)</p> <p>3. 大学審査員に 18氏 文部省 (1987. 9. 18)</p> <p>4. リクルート 江副社長が会長へ 位田専務が昇格 社業拡大 役割分担 (1988. 1. 5)</p> <p>5. 経済人前線リクルート社長退任江副浩正さん トップ速度でバトンタッチ (1988. 2. 7)</p>	<p>1. リクルート社長宅 発煙筒二本が投げ込まれる (1987. 1. 24)</p> <p>2. 企業内教育でミスマッチ防ぐ必要 江副浩正さん 創業のすすめ (1987. 3. 9)</p> <p>3. 日経連政策委 セコム・リクルート・ヤマト運輸 新業種からも委員 改革狙い異色の人選 (1987. 7. 15)</p> <p>4. 豊かさと日本人の意識 どう変わったこの10年 討論のひろば (1988. 2. 17)</p> <p>5. 株売却益で一挙9倍に 江副リクルート会長 高額納税番付 (1988. 5. 2)</p>

出所：朝日新聞記事データベース「聞蔵Ⅱビジュアル」 <http://database.asahi.com/index.shtml>

一方、1970年代朝日の報道から見ると、読売のように江副浩正を称賛しなかったが、企業家および就職問題専門家として江副社長の権威性を認めた。具体的には、江副浩正が当時日本の産業構造の変化をめぐる意見（1978.4.2 朝刊経済）と1970年代後半日本の就職状況（1979.8.7 朝刊経済）に関する視点は朝日に挙げられ、経済界における権威的な見解として紹介された。つまり、1970年代において、読売と朝日を代表とする当時の紙面報道は、江副浩正リクルート社長を経済界における成功した起業家および新興産業の代表者に位置付けていた。

1980年から1985年まで、リクルート社は売上高の伸び率が1970年代後半に比べ下がったが、国の民営化政策により一連の新事業を開拓しつつあることで、依然として二桁の成長を保っていた。その結果、経済界において知名度の高い江副浩正は、各審議会の委員を兼任し始め、政官界との関係が緊密化することとなった。これについて、読売新聞は江副浩正など新興企業に携わる数人の若手経営者を「若き旗手」として取り上げ、いわゆる「ニュービジネス」に期待を寄せた（1985.9.20 朝刊企業）。そのほか、1985年8月31日の読売朝刊（行政）は江副浩正など10人の政府税調委員会特別委員への就任を報道し、「企業経営者など純粋民間人を税調特別委員に起用することは、政府税調に新風を吹き込もうとの狙いだ」と評論した。それに対し、1980年代前半の朝日は江副浩正に関する報道内容が1970年代と大きな違いがなく、江副の視点およびリクルート社の経営状況を紹介することにとどまっていた。

また、1980年代後半からは、読売と朝日の江副浩正に対する報道立場上の違いがより鮮明的になる。一例をあげると、1987年1月24日、読売と朝日はそれぞれの夕刊（4版目）で江副浩正宅襲撃事件を報道した。その中で、読売は事件の経緯と江副宅の被害状況を詳しく記載した上で、事件が発生する前に、社長室に「求人広告の掲載を拒否するのはけしからん、思い知らせてやる」という脅迫電話があったことを取り上げ、広告掲載の拒否による報復と社長宅襲撃事件の関連性の有無という警察側の調査方針を示唆した。一方、朝日側の関連記事は半分以下の紙面で同事件の経緯を記載し、事件の原因について一切触れなかった。さらに、江副宅の被害状況に関して、朝日は「家の中に煙が残っていたが、実害はなかった」と述べた。つまり、朝日の単純な「事実記述」に比べ、読売は同事件を報道していた時に、事件の背景および可能な原因を提示することで、江副浩正の「被害者」としてのイメージを強化し、世間の同情を引こうとする意図が感じられる。

さらに、1988年以降、読売はリクルート社の人事異動にも注目し、江副浩正の社長

退任により新体制の成立について報道していた。具体的には、1988年1月5日、読売朝刊(企業)は「リクルート 江副社長が会長へ 位田専務が昇格 社業拡大、役割分担」という記事を出し、リクルート社経営分野の拡大および社外活動の増加など江副社長退任の理由を説明した。1988年2月7日、読売は再び江副社長退任の話に触れ、「江副浩正会長は自ら社訓を実践する」、「一つのモデルケースとして注目される」と報道した。これに対し、朝日はリクルート事件の直前に「株売却益で一挙9倍に 江副リクルート会長 高額納税番付」(1988.5.2夕刊)という記事を掲載し、江副浩正が株の売却益と譲渡益で大きく儲けたことを明らかにした。この記事によると、「株通」としても知られる江副浩正会長は、政府の税調特別委員を兼任しながら、仕手戦でも名前が時々上げられていた。端的に言えば、朝日新聞はこの記事を通じて、特殊な立場にある江副浩正が果たして合法的な手段で株の利益を取得したのだろうか、という疑問を投げかけたのである。一カ月後の1988年6月18日、朝日新聞はスクープを掲載し、リクルート社による一連の株譲渡疑惑を追及し始めている。1980年代後半から、朝日は江副の政界への急接近とリクルート事業急成長の接点について興味を示していたのである。一方、読売は江副浩正を「成功した経営者」として取り上げ、「親江副」の報道姿勢が依然として保っていた。以上を踏まえ、リクルート事件の前に、特に1980年代後半以来、読売と朝日の江副浩正に関する報道は大きく異なり、それぞれの認識で江副を位置付けていたと言えよう。

2 リクルート社に関する報道

上述した江副浩正に対する関連報道に比べ、リクルート事件の前に、読売と朝日のリクルート社に対する報道は、より多面的である。具体的には、両紙の報道内容はリクルート社の基本情報、会社の業務分野、会社の人事管理、リクルート社に関わる疑惑および訴訟という四つの側面で展開した。

表 1-5 事件前に読売新聞と朝日新聞のリクルート社に関する報道のまとめ

	朝日新聞	読売新聞
会社の基本情報	1. 日軽金 銀座本社を身売り 買い手は日本リクルートセンター 構造不況脱出の切り札(1983. 9. 15) 2. 日軽金ビルの身売り 情報産業銀座を力一歩(1983. 9. 22) 3. 社名を変更し「リクルート」(1984. 1. 24) 4. 就職情報誌の悪質広告 業者に自主規制機関(1984. 8. 29) 5. 入社説明会で出産計画を聞かれボーゼンです(1988. 2. 14)	1. 「エコー」ビルは自社使用(1984. 1. 28) 2. リクルートが分割、独立(1984. 1. 29) 3. リクルートリサーチに改名(1986. 7. 11) 4. リクルート 子会社を合併(1986. 8. 7) 5. リクルートコスモス転換社債をトリプルBに格付け(1988. 1. 12)
会社の業務分野	1. 全国規模の住宅情報ネット リクルート、電電とシステム作り(1984. 1. 31) 2. 帰国留学生を日本企業に紹介 リクルートが業務開始(1986. 1. 13) 3. 電算機導入 相談に乗ります 神鋼とリクルートが合併会社(1986. 6. 12) 4. リクルート 米国にVAN拠点(1986. 8. 30) 5. スーパー電算機無料で貸し出す(1987. 3. 10) 6. スーパーコンピューター 市場開放に「妙手」(1987. 7. 7)	1. 不動産情報のデジタル化(1984. 1. 31) 2. 高度情報の時代 広がるパソコン通信の輪(1987. 12. 7) 3. ファックス通信に2社参入 リクルート、日本電気(1988. 4. 2)

	<p>7. スーパー電算機で巨大な情報処理網 異機種4台を連結(1987.8.16)</p> <p>8. リクルートのスーパーコン 米大学が無償利用 見返りに社員研修(1988.5.1)</p> <p>9. リクルートが英企業と連携(1988.5.12)</p> <p>10. 米大学を企業研究に招待(1988.6.7)</p> <p>11. リクルート米で新事業 電算機付きオフィス提供(1988.6.16)</p>	
会社の人事管理	<p>1. 新入社員にこう期待 入社式の社長訓示(1984.4.3)</p> <p>2. 管理主義階層型組織から脱皮 社員の自主性を重視(1985.9.21)</p> <p>3. リクルートに異色取締役(1987.3.26)</p> <p>4. リクルート 新社長に位田専務(1988.1.5)</p> <p>5. 生き方メニュー見せる リクルート社転職情報総合誌の取締役神山陽子(1988.2.11)</p> <p>6. リクルート社 新入社員に若葉マーク(1988.4.19)</p>	<p>1. リクルート専務 河野栄子さん 営業一筋 女性トップに(1988.2.4)</p> <p>2. 30代役員が4人に リクルートが人材登用(1988.3.4)</p>
会社に関わる疑惑および訴訟	<p>1. 新刊1万部を回収 日本リクルートセーター 無断引用認める(1978.8.19)</p> <p>2. 日本リクルートセンター とんだ内職、学生名簿企業に売る 一人分22円で20万人?(1980.10.4)</p> <p>3. 今度は青田買い 就職情報会社 日本リクルートセンター モニター</p>	<p>1. 底地買いに流れたリクルート資金 専門業者へ86億円 新宿・日本橋の買収(1985.12.12)</p> <p>2. 「巨額融資証明」を偽造 底地買いプロカー暗躍 銀行発行装い280億円(1986.1.18)</p> <p>3. 「リクルートコスモス」聴聞へ 底地買い巨額グループ資金</p>

	名目で目星 会社訪問前に大半内定 (1980. 10. 11) 4. 解禁前に適性テスト リクルート 作成採点 大卒採用で 400 社 (1980. 10. 31) 5. 日本リクルートセンター 経営支 える学生名簿 無手勝流商法 (1980. 12. 2)	(1986. 1. 27) 4. 違法手数料のリクルートコスモス 宅建法違反で処分 建設省 (1986. 2. 13) 5. 有南開発にも行政処分 リクルー トグループ (1986. 2. 13) 6. リクルートが勝訴 もどき名称訴 訟 東京地裁(1988. 3. 24)
--	--	--

出所：朝日新聞記事データベース「聞蔵Ⅱビジュアル」 <http://database.asahi.com/index.shtml>

読売新聞記事データベース「ヨミダス歴史館」 <https://database.yomiuri.co.jp/rekishikan/>より

表 1-5 のように、リクルート社の業務分野に対する両紙の差異は一層大きかったのである。読売は、1984 年から 1988 年まで、リクルート社が不動産情報のデジタル化 (1984. 1. 31 朝刊企業)、パソコン通信の活用 (1987. 12. 7 夕刊技術)、ファックス通信業界の参入 (1988. 4. 2 朝刊企業) などの新規業務について掲載した。その記事の内容も、リクルート社を「新興産業に挑む開拓者」として取り上げた。例えば、1987 年 12 月 7 日の記事「日本が変わる 高度情報の時代 広がるパソコン通信の輪」では、「総合情報会社としてのリクルート社は、パソコン通信を使って車内コミュニケーションの活性化を図っている」とリクルート社のパソコン業務を紹介していた。1988 年 4 月 2 日「ファックス通信に 2 社参入、リクルートと日本電気」によると、2 社の新規参入は従来 NTT の独占局面に挑むこととなるとリクルート社および日本電機の新業務を評価していた。

一方、朝日は上記した内容のほかに、リクルート社の電算機事業および米国側との業務連携に関連する報道に力を注いだ。しかし、大型電算機輸入の経緯、ルート、輸入をめぐるリクルート社と中曽根元首相、NTT 方面のつながりについては一切言及されていなかった。つまり、事件前、朝日新聞は後日、リクルート事件の核心となるリクルート社の業務により強い関心を示したが、その潜在的な問題点をはっきり把握していなかったと考えられる。

また、この時期におけるリクルート社が関わった疑惑および訴訟をめぐる、朝日と読売はそれぞれ報道していた。読売新聞が取り上げたのは 1980 年代後半に起こったリクルート社による高額な違法住宅手数料問題 (いわゆる底地買い問題) とリクルート

社の名称侵害訴訟であった。特にリクルート社がダミーの不動産会社に融資した際に巨額な仲介手数料を受け取っていた点について、読売は「地価高騰の元凶」とリクルート社を批判し、建設省がリクルート社に対して処分（宅建法違反）を下すことを掲載した。一方、朝日は注目した点は、1980年代前期リクルート社による大学生名簿の転売問題（いわゆる青田買い問題）であった。この問題は、後日の事件中に再び朝日新聞に大きく上げられ、リクルート社の犯罪動機を解明する焦点として報道された。1980年朝日新聞の一連の取材によると、リクルート社は全国の大学から入手した学生名簿を会社訪問の前に企業側に売り渡し、就職活動における「青田買い」の横行を助長していたことがわかった。さらに、1980年12月2日の記事（「日本リクルートセンター 経営支える学生名簿無手勝流商法」夕刊）で、朝日新聞記者落合博実は「名簿提供を拒否している大学の分までリクルート社が入手するのが不思議」との疑問を提出し、リクルート社運営の裏に潜む不自然な部分を示唆した。ところが、その後、同問題を引き続き追及する記事は出なかった。1988年6月リクルート事件は発覚後、東京本社社会部デスクとして、落合博実は朝日によるリクルート社への取材・調査を統括し、「青田買い」をめぐるリクルート社と政官界の接点を続々と明かした。つまり、事件前に両紙のリクルート社に関わる疑惑および訴訟をめぐる報道から見ると、朝日側に取り上げられた疑惑の内容はリクルート事件との関連性がより高いと言える。

そのほか、同時期における両紙がリクルート社の基本情報および人事管理に関する記事を比較すれば、朝日による報道論調が読売新聞より厳しいことが明らかとなる。その一例として、1983年9月22日の記事「日軽金ビルの身売り 情報産業銀座を力一歩」を通じて、朝日は銀座への進出が情報産業としてのリクルート社にとって実質的な意味を持つと指摘し、「同社は銀座の新盟主らしく鼻高々である」と揶揄した。また、リクルート社の人事管理について、1985年9月21日と1988年4月19日の記事では、「社員の平均年齢が26歳という会社だからうまくいっている面もあるが、高齢化した時の組織運営をどうするか」、「仕事をしながら勉強しましょうというのは実際に窮余の策」というリクルート社の問題点を指摘した。それに対し、読売の報道はリクルート社の基本状況および人事異動を記載することに止まった。

つまり、リクルート事件の発覚前、朝日と読売のリクルート社に関する報道は共に会社の基本情報、業務分野、人事管理、関連の疑惑および訴訟という四つの側面から展開したが、読売に比べ、朝日はリクルート社に対する立場がより厳しく、報道の内容も後日のリクルート事件に大きく関連していた。その結果、リクルート事件における朝日と読売の報道は、上述のような立場の差異にも影響されたと考えられる。

3 1980年代の産業改革、特に電電公社民営化に関する新聞報道

1982年から1987年まで、当時の中曽根内閣は民営化政策を打ち出し、日本国有鉄道（国鉄）、日本電信電話公社（電電公社）、日本専売公社を民営会社にした。結果として、特定の経済分野における従来の「国家統制」、「一社独占」の体制は打破され、「自由化」、「競争化」を重視する新しい方向に発展しつつあった。一方、民営化により既得利益が損なわれた政官界および経済界の旧勢力は強く反発し、民営化政策の実行をめぐり、政権側と対抗することともなった。前章で述べたように、田原（2007）によると、リクルート事件の裏の狙いは、官界の反対を押し切って民営化を推進した中曽根元首相に対する復讐である。したがって、リクルート事件において、マスコミが事件の主な捜査ルートであったNTT方面に関する報道の傾向を分析するには、あらかじめ読売と朝日の中曽根政権による民営化政策、特に電電公社に関連する記事を考察することが必要なのである。両紙それぞれの電電改革への意見をより明白に提示するため、この部分の分析は社説を始めとする両紙の解説記事を考察対象に行なう。

表 1-6 事件前に読売新聞と朝日新聞の電電改革に関する解説記事のまとめ

	朝日新聞	読売新聞
電電公社の自由化	1. 電電改革を考える(1982.5.19 朝刊 社説・声) 2. 電電公社改革 民間参入へ条件整備 まず特殊会社に 将来模索(1983.9.4 朝1 解説)	1. 自由化めぐり 郵政と通産対立(1981.8.25 朝刊 解説) 2. 目立つ現状雇用優先 全電通の公社改革(1981.10.27 朝刊 オピニオンのページ) 3. 電電民営化は当面反対 郵政省が表明 解説 臨調・公社ペースに歯止め(1982.3.6 朝刊) 4. 電電の分割民営化を支持する(1982.5.4 朝刊 社説) 5. 三公社の民営化を推し進めよう(1982.5.18 朝刊 社説) 6. 電電改革に不要な過度な規制(1983.9.16 朝刊 社説) 7. 競争を情報社会構築に生かせ(1984.2.2 朝刊 社説) 8. 郵政の統制色が濃い電電改革

		(1984. 2. 18 朝刊 社説) 9. 徹底論議が必要な電電二法案 (1984. 3. 9 朝刊 社説) 10. 参院は電電成立を遅らす (1984. 8. 1 朝刊 社説) 11. 通信の自由化は時代の流れ (1985. 3. 30 朝刊 社説)
株式売却を中心とする利益分配	1. 電電民営の利益は国民全体に (1984. 12. 20 朝刊 社説・声)	1. 郵政の新機構設立に反対する (1984. 12. 1 朝刊 社説) 2. 通信事業に競争原理を貫徹 (1984. 12. 21 朝刊 社説)

出所：朝日新聞記事データベース「聞蔵Ⅱビジュアル」 <http://database.asahi.com/index.shtml>

読売新聞記事データベース「ヨミダス歴史館」 <https://database.yomiuri.co.jp/rekishikan/>より

概して言えば、朝日と読売の電電改革に関する解説記事は「電電公社の自由化」、「株式売却を中心とする利益分配」との二つの論点にまとめられる。

電電公社の自由化をめぐるのは、朝日が慎重な態度を示した。具体的には、1982年5月19日の社説で、朝日は「臨調第四部会にはなお検討すべきことが多い。公社のまま本当に改善できないのか。民営化すれば何もうまく行くのか」と、疑問を呈し、国鉄のケースと違い、大きな成長力を持つ電信通信事業の民営化の価値と必要性を問うた。また、1983年9月4日の解説記事を通じて、朝日新聞は「経営形態を現行の公社から全額政府保有とはいえ、公労法の適用もない会社に変え、公社の独占となっている公衆電気通信を競争条件下に開放することは、逡信省以来の我が国の電気通信の法体系にとって大変革であることに変わりはない」と記載し、電電公社の自由化に長期的な論議が必要との慎重な意見を明らかにした。

一方、読売の報道は、電電公社の自由化を全面支持していた。1981年1月25日の記事で、読売新聞は電電公社の自由化をめぐる郵政省（許可制にこだわり）と通産省（完全自由化にこだわり）の対立を指摘し、「郵政省は1日も早く自由化して、利用者の利益をはかってほしいという声によく耳を傾けるべきだろう」と明記した。その後、読売は社説および解説記事を通じて、自由化の方針を再三強調するとともに、郵政省および自民党内の郵政族による統制を自由化の障害として強く批判した。

一例を挙げると、1984年2月18日の読売社説は下記の通りである。

(前略)「改革の骨子を見る限り。総じて郵政省による規制色が極めて強い内容だとの印象が強い…三月末の法案提出までに、郵政、自民党郵政族は公社の権益は私物ではないことをもう一度反省してほしい。」(後略)

そのほか、1985年3月30日の社説では、通信の自由化を時代の流れに位置付け、郵政は世の中の大勢、すなわち自由化の流れに逆らってはいけなと表明した。つまり、電電公社の自由化をめぐる論争の中で、慎重論を持つ朝日新聞と「徹底的に推進すべき」と主張する読売新聞との相違は鮮明であり、読売は中曽根首相の「電電改革政策」を支持していたと言えよう。

また、上述した両紙の電電改革に対する姿勢の相違は、株式売却を中心とする電電公社の利益分配にも影響を及ぼしている。新会社の株売却益に関する両紙の社説を比較してみれば、両紙ともにこの利益は国民全体のものであると主張したが、朝日(1984年12月10日)は郵政省の提案、すなわち株売却益の三分の一(約2兆円分)を基金として、「電気通信振興機構」を新設し、基礎技術の研究、地方のニューメディア普及、国際交流などの事業をおこすことを支持した。一方、読売新聞の社説(1984年12月1日と1984年12月21日)では、電電株の売却益を一つの省が特定目的のためだけに使うことは許されないとの意見を示していた。それ故、読売は郵政省による「電気通信振興機構」の新設構想に終始反対したのである。電電の利益分配問題にしても、読売は「電電公社は郵政省の統制から完全に独立するべき」との立場で一貫していた。

周知の通り、当時電電公社の民営化を反対するのは郵政省、自民党内の郵政族のみならず、社会党と緊密な関係を持つ全電通(全国電気通信労働組合)も「分割・民営化」に反対意見を示した⁴⁵。これについて、朝日新聞(1981年3月25日)は次のように示唆した。

(前略)「全電通の労働界での位置から見て、公労協の再編成、さらに労働界再編成の動向にも影響することは必至だ…電電公社の民営化問題は単なる一特殊法人の民営移管のも大を超えた政治的重みを持っているようだ。」(後略)

それ故、電電公社の改革をめぐり、読売は自由化に反対する郵政省を批判するとともに、電電改革の阻止を図る全電通および社会党に対して強く要求した。1981年10月27

⁴⁵ 「電電公社民営化に関する考察」(4) 『神戸国際大学経済経営論集』35(1) pp55-79 羽瀧貴司 2015年6月

日、読売は全電通の公社改革案に対し、「全電通は今後の作業の中で、組合本位の姿勢を捨て、国民本位の視点に戻ることを期待した」とした。また、1984年8月1日の読売社説「参院は電電成立を遅らすな」では、野党の反対姿勢を批判し、「参院審議のあり方に反省を促し、電電改革案の会期内成立を強く要望する」と強調した。さらに、電電改革案が通過した後、読売は「民間全電通への期待と注文」との社説を掲載し、「官公労運動にありがちな独善性を排し、自分を客観的に眺める謙虚さを常に持った運動の展開」、「過度の政治性を慎むべきだ」など全電通の過去の歴史を事実上批判した上で提言している。以上の比較を踏まえ、中曽根首相は野党と官界の反対を押し切って民営化を推進したことに対して、朝日と読売は異なった報道姿勢を示していたのである。

本節では、両紙による中曽根内閣、竹下内閣(リクルート事件まで)および同時期における自民党に対する国民の支持率を分析した上で、リクルート事件前における政界に対する報道姿勢を分析する。

1 中曽根内閣

朝日新聞および読売新聞による中曽根内閣支持率(1982.12-1987.11)の世論調査を比較すると、以下のような共通点がまとめられる。

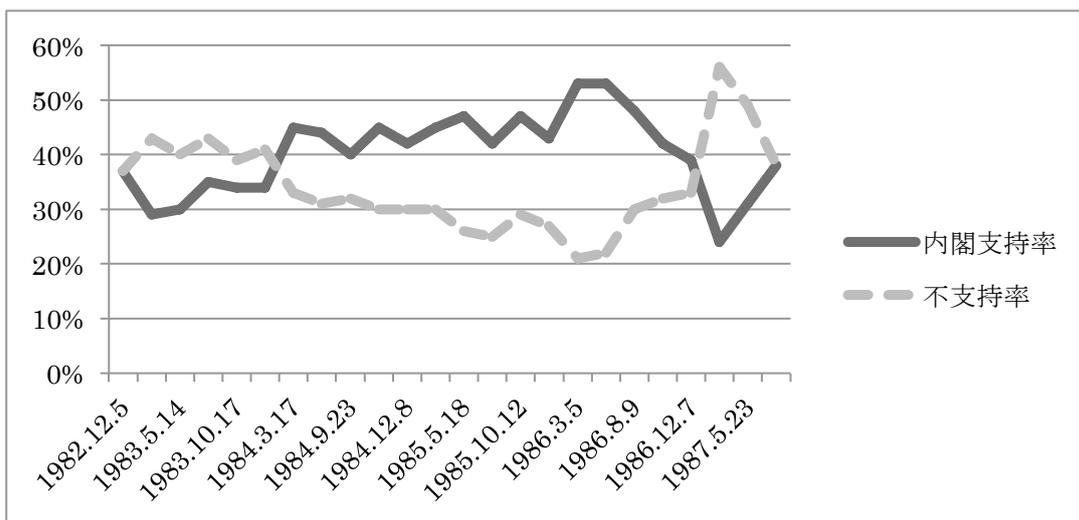


図 1-2 朝日新聞の中曽根内閣支持率の世論調査

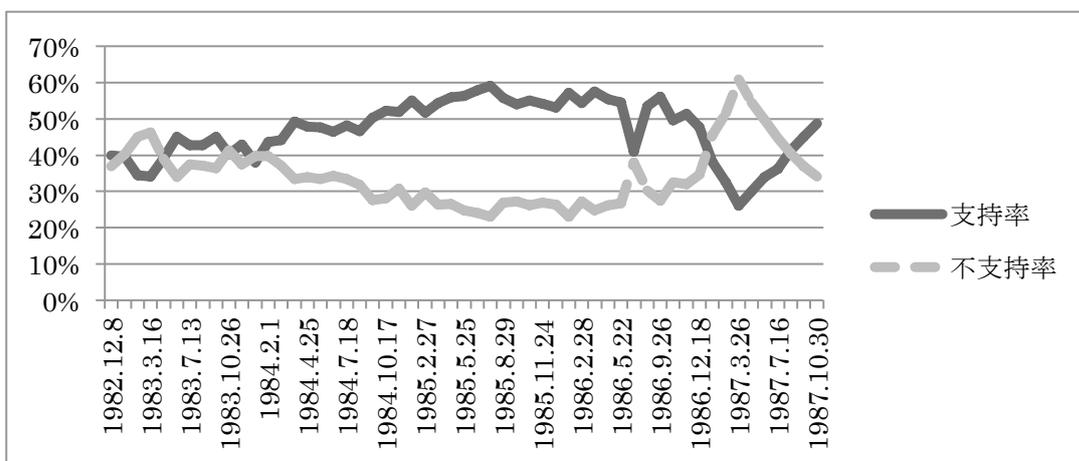


図 1-3 読売新聞の中曽根内閣支持率の世論調査

1982年11月当時、発足した直後の第1次中曽根内閣は、内閣の支持率が不支持率と拮抗する状況で船出した。その理由について、朝日新聞は「文字通りの田中・中曽根内

閣である。…政治刷新を期待する国民への挑戦的姿勢には驚くほかない」（1982年11月27日）と分析するとともに、同日の読売も「加藤入閣、二階堂を幹事長、官房長官を後藤田、いずれも田中派で占められたことも異常というほかない」と論じた。また、1984年以降の長い間、ないしは第2次中曽根内閣（二回の改造政権も含め）と第3次内閣の前期に、内閣支持率は上下しつつも、基本的に高い水準だった。その中で、1986年7月読売新聞の世論調査によれば、内閣の支持率は急減し、一時的に不支持率と接近したことがわかった。これについて、読売新聞は自民党支持者の支持が大幅に低下したという原因以外に、「今まで毎月の調査対象は3000人が、今回は9.6万人で、こうした大規模調査では内閣支持率がやや低く出る傾向があることから、多少の影響があったとみられる」と急激な低下を説明した。さらに、1986年9月以降内閣支持率の持続的低下については、両紙とも売上税導入などの税制改革案が一番大きな要因だったと指摘した。1987年3月から、発足以来の最低値に落ちた支持率は一転上昇し、9月頃に不支持率を上まった。

また、各時期における両紙の社説および解説記事を分析すると、中曽根内閣に対する報道姿勢には大きな相違点がある。前述した第一次中曽根内閣発足時の低い支持率について、朝日新聞は田中元首相の影の内閣と批判したことに対し、読売新聞は「むしろ不人気内閣に徹せよ」（1982年12月9日）との社説を出し、「首相の三大懸案である行政改革、財政再建、日米関係修復を本気でやろうとする場合、不人気になる要素が多いと言わなければならない…その場合、国内の抵抗や支持率などが頭にちらついては、決断は下せまい。あえて不人気に徹する覚悟がなければ、首相の三懸案に取り組むことは不可能である」と首相の施策に同意する姿勢を示した。

1983年12月17日、第二次中曽根内閣が発足した際、朝日新聞は「新自由クの選択は、有権者の意思に反した形で自民党を助ける結果に終わりがねない…連立相手の新自由クラブを味の素に例えたようなくだりもあって、謙虚な反省はカゲが薄くなった形だ」⁴⁶と自民党や新自由クラブの連立政権（いわゆる保保連合）に厳しく注文をつけた。一方、読売新聞はこの連立政権を評価し、「新自由クラブの連合参加、そうした欠陥（腐敗しやすい）を補い、政治論理の確立、教育改革、行財政改革、平和外交など、重要課題を推進する上で大きな力となる」⁴⁷と期待した。また、翌年の政治家の資産公開をめぐり、読売新聞は政治家の全面的な資産公開を主張するとともに、「野党側自分達はどうか。何もしないで、政府のやり方にけちをつけるのではなく、それを上回る基準内容の

⁴⁶ 1983年12月27日朝日社説「保保連合への大きな疑問」より

⁴⁷ 1983年12月27日読売社説「連合生かした強力な政治を」より

資産公開を実践して、国民に評価を問いかけるべきではないか⁴⁸、「野党側は見当違いの批判を口にしながら、実行に移そうとはしない、これはどう考えてもおかしい⁴⁹と野党の消極的な姿勢を批判した。それに対し、朝日新聞は「閣僚の資産公開の基準は依然として不透明」⁵⁰と政府に対する懸念を示したことに止まった。

前述のように、1986年9月から翌年の3月頃まで、中曽根内閣の支持率は低下しつつあった。原因を、読売、朝日ともに税制改革にあると指摘したが、読売は「税制改革を断行する上で、支持率の低下を気にする必要がない」と強調し、事実上、中曽根首相の税制改革を支持する立場を明らかにした。さらに、1987年11月、中曽根首相が退陣した後、読売新聞は「改革に飽くなき挑戦の5年間」（1987年10月30日）との社説を掲載し、「わかりやすい政治が最後まで国民世論の高い支持率を得た」と中曽根政権を高く評価した。他方、朝日側は「中曽根内閣の高支持率は国民がどう内閣政策全般を支持した結果というわけではないことを本社調査は物語る」と読売新聞と異なる評価を下し、中曽根内閣に対する厳しい姿勢を貫いた。

つまり、中曽根内閣において、読売は「親中曽根」、ないし「中曽根支持」の報道姿勢を貫いていたと言えよう。その理由について、当時読売新聞の取締役論説委員長であった渡邊恒雄と中曽根の親密関係が考えられる。1950年代後半、渡邊恒雄は自民党副総裁大野伴睦の番記者として、大野の厚い信頼を得ることになった。同時期において、渡邊恒雄と知り合った衆議院議員中曽根康弘は渡邊の推薦で大野副総裁の支持を得て、第二次岸改造内閣の科学技術庁長官として初入閣を実現した⁵¹。また、1967年、渡邊の斡旋で、中曽根は反佐藤の姿勢を変え、第二次佐藤内閣の運輸相として入閣した⁵²。さらに、1982年、「闇の将軍」と呼ばれた田中角栄の支持を得た第一次中曽根内閣の成立にも、渡邊の支援が不可欠だったのである。この点について、元田中秘書の早坂茂三は、「その間、ツネさんの僕へのアプローチは随分頻繁だった。彼は中曽根のために折れくぎを拾い、仕掛けられた地雷を取り除き、中曽根の足下を照らしてやっていた」と証言した⁵³。以上の経緯から見れば、1950年代から1980年代において、渡邊恒雄は中曽根康弘に寄り添い、いわゆる「中曽根-渡邊ライン」⁵⁴は存在していることが明白的である。

1981年読売新聞論説委員長になった渡邊恒雄は、「最終的に自分が責任を持つ」⁵⁵社

⁴⁸ 1984年1月27日読売社説「野党も資産公開を逃げるな」より

⁴⁹ 1984年4月8日読売社説「野党の資産公開は建前だ」より

⁵⁰ 1984年12月1日朝日新聞より

⁵¹ 『渡邊恒雄 メディアと権力』 pp115-119 魚住昭 講談社 2000年9月4日

⁵² 『渡邊恒雄 メディアと権力』 pp238-239 魚住昭 講談社 2000年9月4日

⁵³ 『渡邊恒雄 メディアと権力』 P315 魚住昭 講談社 2000年9月4日

⁵⁴ 『渡邊恒雄 メディアと権力』 pp109-120 魚住昭 講談社 2000年9月4日

⁵⁵ 『天運天職』 P17 渡邊恒雄 中村慶一郎インタビュー 光文社 1999年1月30日

説で中曽根内閣を支え続けていった。この報道姿勢について、中曽根康弘は「読売の論調は素晴らしいね。渡邊君は、なかなかやってくれている。各新聞社の首脳にも、これを回覧して読ませたいくらいだ。NHKも、大いにこれを参考にしたまえ」⁵⁶と称賛した。したがって、リクルート事件における読売の中曽根に対する報道姿勢もこの渡邊の意見に影響されたのではないかと考えられる。

⁵⁶ 『中曽根康弘 大統領的首相の軌跡』 P200 服部龍二 中公新書 2015年12月20日

2 リクルート事件までの竹下内閣

朝日と読売それぞれの世論調査によると、1987年11月竹下内閣の発足からリクルート事件が発覚するまで、竹下内閣の支持率は40%以上の高水準で維持された。その原因として、両紙ともに支持理由を「自民党政権だから」、「首相が竹下だから」、「経済政策」、「外交姿勢」などに分けた上で、自民党政権が一番大きな要因であることと指摘した。一例としては、発足当時の高い支持率(朝日48%、読売51.5%)について、朝日新聞が「竹下内閣はスタートばかりである。目に見える実績があるわけではない」(1987年11月13日)と掲載したのに対し、読売も「支持率高いのは、竹下内閣の実績が評価されたわけではない」(1987年11月20日)と評していた。

また、新内閣への姿勢に関する報道から見ても、朝日新聞と読売新聞の報道傾向は一致している。社説「期待に応える実績」(1987年11月13日)の中で、朝日新聞は上述した支持率に対する評価を下した上で、「この支持率に気をよくすることなく、地道な実績を積み上げる努力であろう」との注文をつけた。そのほか、読売側は「意欲と自負を実績で示せ」(1987.11.8)との社説を通じて、「静かな期待と大胆な発想に立った各論の実行が必要である」と竹下内閣に対する期待を示した。

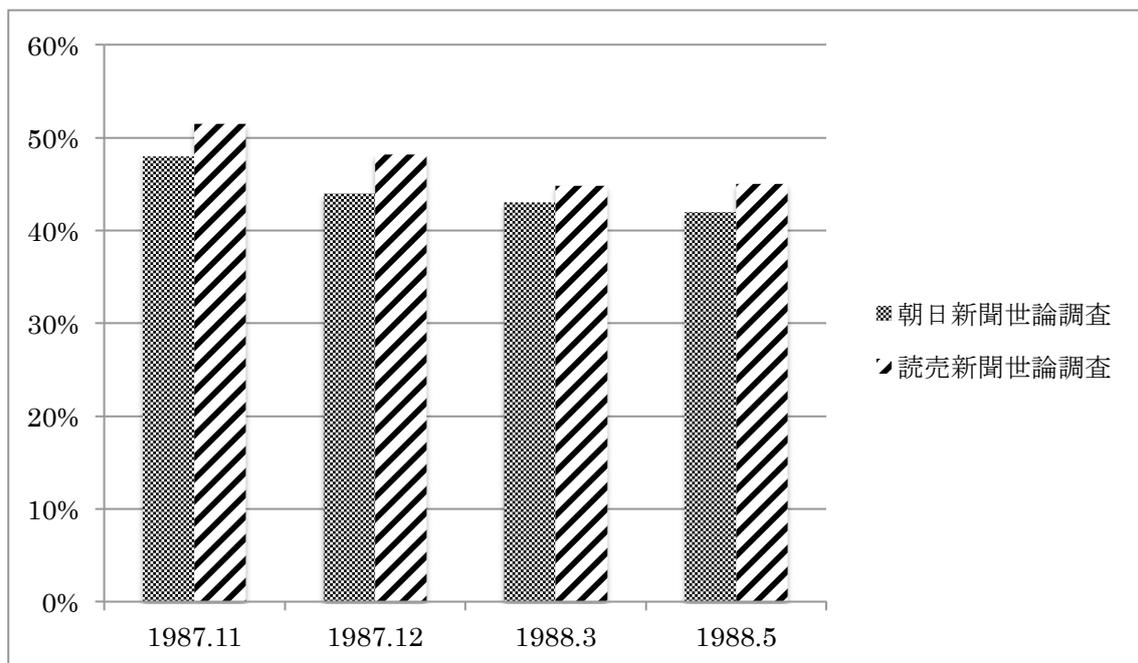


図 1-4 リクルート事件まで竹下内閣の支持率変化

一方、税制改革問題、特に与野党の税制改革に対する態度をめぐる記事を比較すると、両紙の報道姿勢に大きな隔たりがある。竹下政権最初から、読売は「土地と税制改革を

当面の最重要課題に位置付けたことも適切と言えよう」（1987年11月8日）、「税制改革、土地対策は緊急課題だ」（1987年11月20日）、「税制改革が今なぜ急務なのかという点を、首相はもっと勇気を持って説明すべきだったと思う」と再三にわたり税制改革の重要性を主張した。朝日は首相が山積する課題から早く優先順位を決めるべきであると促したが、税制改革の緊急性について言及しなかった。また、与野党の税制改革に対する態度について、読売は「野党側はこぞって大型間接税導入に反対し、竹下内閣への対決姿勢を強めている。…私たちは野党の審議拒否の戦術に賛成することはできない」（1988年1月24日）、「野党側は、自分たちが要求している財源の範囲内で協議しなければ減税議論に応じないと言い…こんな身勝手な態度を許すことはできない」と野党の税制改革に消極的な態度を強く批判した。それに対し、朝日新聞は「首相はどんな税のあり方を望んでいるのか、そっぽを向いてではなく、なるべく国民の顔をまともに見つめた形で考えを聞かせてもらいたいと思う…時間はかかっても、与野党間で煮詰めてゆくことが必要だ」との意見を堅持し、野党との協力が不可欠であることを与党に注文をつけた。つまり、リクルート事件前の竹下内閣に対して、特に税の問題をめぐり、読売新聞と朝日新聞の報道姿勢は鮮明に対立していたことが明白的だったのである。

3 同時期における自民党の支持率

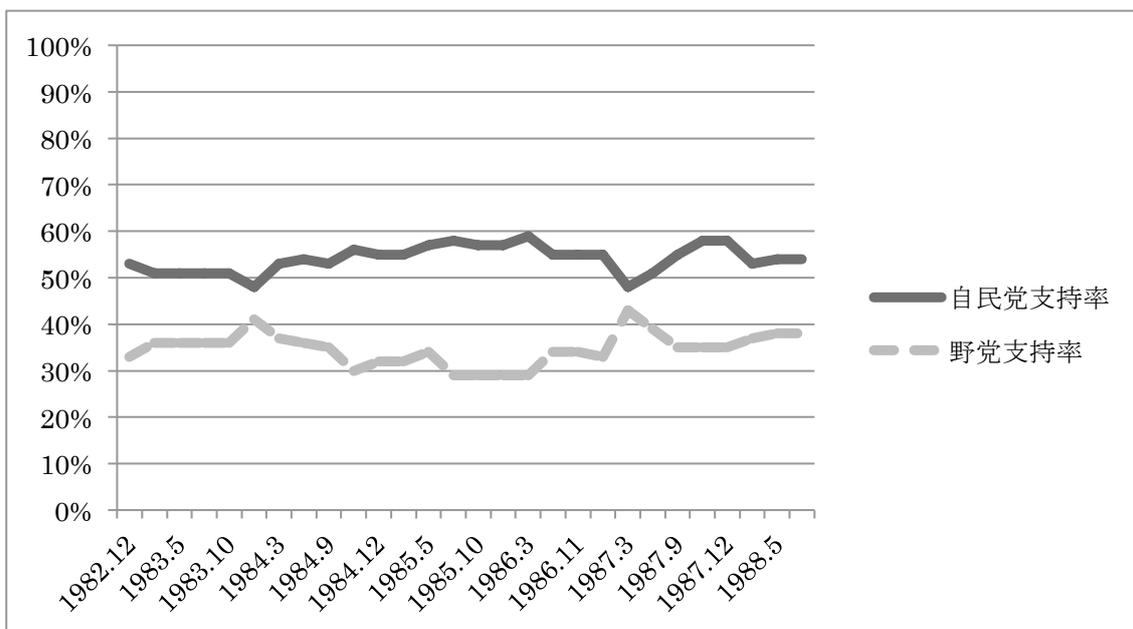


図 1-5 朝日新聞の世論調査による中曽根、竹下政権における政党支持率

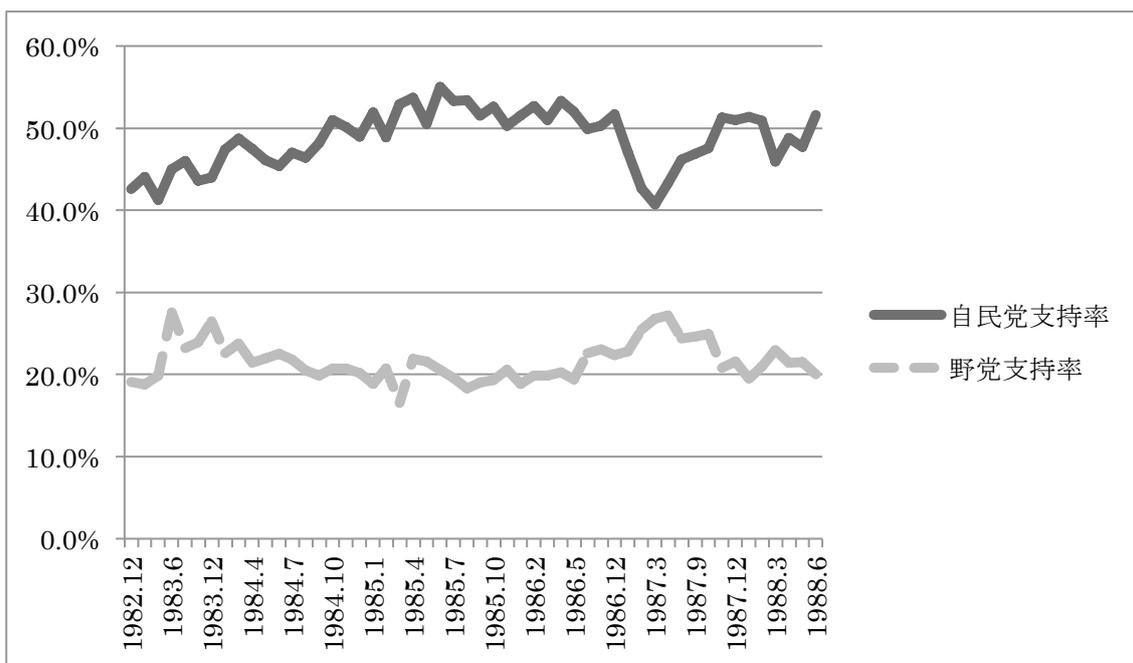


図 1-6 読売新聞の世論調査による中曽根、竹下政権における政党支持率

図 1-5 と図 1-6 はそれぞれに朝日新聞と読売新聞の世論調査による中曽根、竹下政権における政党の支持率を示している。総じて言えば、1982 年 12 月から 1988 年 6 月ま

で、自民党の支持率は安定的だった。その中で、1987年3月第3次中曽根内閣は税制改革を行った際に、自民党の支持率が大きく下落した。言い換えれば、税制改革の実行は当時の中曽根政権のみならず、有権者の自民党に対するイメージも大きな影響を与えた。また、すでに述べたように、1988年11月からリクルート事件まで、竹下政権の高支持率の一番大きな要因は自民党政権だったのである。それ故、両政権の支持率と当時の自民党支持率に緊密に関連していたとも言えよう。

80年代に入ると、石油危機の乗り越えと高齢化の進めなどの社会環境を背景に、日本国民は自分の暮らしを満足しながら、「現状維持」という保守意識が強くなった。

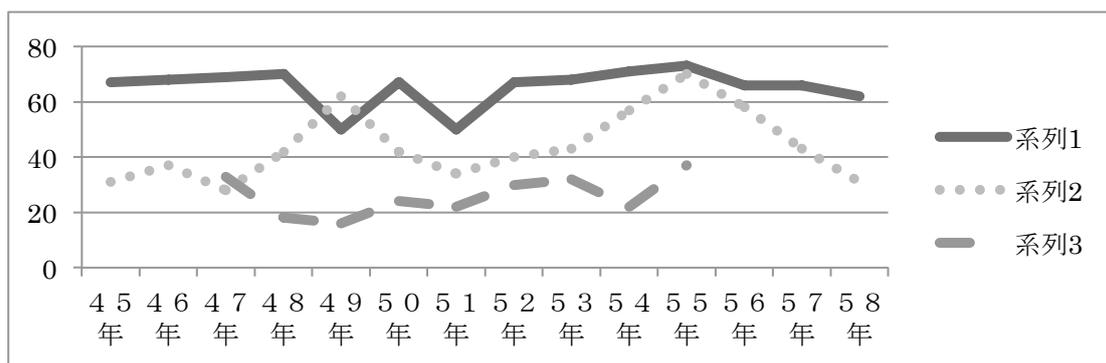


図 1-7 暮らしの満足度、政治への満足度

出典：『自民党-リクルート疑惑と政乱』角川文庫 1989.4 p241 より 一部変動

凡例：系列1：暮らしの満足 系列2：物価対策に力を入れるべきだ 系列3：政治に満足＋一応満足

図 1-7 はこの傾向を明らかに表現している。昭和 55 年（1980 年）以来、「政治に満足＋一応満足」の指数は一度も 40% を超えなかったにもかかわらず、暮らしの満足を感じていた人は常に 60% 以上の高水準で維持されていた。この状況で、「今の生活を守りたい」という意識が高くなった。読売新聞は「自民党の高支持率は消去法。他に適当な党はないため、急激な変化を嫌う」（1985 年 5 月 13 日）と説明した。したがって、1987 年 3 月から税制改革が行われた際に、国民は日常生計が強く影響されかねないと恐れ、自民党政権に対する反感が一時的に強くなった。その後、売上税廃案とともに、自民党の支持率も回復した。つまり、混沌な政治状況の中で「自民党はまだマシ」、「止むを得ず自民党を選択する」という有権者の心理は同時期における自民党の高支持率を支える一因であった。それ故、税制改革を始めとする諸問題に関する朝日新聞と読売新聞の報道姿勢は異なったにもかかわらず、中曽根内閣とリクルート事件までの竹下政権における両紙の世論調査による自民党政権の支持率は大きな相違が観測されなかったと考えられる。

以上の論述を踏まえ、リクルート事件が摘発されるまで、朝日がリクルート社および政界に対する厳しい姿勢に対し、読売は中曽根内閣による規制緩和、税制改革などの政策に支持の姿勢を示していた。その結果、規制緩和の恩恵を得たリクルート社が大きく発展していったほか、税制改革を継承した竹下内閣も高い支持率で発足した。

朝日と読売の報道姿勢の差異はリクルート事件の摘発、事件性質の初期認定にどんな影響を与えたのか。次章で、リクルート事件の発端から検察が介入するまでの新聞報道を分析する。

第二章 事件の発端から検察が介入するまでの新聞報道(1988年6月18日-1988年9月末)

リクルート事件が贈収賄疑惑として朝日新聞に報道されてから検察の捜査が開始するまで、朝日と読売はそれぞれの調査及び分析により、事件の背景、経緯、譲渡リストなどについて報道した。本章では、これらの報道記事、特に両紙の立場を表明する社説などの解説記事をまとめ、この時期における両紙の論争を株譲渡の賄賂性の有無、事件の究明と税制改革の関係(ないしは両者の優先順位)、松原事件に対する報道の姿勢という三つの側面に分類する。その上で、以上の諸問題をめぐり両紙の記事を分析し、事件の発端から検察が介入するまでの段階において、朝日と読売の報道姿勢の差異を明らかにするとともに、この差異が生じる原因及び事件の進展に対する影響を考察する。

第1節 株譲渡の賄賂性

1980年代中曽根内閣民営化改革の一環として、1984年12月、電電公社民営化に関する一連の法案⁵⁷は可決された。これらの法案通過により、国営公社日本電信電話公社のみならず、民間企業も自由に国内電信通信事業に参入できるようになった。その結果、大手広告会社リクルート社は直ちにこの新事業に進出し、独自の通信設備を持つ通信と電話のサービスを行う第一種電気通信事業会社の回線を借りて、第二種電気通信業者として全国で通信サービスを展開し始めた。また、自社の競争力を向上するため、江副浩正社長など当時リクルート社の上層部は大型コンピュータの導入により RCS 事業 (Remote Computing Service, スーパーコンピュータで時間貸し事業) を始めることを決定した。それ故、スーパーコンピュータに対応できる広いビル、いわゆるインテリジェントビルの建設はリクルート社の急務だった。

一方、当時日本全国革新市長会長を兼任していた川崎市の伊藤三郎市長は、川崎市で「まちづくり」の方針を掲げ、特に JR 川崎駅周辺を都市改造計画の重要拠点とした。このような背景で、リクルート社は、JR 川崎駅前の一等地、かわさきテクノピア地区の開発権を獲得した。本来、企業は公有地を購入して開発するのが正当な経済行為だったのである。しかし、朝日新聞の独自調査によると、川崎市とリクルート社の土地売買に利益交換に絡んだ不正行為があることがわかった。具体的には、1985年4月、リクルート社は公募せずにかわさきテクノピア地区を購入した。一カ月後、本来 200%の土地容積率が川崎市によって 700%に上げられたことにより、リクルート社はこの地域で 20 階建ての高層社用ビルを建てた。

1988年6月18日、朝日新聞は「リクルート」川崎誘致時、助役が関連株取得、売却益1億円」とのスクープを掲載し、リクルート社が公務員に自社の未公開を譲渡した

⁵⁷ この一連の法案は「日本電信電話株式会社法案」、「電気通信事業法案」、「日本電信電話株式会社法および電信通信事業法の実行に伴う関係法律の整備などに関する法律案」である。

ことを明かした。1984年12月当時、かわさきテクノピア地区の企業誘致を担当する川崎市企画調整局長（1987年助役に就任）小松秀熙はリクルート社の子会社リクルートコスモスから普通に入手できない当社の未公開株（3000株）を購入した。1986年10月、リクルートコスモスの株が店頭登録された後に、小松助役は大幅に値上がりした株を売却し、約1.2億の利益を得た。さらに、未公開株購入の所要資金3000万円もリクルート社の金融子会社ファーストファイナンスから融資されたものであることが朝日新聞の取材で判明した。つまり、リクルート社はかわさきテクノピアに進出する前に、事業責任者の小松助役に膨大な利益を与えたのである。

この疑惑について、小松助役本人は土地売買と株譲渡の関係を一切否定し、リクルートコスモスから譲渡された株の正当性を主張した。1988年3月から神奈川県警は一度事件の調査に着手したが、調査時限及び証拠不足のため、調査を中断した⁵⁸。しかし、6月19日、小松助役は自ら辞表を提出し、「市政および議会に迷惑をかけないように」（1988年6月20日朝日新聞）職務を辞する決意を表明した。社会党、共産党、公明党および民社党の支持を得た伊藤三郎川崎市長は小松助役の辞職願を承認することなく、懲戒措置として小松秀熙の職を解任した。その結果、自民党など野党側は議会で徹底的に疑惑を追及できないことを恐れ、疑惑を調査する「百条委員会」の設置を提案した。6月26日、川崎市議会は野党の提案を否決し、「百条委員会」の代わりに議会内で「小松前助役をめぐる調査委員会」および「市職員倫理高揚対策委員会」を設置し、市側の独自調査で事実を明かす構えを示した。

さらに、6月25日からは、森喜朗元文相が秘書名義でリクルート株の譲渡を受けたことがマスコミに報道され、株譲渡の疑惑は地方から政府、中央省庁に拡大した。元自民党政調会長渡辺美智雄、元農水相加藤六月、元防衛庁長官加藤紘一、元民社党委員長塚本三郎、中曽根康弘前首相、安倍晋太郎自民党幹事長、宮沢喜一蔵相、竹下登首相、日本経済新聞社長森田康なども譲渡リストに挙げられ、リクルート疑惑は川崎市から中央政界および経済界に拡大した。上述した人物はいずれも秘書、家族ないしは本人の名義で1984年にリクルート社関連の非公開株の譲渡を受け、多額の売却代金を得ていた。結局、一連の疑惑の責任を取るため、江副浩正リクルート会長は7月6日に辞任し、その後、兼任した政府税制調査会の特別委員、文部省審議会委員の職も辞任した。また、日経新聞社長森田康は「記者の上場会社の株保有が禁止される」という日経新聞の内規⁵⁹に違反したとして辞職した。

一方、国会では、社会党、共産党などの野党勢力はリクルート問題を強く追及し、江

⁵⁸ 『自民党 リクルート疑惑と政乱』 P153 毎日新聞政治部 角川文庫 1989年7月25日

⁵⁹ 『リクルート事件・江副浩正の真実』 P16 江副浩正 中央公論新社 2009年10月

副前会長を中心とするリクルート社関係者および疑惑に関わった政治家の証人喚問を要求した。特に「リクルート問題特別委員会の設置」と「税制改革」の優先順位をめぐり、野党側は「疑惑解明が最優先」と強調し、与党と対決の姿勢を取った。その結果、8月の国会は与野党の対立によりほぼ空転し、リクルート疑惑に対する究明が進展しなかった。他方、大蔵省は、疑惑の全容解明方針を固め、リクルート社および関連の証券会社に対する事情聴取を始め、株の譲渡リストと譲渡違法性の有無などの問題をめぐり調査を開始した。結局、大蔵省は無届け株譲渡でリクルート側の証券取引法違反を認定したが、3年の時効が過ぎていたため、リクルートコスモスに届けの再提出との行政指導を行った。

つまり、1988年9月20日事件の調査が再開するまで、譲渡の目的ないしは株譲渡の賄賂性は終始不明のままだったのである。同時に、株譲渡の賄賂性の認定をめぐり、朝日と読売は、下記のように独自の立場で議論を展開していった。

1988年7月3日、朝日新聞は社説「この疑惑は見過ごせない」を通じて、「仮に法に触れないとしても、リクルート社による計算された利益供給である疑いが極めて強い」と株譲渡と利益交換の関連性を指摘した。また、7月18日最高裁判所が遺産住宅事件に有罪判決を下した後、朝日新聞は「リクルート事件は遺産住宅の事件と基本的に似ている構造である」と指摘し、「職務権限に照らして収賄容疑が濃厚と見られた川崎市前助役に対する捜査が打ち切られた経緯もすっきりしない」と株譲渡の違法性を示唆した。

遺産住宅事件とは、1973年に発覚した日本の贈収賄事件である。事件の当事者となった遺産住宅相互会社の社長東郷民安は、自社の未公開株を政界、官界、幹事証券会社に譲渡し、税法違反容疑で逮捕された。1977年、第一審の判決は無罪でありながら、3年後の第二審は逆転有罪となり、東郷本人も懲役2年6ヶ月(執行猶予3年)の実刑を言い渡された。この判決について、最高裁の判決文は以下のように記述した。

(前略)「東京証券取引所等において新規に上場されるに先立ち、あらかじめその株式が公開された際、贈賄側のものが公開に係る株式を公開価格で提供する旨の申し出をし、収賄側のものがこれを了承してその代金を支払い込むなどしたという事案であるが、株式は、間近に予定されている上場時にはその価格が確実に公開価格を上回ると見込まれるものであり、これを公開価格で取得することは、これらの株式会社ないし当該上場事務に関与する証券会社と特別の関係にない一般人にとっては、極めて困難であったというのである。以上の事実関係のもとにおいては、この株式を公開価格で取得できる利益は、それ自体が贈収賄罪の客体になるものと

いうべきであるから。」(後略)⁶⁰

以上の判決意見によると、最高裁の有罪認定の要件は「确实の値上がり」と「普通に入手が困難」という二点だったのである。つまり、朝日はリクルート疑惑における株の譲渡もこの二つの要件を満たすではないかと主張した。7月26日、朝日はさらに「刑事責任について、値上がり确实な非公開株の譲渡は場合によっていろいろになるとの最高裁の判断もあった。国会は、捜査機関の対応が妥当かどうかを検討すべきだ」と注文をつけた。言い換えれば、朝日はリクルート社の贈賄責任を批判する他、政治家の収賄責任も追及しなければならないと強調した。朝日は、6月中旬以降から、リクルート株を受けた政治家のリストを公表しつつ、「秘書と言え、政治家の分身であるため、政治家が知らないで済むことではない」、「江副と政治家言論の食い違いを弁明すべき、証人喚問は事件の全体の構図をはっきりさせることも重要なポイント」⁶¹と政治家の責任を示唆した。

これに比べ、読売新聞も「殖産住宅事件とリクルートコスモス株問題は、その構図がそっくりである」⁶²と指摘した一方、「リクルート株の譲渡がそのまま贈収賄に結びつくわけではない。リクルート側の意図、割り当てを受けた人の立場、職務権限について、十分に吟味する必要がある」と慎重な姿勢を示した。

9月9日、「衆院税制問題など特別委員会」の設置により、リクルート疑惑に関する国会での集中審議が始まった。共産党、社会党は江副浩正の証人喚問を要求すると同時に、リクルート社に2台の輸入スーパーコンピュータを転売したNTTの関係者を取り上げ、当時NTT社のデータ通信事業本部長長谷川寿彦もリクルート社の未公開株を受けていたことを摘発した。それ故、リクルート疑惑はNTT方面に波及した。また、一度否決された川崎市議会の「百条委員会設置」の提案は9月下旬に可決され、小松助役とリクルート社の贈収賄関係の有無に対する集中調査も開始された。

⁶⁰ 昭和63年7月18日 「最高裁判所第二小法廷判決」より

⁶¹ いずれも朝日新聞1988年7月8日より

⁶² 1988年7月22日読売より

第2節 事件の究明と税制改革の関係

前章で述べたように、リクルート事件の前から、朝日と読売は税制改革に対する意見が異なっていた。朝日は、与党が国民の声を無視せず、野党と協力すべきであることを強調し、税制改革に慎重な姿勢を示した。一方、読売は野党の税制改革に対する消極的な態度を批判した上で、中曽根内閣および竹下内閣による税制改革の必要性和緊急性を主張した。両紙のこのような報道姿勢はリクルート事件における報道、特に事件の究明と税制改革の優先順位をめぐる論争に大きな影響を与えた。

表 2-1 事件の究明と税制改革の優先順位をめぐる朝日新聞と読売新聞の論争

	朝日新聞	読売新聞
1988年7月	1. 信頼をどう回復するか (1988. 7. 8) 2. 疑惑解明こそ最優先課題だ (1988. 7. 13) 3. 結論急がず実のある審議を (1988. 7. 17) 4. 私欲あらば常闇なり (1988. 7. 30)	1. モラルがマネーに敗れる時 (1988. 7. 8) 2. 税制改革は国政の最優先課題だ(1988. 7. 19)
1988年8月	1. 国民の信頼を回復する審議を(1988. 8. 4)	1. 税制改革も、リクルート究明も(1988. 8. 26)
1988年9月	1. 国会は税制の審議を尽くせ(1988. 9. 25)	1. 税制法案審議の環境は整った(1988. 9. 6) 2. 税制改革、早急に実質審議を(1988. 9. 23)
1988年10月		1. 抜本税制改革の論議を聞きたい(1988. 10. 6) 2. 江副氏は社会的責任にこたえよう(1988. 10. 13) 3. リクルート疑惑 早急に解明し税制審議を(1988. 10. 19)

1988年7月8日、朝日は「リクルート問題は、税制改革の土台を掘り崩した」と評

論し、リクルート問題の解決を税制改革に繋げた。また、7月13日と17日の社説の中で、朝日は「税を導入するかどうかという問題じゃなく、政治に関する疑惑を徹底的に解明することが今国会の最優先課題だろう」と事件究明の重要性を訴え、リクルート問題の解決を「不公正税制論議の突破口」として位置付けた。その後、朝日は、「公平な税体系を構築するため、リクルート疑惑について国会の証人喚問を実現させるなど、政治家とカネの関係をスッキリさせるべきだ」、「首相が真に税制改革について国民の理解と協力を求めるのであれば、証人喚問など真相究明に柔軟な態度をとるべきだ」⁶³など複数の報道を出し、政府、特に首相の政策判断に注文をつけた。

これに対し、読売は「不公正税制改革について、国会で徹底的に議論すべきであり、今回の事件で税制改革への道を閉じてはならない」⁶⁴と朝日の報道姿勢を批判し、「税制改革は国政の最優先課題だ。事件の解明、政治論理の確立と税制改革の審議を同時並行的に進め、再発防止に努力すべきだろう」⁶⁵と反論した。そのほか、1988年8月26日の社説「税制改革も、リクルート究明も」の中で、読売は「税制抜本改革の重要性がリクルート問題に劣るとは絶対に言えない」と、税制改革および事件究明の同時進行の重要性を強調した。

以上の比較と表2-1から見ると、リクルート事件が発覚してから1988年8月にかけて、両紙は事件の究明と税制改革の優先順位をめぐり激しい論争を行ったが、朝日は読売より数多くの社説を掲載することで、世論形成および意見誘導において読売に対して優位に立ったことが理解できる。その結果、1988年9月まで、リクルート事件の調査は大きな進展がなかったにもかかわらず、上述したように税制改革の審議も与野党の拮抗で一時的に停滞することとなった。

一方、表2-1の示しているように、9月以降の読売は税制改革の実行を訴える社説が増え、税制改革の早期実行という世論喚起にさらなる力を入れたとも言えよう。具体的には、9月6日と23日の社説を通じて、読売は野党の「税制抜本改革案の審議入りを遅らせるために、リクルート問題や不公正税制を持ち出す」という方針を批判し、税制改革が早急に実質審議に入るべきであると従来の姿勢を示した。

さらに、10月に入ってから、読売新聞は「抜本税制改革の議論を聞きたい」⁶⁶、「税制改革関連六法案の審議入りを遅らせるわけにもいかない」⁶⁷、「不公正是正を含めた税制抜本法案の審議に入るべきである」などを訴え、事件の究明は税制改革の支障になら

⁶³ 1988年7月30日より

⁶⁴ 1988年7月8日より

⁶⁵ 1988年7月19日より

⁶⁶ 1988年10月6日より

⁶⁷ 1988年10月13日より

ないようにとの姿勢を堅持した。その理由について、渡邊恒雄元読売新聞社長は以下のように説明している。

（前略）「読売の社説は中曽根内閣の政策と対立する事はほとんどなかった。売上税の導入だって読売は断固支持した…五パーセントの売上税というのは絶対にやるべきだったね。だから、読売新聞は売上税賛成ですよ」（後略）⁶⁸

また、リクルート方面への調査に慎重な態度を持っていた読売は9月から一転し、リクルート社の関係者、特に江副浩正前社長への調査が必要であると主張した。上述した論説の中で、読売側は税制改革の実行を呼びかけると同時に、「江副氏には世間を騒がせ、税制審議を混乱させた責任がある」、「他のリクルート社幹部を参考人として呼ぶなど次善の策を講じるのもやむを得ない」、「江副は…本当に反省しているとは思えない」などと税制改革の停滞、政治混乱の責任を事件の贈賄側としてのリクルート社方面に押し付けた。

他方、朝日は税制改革法案の審議に入れない理由を「自民党が江副リクルート前会長らの証人喚問に応じなかったことである」⁶⁹とまとめた。10月以降、朝日はさらに「江副氏は国家、社会に対する審議をまず考えるべきだ…江副氏がこのような態度をとる以上、国会は証人として喚問して、厳しく問いただす必要がある」と江副浩正の消極的な態度を批判した。前述したように、1988年9月9日「衆院税制問題など特別委員会」の発足により、社会党と共産党は江副前会長の国会での証人喚問を強く要求した。それ故、同時期における朝日は野党と歩調を揃えながら、7月以来政治家の責任を追及したことの代わりに、リクルート社の贈賄責任への批判に力を入れた。言い換えれば、1988年9月から、両紙の税制改革と事件究明をめぐり論争は実際にリクルート社の贈賄責任を追及することに統一したとも言えよう。その理由を解明するため、1988年9月5日に公開されて、リクルート事件の「ターニングポイント」とも呼ばれた「松原事件」における朝日と読売の報道を分析する必要がある。

⁶⁸ 『渡邊恒雄回顧録』 P330 伊藤隆、御厨貴、飯尾潤 中央公論新社 2000年1月10日

⁶⁹ 1988年9月25日より

第3節 松原事件

1988年9月5日、リクルートコスモス社長室長松原弘は檜崎弥之助国会議員（社民連）に贈賄する映像が日本テレビで放送された。檜崎代議士の記者会見によると、松原室長は国会でのリクルート疑惑追及をやめさせるため、数回にわたり500万の現金を持ち議員宿舎まで訪れ、檜崎議員に贈賄した。事前に連絡をもらった日本テレビは、檜崎議員の宿舎で監視カメラを設置、当時贈賄工作の画像を撮影した。その後、檜崎代議士は松原室長、リクルート社前会長江副浩正およびリクルートコスモス社長池田友之を贈賄罪で東京地検に告発した。この告発をきっかけとして、東京地検特捜部はリクルート事件に対する正式な調査を行い始めた。松原事件の後、リクルート疑惑の早期究明を求める声はさらに高くなった。

同事件について、朝日は1988年9月7日の社説「リクルート事件、疑惑の解明はまったなし」の中で、「ビデオの隠し撮りの経緯などまだよくわからない部分があるとしても、リクルートの金権体質にはあきれ」とリクルート社を批判した上で、「真相究明に各党が一致して立ち上がるべきだ」と呼びかけた。9月10日、朝日は「リクルート疑惑 国会と検察の両輪で解明を」と検察の介入を呼びかけ、「検察当局に対しては、当然ながら徹底したメスをふるうよう期待したい…贈賄疑惑を突破口に、株疑惑本体の解明が進むことを多くの人々が期待している」との世論を作った。一方、9月7日の読売は、「真相究明は当然である税制改革などの重要案件の審議を葬り去ろうとすれば、国会の役目は失われてしまう」と従来の主張をしたが、「これまでリクルート疑惑に慎重な構えを見せていた捜査当局だが、早急に捜査を開始することを強く希望する」と検察に注文をつけた。また、9月10日の読売は、「伝えられる事実だけで、前次官がリクルート側に便宜を図ったと判断するのは早すぎる。検察当局の厳正な捜査によって、事件の全容が国民の前に明らかにされることを強く望む」と慎重なおかつ公正な調査が必要であることを強調した。つまり、松原事件が発覚した時点で、両紙はともに真相究明の必要性を強調したのである。

1988年10月20日、松原弘前コスモス社長室長が東京地検に贈賄容疑で逮捕された後、朝日と読売はそれぞれ「株疑惑の全容に迫る捜査を」、「強制捜査で新局面入ったリクルート」との社説を掲載し、江副前会長を始めとするリクルート社を批判した。その中で、朝日は「賄賂申し込みが前室長の単独行為とは考えられない以上、上層部とりわけ江副本人の関与や目的の究明が今後の焦点となる」とした。一方、読売側も「江副に対する検察の事情聴取も必至の情勢だ…贈賄工作事件だけに絞って、検察当局が捜査をまとめようとするれば、リクルート疑惑の全体像を見失うおそれがある」とリクルート社に対してさらなる調査が必要であることを提示した。

以上の分析を踏まえ、本節では、松原事件を契機として、読売は新聞マスコミの報道方向を収賄側に対する批判から贈賄側リクルート社に集中させ、世論誘導に成功したとの仮説を提起する。その意図は世論の政界に対する不満及び批判を和らげ、リクルート事件の影響が政府による税制改革に波及しないことだったのではなかろうか。

その理由として、まず、松原前室長の行為を監視カメラで撮影、全国に公開するのは読売グループ傘下のテレビ局日本テレビだった。朝日の記載⁷⁰によると、「檜崎は、松原との密室でのやり取りを証明するため、以前から親しくしていた日本テレビの記者に依頼して、贈賄申し込みの現場をビデオに収録していた」。これについて、当事者であった菱山郁朗元日本テレビ政治部長(当時は野党クラブキャップ)は以下のように証言した。

(前略)「檜崎議員が会いたいそうです。議員会館に連絡してくださいと記者会館の留守番役の女性がメッセージを伝えてくれた…リクルートはメチャクチャな会社だ。贈賄を立証したいので協力してくれないと(檜崎代議士に)告げられた。私は直ちにデスクに連絡し、経過を報告。賄賂の密室工作現場の取材に着手することが決まった」⁷¹(後略)

さらに、檜崎議員も次の通りに記述した。

(前略)「疑問の余地のない証拠を残して追いたいという私たちの切なる願いをすぐ理解してくれた菱山記者は、『ちょうどよかった。日本テレビにはドッキリカメラという番組があり、そのスタッフが揃っているので、一同社の方に帰り、幹部に相談して、また引き返します』という。結果、『社をあげて協力しましょう』というゴーサインが出た。」⁷²(後略)

つまり、檜崎弥之助議員は、リクルート社の贈賄行為を摘発する(ないし証明する)ため、日本テレビと手を組むことにした。前述したように、1988年9月まで、読売は株譲渡の賄賂性の有無について、慎重な報道姿勢を貫いた。言い換えれば、読売から見れば、リクルート事件は贈収賄事件であるという結論に至るのがその時点で時期尚早なのである。渡邊恒雄元読売新聞社長も「民間人がリクルート社の株を買っていただけで、

⁷⁰ 『ドキュメント リクルート報道』 朝日新聞社会部 朝日新聞社 1989年9月30日

⁷¹ 「隠し撮りの舞台裏」菱山郁朗 日本記者クラブ会員エッセー
<http://www.jnpc.or.jp/communication/essay/e00022417/>

⁷² 『政界の悪を斬る』 pp193-194 檜崎弥之助 日本文芸社 1997年7月20日

やみくもに批判されるのはおかしいだ」と株の賄賂性を疑った⁷³。

一方、「有罪判断」、「早期調査」を主張した朝日新聞にとって、事件の賄賂性を裏付ける証拠の提示は急務だった。それゆえ、「リクルート事件と政治家との関係を徹底的に追及したい」⁷⁴を方針とする社会党出身の議員(当時は社民連所属)として、檜崎議員は朝日側と連携し、贈賄行為の真相を追及するのは常識的に自然であろう。さらに、松原事件まで野党に関する記事を顧みると、読売の野党に対する反対姿勢は明白であった。1988年8月3日、読売は「喚問を党略の道具にするな」との社説を発表し、「リクルート問題を税制改革阻止の道具にしようとする事には反対だ」と野党を批判した。三日後、読売は「真相解明のためには、証人喚問以外にもやるべきことがあるはずだ」と社会党を名指して異議を唱えていた。

にもかかわらず、檜崎議員は読売側のテレビ局を選び、リクルート社の贈賄行為を公にした。もし読売、とりわけ読売新聞の上層部は贈賄映像の公開が、従来の報道姿勢と相違し、今後の報道立場に不利な影響を与えかねないと判断するのであれば、檜崎議員と個人関係が親しい菱山記者は単独に撮影の協力に応じることはほぼ不可能だったのであろう。したがって、檜崎議員と協力し、映像の公開でリクルート社を批判の的にすることが読売の目的であったとも考えられる。

檜崎弥之助(1997)によると、隠し撮りというのはただの「証拠保全」ないし「自己防衛」だった。つまり、もし松原元室長の贈賄行為は檜崎氏を陥れようとする罠であれば、撮影した映像は自分の潔白を証明する証拠となる。9月5日の記者会見で、檜崎議員は、告発するまで1週間ほどの猶予を置き、国会で要求されているリクルートからのコスモス株譲渡先76人のリストなどの資料提出にリクルート側が応じれば、告発の対象者を再検討する(江副前会長、池田リクルートコスモス社長を入れるかどうか)との姿勢を示した⁷⁵。言い換えれば、日本テレビに隠し撮りの協力を要請しながらも、その映像を直ちに公開するのは檜崎議員の本音ではなかったのである。ところが、9月5日檜崎議員の記者会見後、日本テレビは「檜崎議員と相談せず、勝手に」⁷⁶8月30日議員宿舎で撮影した映像を夜6時の番組「ニュース・プラス1」で放送し、翌日から、「賄賂の誘い? 衝撃画面 リクルート疑惑、新たな波紋」(1988.9.6 社会)などの裏付け記事を通じて、松原弘の贈賄行為を大々的に報道した。これについて、檜崎弥之助は回顧録の中で、ビデオを編集した日本テレビの中堅記者の追憶を引用し、自分の不満及び驚きを表した。

⁷³ 『渡辺恒雄回顧録』 pp354-355 伊藤隆、御厨貴、飯尾潤 中央公論新社 2000年1月10日

⁷⁴ 「土井社会党委員長発言」 1988年7月13日 朝日新聞朝刊より

⁷⁵ 1988年9月6日朝日新聞より

⁷⁶ 『政界の悪を斬る』 P202 檜崎弥之助 日本文芸社 1997年7月20日

(前略)「九月五日午後六時、ニュース・プラス1で放送に踏み切るのだが、その放送を見て一番驚いたのは、檜崎代議士本人だったと聞いている。彼は九月五日の午後三時すぎから、松原の贈賄工作に関する記者会見を行い、一週間後にリクルートコスモス関係の幹部を告発すると言った。ビデオは放送せず、検察への証拠として提出するつもりでした。ところが、日本テレビが檜崎代議士になんの断わりもなしに、その日の夕方のニュースで流れした映像を見て、彼は本当に驚き、慌てて、これはまずいと日本テレビに抗議を申し入れてきた。」(後略)⁷⁷

これらの証言を踏まえ、読売新聞は意図的に贈賄行為の映像を社会に公開し、贈賄側(リクルート社)に対する批判の世論を喚起するのが目的だったと考えられる。結果、贈賄者として扱われた松原弘室長は5日夜に緊急談話を発表し、自分の贈賄行為を「はめられた」と説明した。朝日新聞⁷⁸によると、松原室長は「檜崎先生が卑劣なやり方をされたことに対して、憤マンやる方ない気持ちでいっぱいです」と檜崎代議士の隠し取り行為を強く批判した上で、「先生の方から私を呼び出されたことも何度もございます…先生は私に対して何度もオレは信義則の人間だ」と弁解した。この点について、9月9日の読売新聞は松原前室長の知人を通じて、9月3日松原室長が議員宿舎を訪れたのは、前日に檜崎氏から「あいたい」と呼び出しをうけたためだとの事実を記載したが、「多くの議員が永年勤続の表彰を受けながら、檜崎氏だけを標的にした現金工作は説明しきれず、前室長が自分に都合の良い点だけを知人に話したとの見方も出ている」と松原弘の弁解に疑問を投げかけた。

また、表2-2が示しているように、1988年9月、朝日のリクルート社に関する報道の数は7月、8月より大幅に増えたが、政官界に関連する記事が30件から8件に急減した。具体的な内容から見ても、朝日はリクルート社への徹底捜査の必要性、特に江副参与の有無を究明しなければならない姿勢を示した。一例を挙げると、7月と8月の朝日新聞は「政界絡みの株式疑惑 議論の波乱要因に」⁷⁹、「政界サービスなぜ? 広がる波紋」⁸⁰、「竹下首相元秘書も売買 リクルート関連非公開株譲渡」⁸¹、「自民首脳に反省はないのか」などとリクルート事件と政界の関連を示唆しつつあった。一方、松原事件以降、「松原前室長以外にもリクルートコスモス社幹部らから事情聴取する必要がある

⁷⁷ 『政界の悪を斬る』 pp204-207 檜崎弥之助 日本文芸社 1997年7月20日

⁷⁸ 1988年9月6日朝日新聞より

⁷⁹ 1988年7月3日朝日新聞より

⁸⁰ 1988年7月6日朝日新聞より

⁸¹ 1988年7月7日朝日新聞より

としている」⁸²、「リクルート贈賄工作渦巻くナゾ、内部告発、だれの使者」⁸³、「特捜は松原がリクルートグループ幹部と共謀、近く逮捕されるとみられる」などの記事を通じて、朝日側は事件究明の鍵はリクルート社に対する全面的な調査であることを主張した。

表 2-2 1988 年 7 月から 9 月にかけて朝日新聞の記事統計

	7 月	8 月	9 月
リクルート社関連	21 件	21 件	59 件
政官界関連	30 件	29 件	8 件
リクルート事件全体	181 件	202 件	186 件

結局、松原事件から 9 月末まで、自民党政権は安定な支持率を維持するとともに、朝日による新たな株譲渡リストも公表されなかった。9 月 23 日朝日の世論調査によると、竹下内閣の支持率は 45%にのぼり、発足した時に次ぐ高さに回復した。また、有権者の自民党に対する支持率も依然として 55%という高い水準で維持されていた。その理由について、朝日は「税制改革に対する批判的な見方が必ずしも内閣支持の動向に反映していないことをうかがわせる」⁸⁴と説明したが、9 月に入ってからリクルート疑惑が政界に対する影響は限定的であることを事実上に認めた。他方、同 29 日読売新聞の世論調査も同じ傾向を示した。具体的には、8 月竹下内閣の 44.5%の支持率に比べ、9 月 24、25 日の調査結果は 50.6%になり、竹下内閣発足以来 3 番目の高さになった。それに加え、自民党支持率も前回(8 月)より 2.8%上昇し、49.5%まで達した。

さらに、松原事件以降、衆議院税制問題に関する調査特別委員会の発足及び自民党が江副浩正の国会での参考人招致への承認を理由として、税制改革に関する与野党の審議は再開することとなった。特に民社党と公明党は条件付きで税制関連法案審議に前向きな姿勢を示したため、自民党・政府側による税制改革を阻止する野党共闘の局面は分裂し始めたのである。

本章の論述を踏まえ、朝日のリクルート社、税制改革に対する批判に対し、読売は事件賄賂性の不確定性および税制改革の実行を強調した。言い換えれば、リクルート事件の初期において、読売は前章で考察した報道姿勢を示していた。しかしながら、野党および朝日による事件の究明が進展していた結果、リクルート社および政界が大きな打撃

⁸² 1988 年 9 月 8 日朝日新聞より

⁸³ 1988 年 9 月 9 日朝日新聞より

⁸⁴ 1988 年 9 月 23 日朝日新聞より

を受けた一方、中曽根元首相も取り沙汰されていた。それゆえ、9月からの読売は、上述した報道姿勢を調整し、「松原事件」の公開で世論の批判を政界から贈賄側のリクルート社に集中させるようにした。その結果、松原逮捕を始めとする検察の調査が始まった。この調査の中で、朝日と読売はどんな論戦を行われたのか。とりわけ、リクルート社、NTTへの調査という事件の最初の調査段階において、読売は中曽根を中心とする政界側を守るため、いかに朝日の追及に反論し、報道姿勢を転換したのか。次章で詳しく分析する。

第三章 リクルート社、NTT への捜査段階(1988 年 10 月-1989 年 3 月 6 日)

1988年10月から翌年の3月6日まで、検察側はリクルート社、NTT方面に対する調査が急展開した。結果、松原弘前室長、江副浩正前リクルート会長、小林宏ファーストファイナンス副社長、式場英、長谷川寿彦両NTT取締役、真藤恒前NTT会長など数多くの関係者が逮捕されたとともに、中曽根康弘元首相を始めとする政治家の収賄事実がマスコミ及び検察の捜査により次々と浮上した。

具体的には、1988年10月6日、檜崎議員の告発を受けた東京地検はリクルート社の小野敏広秘書室長と竹原敬二総務部長を参考人として事情聴取し、8日に事件の当事者松原弘前社長室長を聴取した。また、社会党と共産党が11日発表した株譲渡先リストによると、加藤孝元労働事務次官、宮沢喜一蔵相、竹下首相の秘書青木伊平などはリクルート社から多数の未公開株を渡されたことがわかった。この指摘について、宮沢蔵相は本人名義で未公開株をもらったことを認め、監督不行き届きと陳謝した。10月19日、東京地検は松原前室長の行為を「賄賂の申し込み」にあたりと認定し、リクルート社への強制捜査を展開した上で、松原弘を贈賄容疑で逮捕した。松原弘の逮捕とリクルート本社の強制捜査は事件全体の賄賂性の認定に大きな影響を与え、検察による贈収賄関係の調査を加速した。11月10日、松原弘は賄賂申し込みで東京地検に起訴され、刑事責任まで追及された。

また、10月末から12月にかけて、NTT元会長真藤恒、元文部事務次官高石邦男、中曽根内閣の官房長官藤波孝生、民社党代議士田中慶秋、社会党代議士上田卓三、公明党代議士池田克也もリクルート社未公開株の譲渡を受けたと摘発された。それ故、東京地検特捜部はリクルート社を調査するとともに、官界、NTTに対する捜査も始まった。結局、宮沢蔵相、藤波中曽根派事務総長、真藤NTT会長、式場NTT取締役は相次ぎ辞職し、高石元文部次官も衆院選への出馬断念を表明した。

一方、国会では与野党の攻防により、税制関連法案の審議と事件関係者の証人喚問は同時に行われていた。上記の「衆院税制問題など特別委員会」の以外に、新設した「衆議院リクルート問題調査特別委員会」と「参議院税特別委員会」はそれぞれ江副浩正、NTT関係者式場英と長谷川寿彦への証人喚問が実現した。税制関連法案の審議について、社会党と共産党は疑惑の解決を前提として徹底的に抵抗したが、自民党の多数賛成により、法案は衆議院、参議院の本会議で強行採決された。

上述したように、多数の閣僚が収賄で追及されたため、竹下内閣のイメージは大きな打撃を受けた。朝日新聞社の世論調査によると、12月の内閣支持率は29%であり、前回調査時点（10月）に比べ12%急落した。そこで、竹下総理大臣はリクルート疑惑の政権への悪影響を抑えるため、内閣改造を行った。12月27日、第二次竹下内閣が発足した。ところが、入閣した直後の12月30日、長谷川峻法相は労働大臣担当時代にリクルート

社から献金や株譲渡を受けたことで辞任した。翌年の1月24日、改造内閣の経済企画庁長官原田憲もリクルート社からの献金が発覚されたため辞職した。新任閣僚の相次ぐ退任は事実上に竹下改造内閣の失敗を意味し、国民の竹下政権に対するさらなる不信感を招いた。その結果、1989年1月から3月にかけて、第二次竹下内閣の支持率は15%まで半減し、最終的な崩壊に直結した。また、東京地検特捜部方面は、2月に江副浩正前リクルート会長、長谷川寿彦元NTT通信本部長など経済界の関連人物を逮捕した上で、鹿野茂元労働省課長（同月逮捕）、高石邦男元文部次官を始め官界の関係者への事情聴取も行った。3月以降、真藤元NTT会長、加藤元労働次官、高石元文部次官も収賄で逮捕・起訴された。

つまり、この段階は、10月までのリクルート方面に対する調査の深化であり、3月以降政官界への全面的な捜査の準備でもあった。言い換えれば、9月末まで読売新聞によるリクルート社に対する集中批判は10月からNTT方面、政界に波及し、読売新聞の世論誘導と違った方向に展開する局面になった。それゆえ、本段階における新聞マスコミの報道姿勢を検証するため、リクルート社に対する報道のみならず、リクルート社と深く関連したNTT及び中曽根元首相に関する報道内容も考察する必要がある。具体的には、本章の第1節では、両紙が江副浩正、中曽根康弘、NTT三者の接点についての報道を全体的に考察する。また、第2節では、江副浩正各委員会の任命および中曽根国会証人喚問に関する論争を検証する。最後に、第3節では、リクルート事件の政界に対する影響を払拭し、「人心一新」を図った竹下改造内閣に対する両紙の評価を分析する。

第1節 江副浩正、中曽根康弘とNTTの接点

10月に入ってから、共産党が新たなコスモス株譲渡リストの発表につき、譲渡された株は事前に第三者割当増資として「ドウ・ベスト」社に流れ、公開直前に宮沢喜一蔵相などの9人に渡されたことがわかった。この新しいリストにより、株を譲渡された人物は宮沢蔵相のみならず、加藤孝前労働事務次官、清水二三夫安倍晋太郎自民党総務会長⁸⁵秘書、青木伊平竹下幹事長秘書、式場英NTT理事、長谷川寿彦NTT理事、筑比地康夫中曽根首相秘書など政官界、NTT方面の名前が含まれていた。1988年7月、中曽根元首相、安倍自民党幹事長、竹下首相、宮沢蔵相などの政治家は秘書の経由でリクルート社の株を受けたことがマスコミに報道された。一連の報道について、上述した政治家はいずれも疑惑を否定し、特に宮沢喜一蔵相は8月23日の参院予算委員会で、「自分の秘書(服部恒雄)は友人の経済人に名義を貸していた」と答弁した(1988年10月11日朝日新聞)。しかしながら、共産党が公開した株譲渡リストによると、宮沢蔵相本人は1万株の未公開株を譲渡されていた。これにより、宮沢喜一を始めとする政治家の答弁は強く疑われることとなった。そのほか、1988年10月17日、朝日新聞は「リクルートコスモス社の未公開株の譲渡を受けたと、取りざたされている人の中に、中曽根氏の秘書のあるのは偶然にすぎないのだろうか、他にも民活や国公有地払い下げに積極的に動いた人の名があるのではないか」とリクルート及びいわゆる「中曽根民活」の関連性を指摘した。さらに、11月9日、朝日側は「経済行為なら許されるのか」との社説を通じて、「真藤氏は進んで事態を明らかにする責任がある…真藤氏がリクルートをNTTグループと考えていると述べたこともある」とNTTを強く批判した。

檜崎(1997)の回顧録によると、リクルート社と中曽根元首相のつながりは下記の通りである。

⁸⁵ このリストの肩書はいずれも1986年9月当時

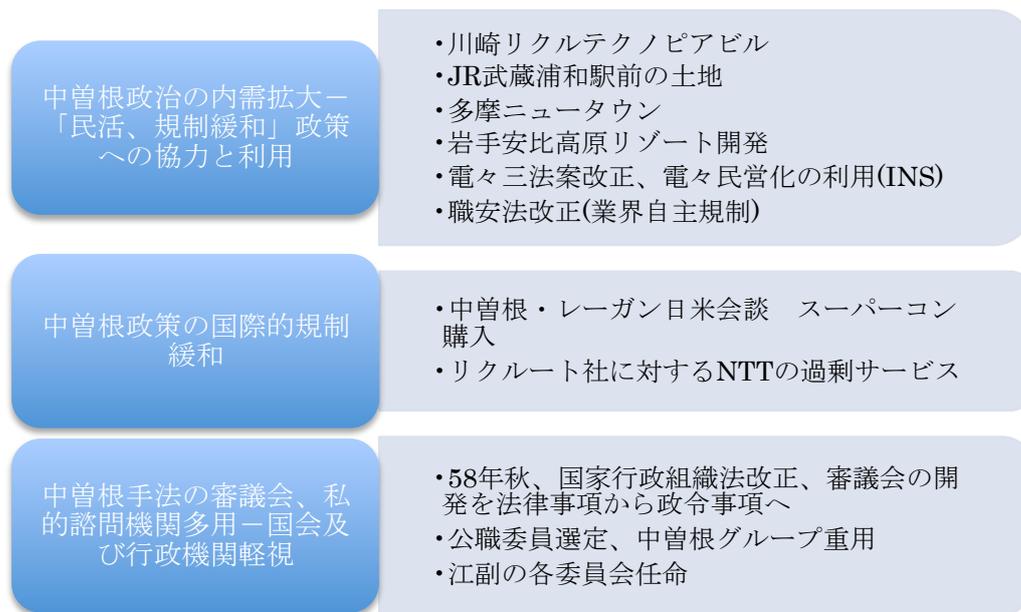


図 3-1 リクルート社と中曽根元首相のつながりのまとめ

出典：『政界の悪を切る』 pp212-215 より 筆者作成

図 3-1 が示しているように、中曽根康弘、江副浩正、NTT の接点の構図は、リクルート社は中曽根の政策で NTT から便宜をもらい、その返報として中曽根政権及び NTT に利益を提供することだったのである。それゆえ、本節ではこの構図を基本とし、中曽根康弘元首相がスーパーコンピューターの転売問題、回線リセール問題の中で果たした役目に関する両紙の報道姿勢をそれぞれに検証する。

1 スーパーコンピューターの転売問題

第一章で言及したように、1980年代中曽根内閣は、電電公社の民営化を始めとする一連の民営化政策を実施した後、従来、国に統合された通信分野が一般企業に開放することとなった。1982年、リクルート社は率先してニューメディア事業に着手し始め、1985年から電気通信業者として情報通信事業を展開した。1986年、いわゆる RCS 事業(スーパーコンピューターなどマシンパワー・サービサ)に参入するため、リクルート社は NTT 経由で米クレイ社のスーパーコンピューター二台を購入した。これについて、江副浩正リクルート社長(当時)は「まず、RCS 事業は 2-3 年後には、川崎ビルなどの本稼働によって 450 億円、5 年後くらいには 1000 億円だろう…当然、出版で築いたデータベースも活用していく。その頃には、情報誌出版ではなく、情報通信サービス業という形容詞がつく会社、あるいは企業グループになっている可能性があるね」(日経コンピュータ 1988 年 2 月 15 日)と評価した。その結果、1987 年にリクルート社はこの分野における 70%の独占的シェアを獲った。

一方、1979 年から、日米間は電電公社の資材調達を皮切りに通信摩擦問題が生じた。アメリカ側は日米貿易不均衡を解消するための一環として、電電公社の海外調達額、特に米国からの調達実績をあげるようにすると日本政府に圧力をかけた。その結果、1985 年の中曽根・レーガン首脳会談で合意された協議により、電気通信分野は規制緩和策の協議対象に含まれた。このような背景の中で、NTT は 1984 年(電電公社時代)に X-MP22、1986 年に X-MP216 の二台スーパーコンピューターをクレイから購入し、後者をリクルート社に転売した。1987 年 3 月と 6 月、アメリカの圧力及び政府の強い要請を受けた NTT はさらに二台(CRAY-2 と X-MP18)を購入し、その X-MP18 を翌年の 2 月にリクルート社に転売した。

社会党の伊藤茂議員は、1988 年 11 月の衆議院税制特別委員会で「クレイ社から二台 NTT が買ってすぐリクルートに行った…要するに中曽根さんが、あれは一月一日でしたね、アメリカに行かれた時に、江副さんから頼まれて NTT をトンネルにしてやったのではないか」⁸⁶と質疑し、スーパーコンピューターの購入をめぐる中曽根元首相、真藤 NTT 社長、江副リクルート元会長の事前協議の存在を示唆した。ところが、山口開生 NTT 社長、真藤 NTT 会長、江副浩正リクルート元会長および宇野外相(第 1 次中曽根内閣の通商産業大臣)など政界、NTT、リクルート方面の関連人物は全て言及した一台は X-MP18 ではなく、リクルート社と関連がない CRAY-2 のことであると説明した。さらに、10 月「ノーコメント」と堅持し続けた中曽根元首相本人も 1989 年 2 月 27 日の記者会見で、

⁸⁶ 昭和 63 年 11 月 2 日 税制問題等に関する調査特別委員会議録第 17 号より

「スーパーコンの購入、転売をめぐり、リクルート社と NTT 方面と一切関わっていない」と関与を否定した。

上述した論争に関する当時の新聞報道を顧みると、朝日は野党の指摘に同意し、中曽根元首相の関与が事実であると主張する姿勢をとった。1988年11月1日、朝日は「リクルートコスモス株譲渡 真藤 NTT 会長秘書名義も」、「勢いづく野党各党、NTT 会長のリクルート株疑惑」などの記事を通じて、中曽根前首相がリクルート社への転売を条件に、NTT に購入をしたとの野党の指摘を掲載した。また、同日に掲載された真藤 NTT 会長に対する単独インタビューの中でも、朝日は「その仲介の際、中曽根さんからよろしくというような口添えがあったと言われていませんか」と野党の立場に近い質問をおこなった。この質問に対し、真藤恒は「あなた方は中曽根-江副-真藤とつながっているように解釈しておられるようだが、これは全くの捏造だ」と強く批判した。

11月9日、朝日は「経済行為なら許されるのか」との社説を發表し、「スーパーコンピュータの購入は、中曽根内閣当時、日米貿易不均衡を是正する一助として考えられたものと言われる。国家目的としての大義名分があり、不正がないなら、何も隠す必要はないはずだ」と中曽根元首相及び NTT 方面に注文をつけた。中曽根首相が関与したとの指摘をさらに裏付けるため、朝日は11月20日と12月17日にそれぞれ中曽根質疑を中心とする記事を掲載した。具体的には、11月20日「中曽根氏の沈黙なぜ リクルート問題」の中で、「NTT スーパーコンピュータのリクルート社への転売問題などに関心が集まる中、中曽根氏の沈黙はかえってこの事件の底の深さを感じさせる」という野党幹部の指摘は大々的に挙げられた。また、12月17日の記事「中曽根氏 なぜ知っていた スーパーコン NTT 購入」を通じて、朝日は中曽根元首相の関与をより明白的に指摘した。報道の内容は以下の通りである。

(前略)「中曽根前首相が62年5月、レーガン大統領に、NTT が米国のスーパーコンを一台買うと話したことが16日、衆院リクルート問題調査特別委員会で明らかになった。当時 NTT 自体はスーパーコン購入の必要はなく、中曽根前首相が言及した一台は、リクルートが NTT を通じて購入を予定していたものであった可能性が強い」(後略)⁸⁷

そのほか、1989年2月21日、朝日は「野党としては、仮に会談後に調達計画が具体化したコンピューターだったことがわかれば、中曽根氏が契約前から導入に深く関わっていた事実が浮き彫りになるだけに、さらに追及していく構えだ」と野党の意図を報道

⁸⁷ 1988年12月17日朝日新聞より

した。さらに、2月22日中曽根元首相の記者会見の様子を「多弁、時に語気強め、硬い表情、不安の様子も」と記載し、「スーパーコンピューター問題に移ると一瞬、不安げな容姿を見せ、メモに目を走らせる」と中曽根元首相とスーパーコンピューター問題のつながりを示唆した。

朝日の「中曽根-真藤-江副」という構図に対する積極的な報道姿勢に対し、読売は真藤-江副の緊密関係を強調し、中曽根関与のイメージを意識的薄めようとする姿勢を示した。1988年12月7日、読売は「電算機3角購入、リクルート社貿易摩擦で恩を売る？ NTT自社の実績に」を掲載し、「NTTを、リクルート社が助けた形で、NTTもリクルートへの転売コンピュータ分を調達実績に加えて公表していた。リクルートは、こうした恩の売り方で、慣れない通信事業分野でのNTTの協力を一層強固に取り付けたという見方が、関係者の間で濃厚になっている」というNTT-リクルートの業務上における互惠関係を検証した。その後、読売は独自の記事「真藤 NTT前会長 スーパーコンピューター転売で密約 訪米直前に江副氏と」⁸⁸を通じて、「真藤前会長は、リクルート社への転売を正式決定した61年4月のNTT常務会より7ヶ月前に、江副とトップ会談し、社内の意向も聞かずに転売を密約していた」という新たに発覚した事実を公表した。それに加え、同日の報道も「江副氏が、この商談(リクルート社がNTT経由でスーパーコン購入)をNTTに持ち込む約半年間の60年春、日米貿易摩擦で悩む当時の安倍外相周辺にお困りなら、三台でも米国から買うと持ちかけていた」という江副浩正の証言を掲載し、「中曽根政権からNTTへの働きかけがあったのでは」と野党側の指摘を否定した。さらに、1989年2月20日及び21日、読売は宇野外相の国会での答弁を掲載し、「前首相の具体的関与はない」、「NTTが一台購入するのを承知していると中曽根前首相が指したのは62年6月このXMP-18じゃなくて、2月前に契約した3台目だった」という外相の見解を並べた。

以上の比較を踏まえ、米国のクレイ社からスーパーコンピューターの購入・転売問題をめぐり、朝日新聞は野党に合わせながら中曽根康弘元首相の関与を強く主張することに対し、リクルート社とNTTの事前協議を強調し、中曽根の関与を否定することによって、中曽根元首相が世論批判の矢先にならないようにすることが読売の報道姿勢の中心にあったと言えよう。

元首相はスーパーコンピューター転売に関与するかどうかという問題の代わりに、読売新聞社説は、株譲渡に関わるリクルート社、NTT、官界ルート(文部省、労働省)及び政界の一部(特に宮沢喜一蔵相)に対する批判を中心に行った。前述した10月中旬まで

⁸⁸ 1989年1月3日読売新聞より

の江副浩正リクルート元会長に対する批判のほか、11月16日の社説で、読売は「江副氏という一人の野心的な人物のために、国会が振り回されている」と江副の責任を指摘した。その後、12月21日の社説では、「リクルート事件とは、経営者の卑しい野望が根源にある。…財界首脳には、民間人への株式譲渡は純然たる経済行為。やましいことはないとの考えが根深い」との読売の意見が掲載された。

また、官界ルートについても、1988年11月5日、読売は「高石邦男が全て夫人の一存でと言われても、誰しもがにわかに鵜呑みには出来にくいだろう…文部行政の信頼回復には、これを反面教師にするしかない」と高石前文部次官(リクルート社から1万株をもらったと11月3日に報道された)の姿勢を質疑した。ところが、10月11日時点で、加藤孝元労働事務次官がリクルートコスモスの株譲渡で報道された際、読売側は「加藤前次官がリクルート側に便宜を図ったと判断するのは早すぎる」と極めて慎重な態度を示していた。それ故、読売は高石報道において、加藤報道と違う姿勢をとった理由は、世論の批判を官界ルートへ誘導し、政界、とりわけ中曽根元首相を守るのであったのではないだろうか。

さらに、読売の報道姿勢は、宮沢喜一蔵相に関する報道にも影響を与えた。前述した10月11日に共産党と社会党が公表した新しいリストにより、宮沢喜一大蔵大臣が本人の名義でリクルートコスモスの譲渡株をもらっていた。10月19日、読売は「蔵相の責任問題にケリをつけて、不公平税制を含めた税制抜本改革法案の審議に入るべきである」と事態の早期收拾を主張した。しかし、11月以降、朝日による中曽根元首相に対する批判が高くなるとともに、読売の宮沢蔵相への報道姿勢も厳しくなっていた。税制改革の舵取りをとる人として、宮沢蔵相の収賄疑惑は政府による税制改革の進展に大きく打撃を与えるものであった。1988年11月17日、朝日はリクルート疑惑の解明は税制改革の大前提とし、「消費税の導入を納得できない」と呼びかけた。これについて、税制改革を一貫に支持した読売は、「リクルート疑惑については、…税制問題と切り離し、あらゆる角度から徹底的な究明を行うよう、改めて望みたい」⁸⁹、「リクルート疑惑が政治に対する国民の信頼感を著しく損ない、税制改革を進める上でも大きな障害となっている」⁹⁰などと税制改革を阻害する政治的な要素が即刻に消去されるべきだと示唆した。

1988年11月21日、江副浩正リクルート前社長は衆議院リクルート問題調査特別委員会で、宮沢蔵相に譲渡されたリクルートコスモスの株について、リクルートの社員から服部恒雄蔵相秘書に直接に話したと認めた。この証言について、宮沢蔵相は翌日の記者会見で事実だったことを認め、「株取引について知らない」、「秘書は他人に名義

⁸⁹ 1988年11月17日読売新聞より

⁹⁰ 1988年11月27日読売新聞より

を貸した」、「自分の名義で株を取得した」など従来の答弁を覆した。江副浩正はなぜこの時点で上述したように証言したのが検証されにくいにもかかわらず、この証言は以前の宮沢証言と矛盾していたことが明白なのである。11月22日、朝日が「未公開株譲渡リストに名前が挙がった人々に証人として証言することを求める」との注文に対し、読売は「服部氏の証人喚問の必要性も増えた。蔵相は関係資料などを出して、国会や国民の理解を得るよう誠心誠意努めるべきだろう」と宮沢蔵相批判に集中した。12月9日、宮沢喜一は発言訂正による国会を混乱させる責任を取るため、なおかつ税制改革にさらなる悪影響を与えないように辞任した後、朝日は「宮沢氏の辞任によってもなんらけじめがつかない…宮沢氏の辞任に追い込まれた政治的な意味は、宮沢氏一人の不始末に矮小化してはならない」と宮沢蔵相より大物の政治家に対する調査の必要性を暗示した。一方、読売の社説⁹¹では、「私たちは、リクルートコスモス株売買の関係資料を提示して国会や国民の理解を求めるよう要望してきたが、宮沢氏はプライバシーを理由に疑念を晴らす努力を十分しないまま辞任の道を選んだ。残念というほかない…政治に携わる者、公的立場にあるものは…政治資金規制のありがたなどを全面的に見直し、政治腐敗の根を断つ改革を一つ一つ着実に進めてもらいたい」と宮沢の辞任でケジメをつける姿勢を示した。その上で、読売はさらに「税制改革は国政の最重要課題といえる…リクルート問題を税制審議引き伸ばしの材料に使うやり方には賛成できない」と税制改革の重要性を強調した。つまり、読売新聞の報道姿勢は、「宮沢切りで、税制改革および本命曾根を守る」とされている。

⁹¹ 1988年12月10日

2 回線リセール問題

すでに述べたように、1980年代における通信業界の規制緩和を契機にして、リクルート社はニューメディア事業に進出し、単なる情報誌出版業者から情報通信業者に転身した。先述したスーパーコンピューターによるタイムシェアリング事業(いわゆるRCS、リモートコンピューティングサービス事業)の以外、NTTから値段が安い通信の専用回線を借り、第2種業者として通信と電話のサービスを行う「回線リセール事業」(INS、インフォメーション・ネットワーク・システム)もリクルート社の中核事業の一つだった。

表 3-1 リクルート社の売上高と経常利益の推移(単位：100万円 %)

年度	売上高	伸び率	申告所得	伸び率
1985	130677	10.1%	19820	22.1%
1986	138390	5.9%	23710	19.0%
1987	183936	32.9%	30530	28.8%

出典：『エコノミスト』 1989年2月7日より

表 3-1 が示しているように、1987年度リクルート社の売上高は前年度より 32.9%増加し、経営利益も大幅に伸びた。1988年まで、リクルート社はすでに 1800社以上と回線の契約を結び、業界のナンバーワンとして専用回線サービスシェアの 60%を独占した。したがって、回線リセール事業は 1980年代後半におけるリクルート社の高速発展を支えた新エンジンとなった。なぜNTTはリクルート社に低い値段で本社の回線を貸したのか。11月1日に発覚したリクルートコスモスによるNTT関係への株譲渡はいわゆる「便宜供与」と果たして関係があったのであろうか。これらの問題の解明はリクルート社とNTTの関係をめぐる調査、NTTに譲渡された株の賄賂性の有無を判定することに大きく関連することが明らかなのである。

総じて言えば、回線リセール問題について、両紙ともにリクルート社、とりわけ江副浩正元会長とNTTの緊密な関係を報道したが、読売は朝日より先に譲渡株の賄賂性を指摘し、江副と真藤の関係を報道の中心として示唆した。10月31日、リクルート関係者の証言及び資料により、真藤NTT会長の秘書村田幸蔵はリクルートコスモスから1万株をもらったことが明らかになった。同日、真藤NTT会長と村田氏はそれぞれ株譲渡の疑惑を否定した。この事実について、朝日新聞⁹²は1983年リクルート社が情報産業分野へ

⁹² 1988年11月1日

進出した際に、江副浩正と真藤恒は互いに対する好感を記載したが、株の譲渡と個人関係のつながりについて明言しなかった。一方、11月4日の読売新聞は「魚心見え見えのコスモス株譲渡 事業に密接関与の役人狙い撃ち」という見出しで株譲渡の目的を指摘し、「自ら事業展開に即効力を期待した疑いが強く、職務権限とも絡んで、その賄賂性の有無を厳しく問われることになる」と株の賄賂性を示唆した。その理由として、1985年7月、リクルート社はNTTの高速デジタル回線を借りて、回線リセール事業を開始した頃に、当時の回線リセールのNTT責任者式場英にリクルートコスモスの株を譲渡した。言い換えれば、リクルート社は経験がない回線リセール事業を円滑に運営する、ないしは何らかの便宜を図るため、NTT方面の責任者に株を譲渡した。11月6日、今まで疑惑を否定した村田NTT会長秘書はリクルートコスモスの1万株を売買したことを認めた。同日の朝日新聞は「同会長の責任問題が今後の焦点になりそうだ」と述べたことに対し、読売新聞は「村田氏は24年間真藤会長の秘書…身の回りの世話をする秘書として務めてきた。村田氏は社内で業務上の権限は何もないが、NTTのトップとして8年間近くも君臨してきた真藤氏にとって、もっとも近い人物」と分析した上で、「リクルート側への接近を狙うもっとも効果的な手段として村田氏に目をつけたとみられる」と明確に株譲渡と回線リセールの関連性及び真藤NTT会長の株譲渡の関与を指摘した。

また、12月2日、回線リセールのNTT責任者として式場英取締役は未公開株の譲渡を受けたことが東京地検特捜部に事情聴取された後、読売新聞は式場の背後に真藤がいるという江副-真藤の関係を強調した。具体的には、12月6日の読売は朝日と同時にNTT内で存在したリクルート回線リセール事業の支援部門(いわゆる式場部隊)を検証したが、「式場部隊が突進した背後には真藤会長の大号令があったと見られている」と示唆した。その後、式場英に株を譲渡した1985年12月の際に、NTTでは事実上リクルート社全面支援を決める常務会を開催したことが読売新聞のスクープとして掲載され、リクルート社に対する全面支援は事前に真藤会長の了承を受けたことが確実視されていた。

さらに、1989年2月13日、江副浩正元会長、式場英、長谷川寿彦両NTT取締役が逮捕されたことについて、翌日の朝日新聞は「式場の支援がなければ、シェア60%というリクルートの回線リセール事業での成功はなかった」と式場への批判に集中した。一方、読売側は「まったく新規の分野である情報通信ビジネスにリクルート社が進出するためには、真藤氏とNTTの全面支援を取り付けることは不可欠だった」、「特捜部は今後、式場、長谷川のリクルート社支援の背後に真藤氏の支持がなかったのかどうかの解明を急ぐ」、「式場を(リクルート社回線リセール事業の)窓口役に示したのは真藤恒NTT前会長だったことが確認されているほか、長谷川についても真藤氏だった可能性が強い。二人のリクルート社への便宜供与の背後での真藤氏の関与度合について、特捜部でも重

大なる関心を寄せている模様だ」と真藤関与の世論を大々的に作り上げた。そのほか、2月15日と28日、読売新聞はそれぞれ「1985年8月、江副浩正が真藤恒と回線リセール事業の支援取り付けのためのトップ会談をした」、「真藤氏の方針で、1985年12月の常務会の際に、リクルート社を事実上に優先取引先に限定する項目が決定内容に盛り込まれていた」という関係者の証言を掲載した。結局、1989年3月6日、真藤 NTT 前会長は東京地検特捜部に逮捕された。

以上の分析を踏まえ、NTTは低い値段でリクルート社に通信回線のサービスを提供する理由は、リクルート社とNTT方面の緊密関係、とりわけ江副浩正元会長と真藤恒NTT会長の個人関係のためだったのである。それ故、リクルート社は回線リセールを始めとする新しい通信事業を円滑に運営するため、いわゆる「謝礼」としてNTTの関係者に未公開株を譲渡した。言い換えれば、真藤恒、式場英などNTTルートへの譲渡株は賄賂性が確実にしたのである。この問題に対する報道の中で、読売は江副-真藤というラインを強調することで、先述した朝日が作り上げた中曾根-江副-真藤という構図から、中曾根康弘の関与疑惑を最大限に解消する狙いが明白だったのである。その結果、1989年1月以降の朝日も江副と真藤の個人関係の確認に力を注ぎ、「真藤氏はリクルート事件全体のキーマン」という論調を示した。

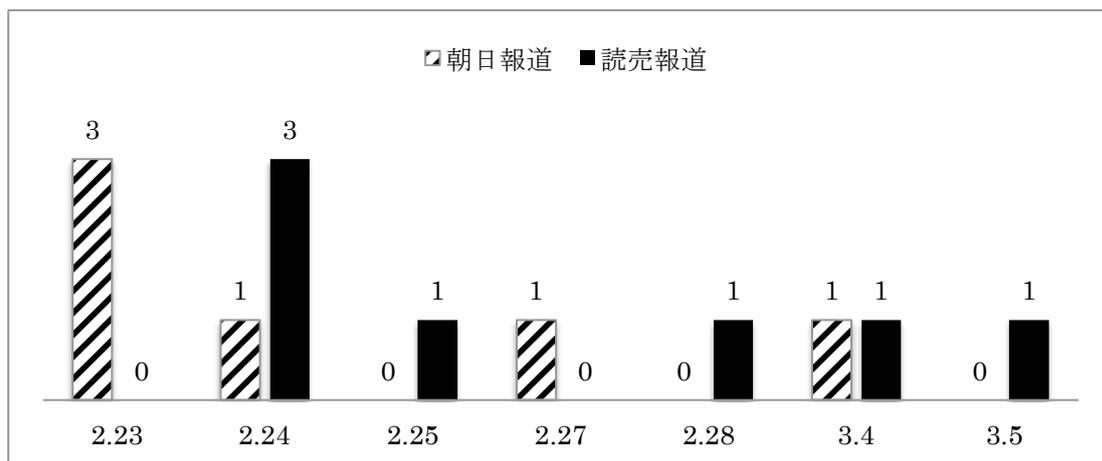


図 3-2 1989. 2. 22-3. 6 真藤恒に関する報道

表 3-2 図 3-2 の記事の構成

	江副関連	そのほか	報道合計
朝日	4	2	6
読売	5	2	7

上記の図表から見ると、1989年2月22日真藤恒が記者会見で自分の参与を否定してから3月6日に逮捕されるまで、朝日と読売は真藤に関する報道がいずれも孤立的ではなかったことが明らかなのである。具体的には、朝日による6件の報道のうち、4件が江副浩正リクルート元会長と関連していた。特に1989年3月4日に、朝日は「検事は次の手に焦点が移った、NTTの関心はもっぱら今後の捜査と国会の展開になるようだ」、「捜査は近い段階で大きく動くと見られている」と「真藤逮捕予告」のような二件の記事を出した。同時に、読売による7件の真藤報道の中で、江副との関係を解明する記事は5件まで至った。3月4日に出た記事は「NTTルートを徹底解明するため、特捜部の部屋の明かりは深夜まで灯り続ける」、「真藤らをめぐる株譲渡（ワイロ性認定）も同様の条件で行われており、捜査は新段階へ踏み出すことになった」と記載し、朝日の報道姿勢とほぼ一致した。両紙のこのような報道姿勢は、マスコミは無罪を主張した真藤氏を「有罪確定」の江副と強く結び、「真藤関与」ないしは「真藤有罪」のイメージを作り出し、東京地検特捜部の真藤逮捕に伏線を張った。

以上の論述を踏まえ、1988年10月から1989年3月6日まで、江副浩正、中曽根康弘とNTTの接点をめぐり報道の中で、朝日は江副-中曽根-真藤というラインおよび中曽根康弘の中心的な役割を強調することに比べ、読売新聞の狙いは、江副と真藤、ないしはリクルート社とNTTの緊密関係を究明することにより、中曽根元首相の関与疑惑を払拭することだったのである。

第2節 江副各委員会の任命および中曽根の国会証人喚問に関する論争

1 江副浩正各委員会の任命問題

1980年代以降、「民活政策」および「税制改革」の実施により、政府税制調査会を始めとする複数の政府諮問機関が設立された。その中で、中曽根首相の「民間人の暴れ馬も入れたい」⁹³という意向に沿い、江副浩正リクルート社長(当時)など数名の民間経営者は政府税制調査会の特別委員に選ばれた。そのほか、1985年から1988年の間に、江副浩正も教育課程審議会委員、新行革審土地対策検討委員会、大学審議会委員を兼任した。以上の経緯により、リクルート社から政官界、とりわけ中曽根首相周辺に対する譲渡株の目的と委員就任の関連性は、1988年10月から江副浩正への尋問の中で野党側に持ち上げられた。スーパーコンピューターの転売問題及び回線リセール問題をめぐる朝日と読売の報道を比較した結果、両紙は中曽根元首相の事件関与に関する報道姿勢が異なっていたことが上述の分析で明らかとなった。それ故、江副浩正各委員会任命問題に関する報道の中でも、読売は朝日と違い、中曽根元首相の任命責任を意図的に避ける報道姿勢が予想される。

表 3-3 中曽根元首相と江副浩正各委員会任命に関する新聞報道
(1988.10-1989.3.6)

	朝日新聞	読売新聞
1988年10月	1. リクルート疑惑、ますます深まる (1988.10.12) 2. 疑惑解明へ正念場、譲渡人数、狙いなお不明 江副氏の病床質問 (1988.10.12) 3. 広がり、通念外れる譲渡範囲 (1988.10.12) 4. コスモス株 中曽根政権中枢にも譲渡、主要閣僚秘書ら2人 (1988.19.29) 5. リクルートコスモス株、中曽根内閣の絶頂期に集中(1988.10.29) 6. またまたコスモス株の譲渡 天声	1. 株ばらまき真意は？江副氏病床質問 リクルート疑惑のポイント (1988.10.12)

⁹³ 1985年7月21日朝日新聞より

	人語(1988. 10. 30)	
1988年11月	<ul style="list-style-type: none"> 1. 高石邦男前文部次官に1万株 コスモス株譲渡はさらに3人(1988. 11. 3) 2. 文教汚染(窓・論説委員室から)(1988. 11. 9) 3. 中曽根氏の沈黙「なぜ」リクルート問題(1988. 11. 20) 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 中曽根氏秘書らへの譲渡分は公開直前の還流株 ヤミ献金濃厚に/リクルート(1988. 11. 6) 2. リクルート疑惑は中曽根前内閣の疑獄 社会党が声明を発表(1988. 11. 9)
1989年2月	<ul style="list-style-type: none"> 1. 中曽根氏、あす初の見解表明(1989. 2. 26) 2. 中曽根氏のリクルート疑惑初会見(天声人語)(1989. 2. 28) 3. 株売却益、政治活動に使う 中曽根元首相がリクルート疑惑で初会見(1989. 2. 28) 4. 衆院予算委、中曽根発言めぐり審議空転 「江副だけが登用」(1989. 2. 28) 5. 審議止めた暴れ馬 野党ヤジ 自民うろうろ 衆院予算委(1989. 2. 28) 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 疑惑かえって増幅 識者の意見/中曽根前首相のリクルート疑惑釈明会見(1989. 2. 28) 2. 中曽根前首相 リクルート疑惑を全面否定 スーパーコンピューター関与せぬ 株売却益は政治活動に(1989. 2. 28)
1989年3月	<ul style="list-style-type: none"> 1. 中曽根氏に逆風証言続々、名簿づくり官邸主導(1989. 3. 1) 2. 衆院予算委審議再開 中曽根問題決着先送り(1989. 3. 4) 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 「江副税制委員」だれが人選? 野党は中曽根人事と迫及(1989. 3. 2) 2. リクルート疑惑 中曽根氏周辺の株売却益を「政治資金規制法」絡みで迫及/衆院予算委(1989. 3. 4)

表 3-3 が示しているように、1988年10月12日、両紙ともに江副浩正への病床質問の内容を報道し、リクルート側による株譲渡の目的について疑問を投げかけた。それに加え、朝日は「各委員会特別委員に名を連ねていたこの任命と、中曽根前首相、竹下首相、森喜朗元文相の秘書や本人らへの株譲渡とつながりはないのか」と実質的には任命権を有する中曽根元首相の責任を示唆した。その後、朝日は「江副氏の政府税調特別委員任命は、中曽根前首相の強い意向で実現した…凡人は素朴に疑問を抱く。公の肩書を得て有名になることと、株のばらまきとは関係があるのだろうか」と評論し、譲渡され

た株は首相の任命に対する「謝礼」であるとの世論を喚起する構えを示した。

また、11月3日リクルート方面による高石邦男前文部事務次官への株譲渡が公開された後、朝日は「高石氏は退官後、次の衆院選に自民党中曽根派から福岡3区で出馬する予定で…選挙区の事情で中曽根派に属することになった」⁹⁴と高石邦男と中曽根元首相の関係を明記し、「江副氏は、文教省の教育課程審議会と大学審議会の委員だった。いずれも、中曽根前首相が音頭をとった臨時教育審議会の答申を受け、その実施を具体化する役割を持つ審議会である」と中曽根元首相の任命権に言及した。その上で、1988年11月20日の記事「中曽根氏の沈黙なぜ リクルート問題」を通じて、「中曽根政権当時に行われた江副浩正前リクルート会長の政府諮問機関委員への相次ぐ就任…中曽根氏の沈黙は、かえってこの事件の底の深さを感じさせると指摘する声は少なくない」と中曽根康弘の疑惑関与を強調した。一方、11月6日の読売は「株に名を借りた事実上の現金贈与の可能性が強い」と中曽根元首相秘書への譲渡株の性質は「贈収賄」ではなく、「政治献金」であることを示唆した。11月9日、社会党が「許認可や公的便宜供与と不可欠…リクルート疑惑は中曽根前内閣の疑獄」という声明の発表に対し、読売は声明を記述することに止まり、株の譲渡と首相の任命権(いわゆる公的便宜供与)の関連性について評論しなかった。

1989年2月28日、中曽根元首相はリクルート事件が発覚されてから最初の記者会見を行った。会見の内容について、読売は「誰をどうしろというようなことは言っていない」との中曽根康弘の発言を記載し、自分の疑惑関与を強く否定した元首相の意向を伝えた。さらに、解明に対する意見として、読売は自社の論説を控え、「因果関係があると思っているのに、この疑問にも答えていない」という識者の意見を引用した。それに対し、記者会見の前から、朝日は「江副は中曽根氏の強い推挙で、政府税調特別委員、土地臨調参与などに就任している…こうした点から株譲渡を受けると、江副の税調特別委員の任命などとは関係がなかったのか」と従来通りの報道姿勢を示した。会見の後、朝日新聞は中曽根の答弁(民間の声の大きい人を暴れ馬として入れろということはあるが、総理大臣はどうしろと具体的には言わないものだ)と「任命権は首相だ」という1985年当時竹下蔵相と大蔵省の発言の食い違いを指摘し、ただの記者会見で元首相関与の疑惑を払拭することができないと表明した。その後、両紙とも大蔵省の尾崎主税局長の再答弁の内容を掲載したが(3月4日)、読売が「関係者の発言だけでは、誰が江副を人選したかは明らかではない」という慎重な見方に対し、朝日は「中曽根氏に逆風証言続々、名簿作り官邸主導」を見出しとして、中曽根発言が信憑性に欠ける姿勢を示した。

⁹⁴ 1988年11月3日朝日新聞より

2 中曽根の国会証人喚問

前節で述べたように、スーパーコンピューターの購入、江副浩正各委員会の任命を中心とする一連の疑惑と中曽根元首相関与について、与野党のみならず、朝日新聞と読売新聞の間でも激しい議論が展開された。与党側の否認および上述した読売新聞の報道で、中曽根元首相への批判はある程度緩和された。ところが、2月中旬から、リクルート、NTT、官界の関係者が相次いで逮捕されたことにより、中曽根元首相の関与疑惑はさらなる深まることとなった。2月14日の社説の中で、朝日新聞は江副、長谷川、式場の逮捕を「疑獄事件として本格的メスが加えられること」と位置づけ、「巨悪を逃がすことなく、成果でもロッキード事件並みを期待したい」と中曽根元首相の責任を示唆した。

1989年2月17日、社会党は中曽根元首相などの5人に対する証人喚問を求めたほか、民社党、共産党、公明党も元首相への証人喚問を要求した。これについて、朝日新聞は「これにより、社会、公明、民社3党は中曽根氏喚問でほぼ方向を揃えた」（1989年2月18日）と記載した。2月20日に、朝日新聞は社説「リクルート疑惑、前首相喚問要求は理がある」を發表し、「リクルート事件の構造的背景を考える時、抜かすことができないのは中曽根内閣の施策と政治のあり方である…中曽根はかつてロッキード事件で証人喚問を求め、身の潔白を主張したことがある。今回はそれができない理由があるのだろうか」と中曽根元首相への証人喚問の必要性を訴えると同時に、「国民の要求を代弁することこそ、野党の最大の責務である」と野党の共同姿勢を評価した。また、同時期における元首相への証人喚問に関する朝日新聞の他の記事は以下のようにまとめられる。

表 3-4 元首相への証人喚問に関する朝日新聞の報道(1989年2月21日-28日)

日付	内容
2月21日	野党各党から国会への証人喚問要求が出ている中曽根首相の28日からの米国訪問計画をめぐり、…自民党内から中止を求めるべきだとの意見が出た。
2月22日	中曽根前首相の国会変お証人喚問について、自民党内に「このまま拒み続けることができるだろうか」との当惑の空気が広がってきた。
2月24日	野党各党が中曽根前首相の証人喚問を要求している問題を取り上げ、党執行部に対し強い姿勢で対抗するように求めた。
2月26日	1. 野党側は、「リクルート疑惑迫及の本番」と位置づけ、中曽根前首相に対する証人喚問の実現と、竹下首相の関係者がリクルートコスモス未公開株を取引した際の関連資料の提出を求めることに焦点を絞っていく構えだ。

	1. 民社党米沢書記長は、「野党は、中曽根前首相を証人喚問しないと NTT ルートの解明はできない、ということで一致しつつある。共同歩調は取れると思う」と語った。
2月28日	1. 社、公、民(社)3党国対委員長は、中曽根、真藤恒らの国会証人喚問の実現を目指す。 2. 証人喚問要求を崩さず、野党各党は…「中曽根氏を国会に証人喚問する必要性が改めて明らかになった」と受け止めている。

表 3-4 が示しているように、2月21日から28日元首相の記者会見が行われるまで、朝日は野党側(社会党、公明党、民社党)の一体化を強調し、中曽根康弘への証人喚問は避けてはならない最優先課題だったという野党全体の要求を報道した。その上で、2月28日の社説「やはり前首相の喚問は必要だ」を通じて、朝日は再び証人喚問の必要性を訴え、「国会の証人喚問でもテレビの中継を認めるように改めて要求した」と注文をつけた。つまり、「中曽根-真藤-江副」との構図を報道した時と同様に、中曽根元首相への証人喚問問題について、朝日は野党側の主張に合わせる報道姿勢を示し、前述した「リクルート、NTT、官界の後ろに巨悪がいる」という世論の形成に注力した。

しかし、この時期において、野党各党の中曽根元首相への証人喚問に対する意見は実に一枚岩ではなかったのである。朝日は記事の見出しおよびリードの部分で「野党各党」、「社公民協調」、「共同歩調」などの言葉を使ったにもかかわらず、本文の事実ないし解説の中で、野党間の分岐も実際に言及した。例えば、「中曽根氏喚問目指し調整へ、社公民国対委員長会談」⁹⁵との記事で、朝日は野党3党の国対委員長の共同目標を報道したあと、「中曽根氏の証人喚問を直ちに要求しなかったのは、公明党がNTT関係者の証人喚問が先決と主張した」と述べた。また、「野党各党 中曽根前首相の訪米中止は当然 リクルート疑惑証人喚問で」⁹⁶のリードで、「野党各党は、当然だと受け止め、国会での証人喚問を重ねて求めていく方針を表明した」と記載した。ところが、本文の中で、公明党は社会党、民社党、共産党が取った「外遊を中止するのは当然だ」との意見と違い、「前首相として、見識ある判断と思う」と中曽根元首相の判断を積極的に評価した。さらに、3月6日「中曽根前首相の証人喚問で攻防必至、社公民当面は協調」の中でも、「公明、民社は審議の長期空転には反発する空気が両党内にはなお強い。社会党をけん制する動きを見せることも予想される」と見出しと一致しない解説を加えた。つまり、朝日は野党各党のズレを認めたが、中曽根元首相に不利な世論を誘導するため、この事

⁹⁵ 1989年2月28日朝日新聞より

⁹⁶ 1989年3月1日朝日新聞より

実を意図的に矮小化することが明白的だったのである。つまり、従来の中曽根康弘に対する消極的な先入観および野党寄りの姿勢は朝日の客観性を損なったとも言えよう。

一方、2月14日読売の社説は中曽根首相の責任問題の代わりに、「今回の強制捜査を突破口にして、検察当局がまずNTT疑惑の全容を徹底的に解明することを強く望む」とNTTルートの究明を強調した。また、朝日の3党の方向が揃えたとの報道に対し、読売側は「中曽根氏証人喚問 社公民共闘なお不透明」⁹⁷を掲載し、「野党内の状況は複雑だ」と評論するとともに、中曽根元首相と安倍晋太郎自民党幹事長の「現段階で国会証人喚問には応じられない」⁹⁸との主張も記載した。3月1日、野党側および朝日による中曽根首相の記者会見に対する批判の最中で、読売は社説「国民に向けた中曽根前首相の証言の重み」を発表し、「中曽根氏の潔白の主張も、国民に向けての証言であり、その発言の一句一句には、それなりの重みがある」と記者会見の意義を強調した。同時に、「株譲渡問題では政治的、道義的責任は免れないが、今問題になっている国会への証人喚問については、もう少し冷静に考えるべき点があるように思う」という野党側に対する呼びかけも掲載された。

ところが、2月20日以降両紙の報道を比較すると、中曽根国会証人喚問に関する論争の中で、読売の世論誘導機能、特に「中曽根元首相を守る」姿勢の限界が浮き彫りになることは理解できる。言い換えれば、野党の喚問要求、朝日のいわゆる「魔女狩り報道」⁹⁹に対し、読売は野党の共闘に対抗する困難を認めざるを得なかった。具体的には、2月21日、読売は野党各党の前首相の証人喚問を実現しなければ予算委審議中断の構えを報道し、特に公明党による「前首相の証人喚問が山となる。自民党は受けないだろう。国会審議はストップする」姿勢に注目した。その後、中曽根喚問をめぐる社会党と公明党は「微妙な食い違いがある」こと¹⁰⁰が報道されたが、3月1日に公明党の「中曽根氏喚問を最優先に」との談話の発表により、証人喚問を求めていくことで統一することになった。結局、読売は「証人喚問阻止を狙う自民党のアメトムチによる野党分断工作も水面下で活発化しそうだ」¹⁰¹と報道したにもかかわらず、「自民党内には、最終的には中曽根氏の喚問に応じざるを得ないとの見方も出ている」と与党内における意見の分裂を認めた。

⁹⁷ 1989年2月18日読売新聞より

⁹⁸ 1989年2月17日、19日読売新聞より

⁹⁹ 『渡辺恒雄回顧録』 pp354-355 伊藤隆、御厨貴、飯尾潤 中央公論新社 2000年1月10日

¹⁰⁰ 1989年2月28日読売新聞より

¹⁰¹ 1989年3月3日読売新聞より

第3節 竹下改造内閣に対する評価

前節で述べたように、リクルート疑惑が政治不正事件として検察に調査されてから、最初の政治的な「けじめ」と目されたのは竹下内閣の改造だったのである。宮沢喜一蔵相を始め、竹下内閣における多数の関係者がリクルート社から株を譲渡されたことは野党およびマスコミに追及された中で、1988年12月27日、竹下登首相は「国民の信任を取り戻すこと」および「政治刷新」を図るため、内閣改造を行った。

表 3-5 竹下内閣および改造内閣の閣僚名簿¹⁰²

	竹下内閣	竹下改造内閣
総理大臣	竹下登	竹下登
法務大臣	林田悠紀夫	長谷川峻(1988年12月30日まで) ¹⁰³
外務大臣	宇野宗佑	宇野宗佑
大蔵大臣	宮沢喜一(1988年12月9日まで) ¹⁰⁴	村山達雄
文部大臣	中島源太郎	西岡武夫
厚生大臣	藤本孝雄	小泉純一郎
農林水産大臣	佐藤隆	羽田孜
通商産業大臣	田村元	三塚博
運輸大臣	石原慎太郎	佐藤信二
郵政大臣	中山正暉	片岡清一
労働大臣	中村太郎	丹羽兵助
建設大臣	越智伊平	小此木彦三郎 ¹⁰⁵
自治大臣	梶山静六	坂野重信
内閣官房長官	小渕恵三	小渕恵三
国家公安委員会委員長	梶原静六	坂野重信
総務庁長官	高島修	金丸三郎
北海道開発庁長官	柏谷茂	坂本親男

¹⁰² 「歴代総理と歴代内閣閣僚名簿」より作成 <http://www.kantei.go.jp/jp/rekidainaikaku/>

¹⁰³ 1988年12月30日からは高辻正己

¹⁰⁴ 1988年12月9日から24日の間に、竹下首相が兼任。24日からは村山達雄であった。

¹⁰⁵ 1989年6月2日から竹下総理に臨時代理された。

防衛庁長官	田澤吉郎(1988年8月24日から) ¹⁰⁶	田澤吉郎
経済企画庁長官	中尾栄一	原田憲 ¹⁰⁷
科学技術庁長官	伊藤宗一郎	宮崎茂一
環境庁長官	堀内俊夫	青木正久
沖縄開発庁長官	柏谷茂	坂本親男
国土庁長官	内海英男(1988年5月13日から) ¹⁰⁸	内海英男
内閣法制局長官	味村治	味村治
内閣官房副長官	小沢一郎	小沢一郎
内閣官房副長官	石原信雄	石原信雄

しかし、12月30日、新たに起用された長谷川峻法相はリクルート社から政治献金を受けたことで辞任した。また、1989年1月24日、改造内閣の経済企画庁長官原田憲も同じ問題で辞職した。閣僚の相次いだ辞任は国民の自民党政権に対するさらなるの不信感を招き、竹下内閣の崩壊を加速した。本節では、朝日と読売の竹下改造内閣に対する評価から、両紙の政治献金を受けた長谷川法相、原田経企庁長官の責任問題をめぐり報道姿勢を検証する。

¹⁰⁶ 1988年8月24日は瓦力であった。

¹⁰⁷ 1989年1月25日からは愛野興一郎であった。

¹⁰⁸ 1988年5月13日までは奥野誠亮であった。

1 改造内閣に対する評価

竹下改造内閣が発足してから1988年12月29日の間において、朝日と読売は新内閣に対する評価が異なった。具体的には、1988年12月28日、朝日は「改造で信頼を回復できるか」と内閣改造の実際的な効果を質疑し、「リクルート疑惑に関係する人を要職に留任させた…首相がいくら政治改革を説いても、政治浄化に本気で取り組む気があるのか」という質問が残る」と注文をつけた。また、同日の記事「野党各党が談話 竹下改造内閣」の中で、社会党、公明党、民社党、共産党、社民連など野党側の新内閣に対する意見も記載され(表3-6)、政界における改造内閣に対する厳しい評価が提示された。

表3-6 野党側の竹下改造内閣への対応方針

政党別	意見(抜粋)
社会党	政界浄化を求め、竹下内閣と徹底的に対決、内閣打倒の機運を盛りあげる
公明党	消費税法の成立を優先するあまり、重要課題の解決を放置してきたが、難問題解決にふさわしい陣容とは言い難い
民社党	リクルート疑惑を解明にも消極姿勢が予想される。「政治改革」も政治資金規正法などの技術論に終始するのではないか
共産党	改造の狙いは、リクルート疑惑追及の幕引きと消費税導入による一層の軍拡の推進だ
社民連	消費税導入とリクルート疑惑により、すでに政権末期水準まで落ち込んでおり、この2点を放置したままの改造では国民の信頼は回復しない

出典：朝日新聞1988年12月28日掲載文よりまとめ

一方、12月29日まで読売新聞の社説は竹下改造内閣を直接に言及しなかったが、29日の「国会への信頼感を回復せよ」を通じて、「政権党以上の清潔さが、野党には求められている。党首自身がリクルートコスモス株の贈与や明電工事件に関連して、言動に疑惑を持たれるようでは困る。公、民両党は、厳しく反省しなければならない」と池田克也公明党議員、塚本三郎民社党委員長を批判した。この批判は実際に上述した野党側の竹下改造内閣に対する意見への反撃であり、「人の七難より我が十難」という野党側の姿勢に注文をつけた。それに加え、同日の記事「全議員(自民)の資産公開検討、政治改革挙党体制で、自民党3役に聞く」の中で、安倍晋太郎自民党幹事長による「政治に対する信頼回復のため、資産公開の対象範囲を現在の首相、閣僚から自民党所属国会議員全員に拡大する方向で、全党を挙げて政治改革に取り組む」との談話を掲載し、自民党

の政治改革に対する姿勢は民社党に指摘されたような「技術論に終始する」ことではないのを示唆した。

また、改造内閣の人員配置について、朝日は「ライバル意識むき出しの内ゲバもあれば、思いがけない抜てき人事も、年の瀬の内閣人事のドタバタ劇」と厳しく評価したが、後日に問題となった長谷川法相、原田経企庁長官の政治献金問題を触れていなかった。その代わりに、12月28日の記事「竹下改造内閣 閣僚の横顔」では、朝日は以下のよう
に両氏を記述した。

(前略)「長谷川氏 リクルート問題や定数是正問題への積極発言が目立ち、竹下内閣の課題に政治改革が浮上する中で。法相にふさわしい人材として、4度目の入閣を果たした。

原田氏 衆院リクルート問題調査特別委員長なのに、同社から講演会に会費が払い込まれていたことが明らかになり、野党から追及されたが、なんとか乗り切った」(後略)

一方、同日の読売も解説記事「剣が峰の改造内閣 税制、リクルート疑惑の対応重視、農・法相は妥当な人事」の中では、「通常国会で最大の争点となるリクルート疑惑絡みで見ると、法相に政治浄化をいち早く唱えてきた長谷川峻氏を起用したことも評価したい」と記載した。つまり、12月29日長谷川法相とリクルート社の金銭関係が報道されるまで、両紙は長谷川峻の法相就任に肯定的な姿勢を示し、長谷川氏とリクルート社の可能な金銭関係が存在することを掴んでいなかった。言い換えれば、12月28日長谷川峻による記者会見がなければ、マスコミの摘発により法相の辞任は年内に行われなかったであろう。

2 新閣僚の辞任に関する報道

1988年12月28日、長谷川法相は記者会見では、1976年から12年間、自分の政治団体はリクルート社から合計576万円分の政治献金を受けたことが秘書の話で弁明したと発表した。この発言は、就任直後の「リクルート社とのご縁がないから皆さんの前に顔が出せるじゃないかな」¹⁰⁹という法相の声明と明らかに食い違うこととなった。それ故、野党側はリクルート社と関係がある人に閣僚の資格がないとの理由で批判し、長谷川法相の辞任を促した。これらの指摘について、長谷川法相は記者会見を開き、「対応に適切さを欠いたことは残念で…申し訳ない」と表明したが、「法相としての職務の遂行に支障を生じせしめることはない」と法相を辞任しない意向を表明した。その後、野党側によるさらなるの批判とともに、朝日は社説「情けない長谷川法相の釈明」¹¹⁰を通じて、「法相に最も求められる公正さを損なった長谷川に対して、野党側から辞任要求が出ているのは理解出来る」と野党の意見を支持し、「根源には政治資金に対する正常な感覚がまひした自民党の体質がある」と自民党政権を批判した。12月30日、長谷川法相が辞任した後、朝日はさらに「長谷川氏はリクルート社から政治献金を受けたことが法相としてふさわしくない、と認めた」、「公正さを疑われた長谷川氏の辞任は当然である」、「単に一閣僚の進退というだけではなく、竹下政権全体の政治責任が問われる深刻な事態である」と注文をつけた。つまり、長谷川法相とリクルート社の関係が明らかになった後、朝日は長谷川峻に対する報道姿勢は大きく変化した。

一方、読売は12月31日の社説「法相辞任と政治資金」では、「こんな粗末なことが起こるのも、政治献金に対する考え方が甘いからである」と長谷川法相の監督責任に触れたが、「これは長谷川氏だけの問題ではない」と一方的に法相を批判する野党および朝日の姿勢に反論した。読売によると、政治献金、特に派閥や政治家個人に対する献金は「政治家自身もよくわからないほどだから、外部からはなお見えないのは当然だ」。特に、「一件百万円以下だと寄付者の氏名を報告する義務がない」¹¹¹という政治資金制度自身の欠陥を強調した上で、事実上に長谷川法相に対する追及を弱化させる狙いがあるとも言えよう。さらに、社説の最後に、読売は「後藤田正晴氏を委員長と総裁直属の政治改革委員会を発足させる」ことを記載し、自民党側が政治改革の必要性を認識し、政治浄化に積極的に取り組む姿勢を示唆した。

前述したように、1975年改正された政治資金規正法によると、企業・団体から政治家個人およびその他の政治団体に寄付する金額は100万円を超えれば、公開する必要が

¹⁰⁹ 1988年12月28日朝日新聞より

¹¹⁰ 1988年12月30日朝日新聞より

¹¹¹ リクルート社より長谷川法相の政治団体への献金は毎年48万だったのである。

あることとなった。それ故、長谷川法相は1988年12月28日までリクルート社からもらった政治献金(対象は長谷川の政治資金団体)を公開しないのが法律上に問題がないとも言えよう。しかし、朝日の報道姿勢から見れば、政治資金を提供するのは疑惑に関わるリクルート社であるため、その資金を受けた長谷川峻が政治および道義の責任を負わなければならなかった。このような姿勢は事実上「あの時に、リという字が付いたら、もうおしまいだっただから…なんでもいいから、政権を倒せばいいという風潮があったんだ」¹¹²という渡邊恒雄元読売新聞社長の指摘を傍証した。

また、1989年1月24日、原田憲経済企画庁長官も記者会見で1988年11月までリクルート社から政治献金を受けたことを認め、自民党および内閣に迷惑をかけないように辞職する意向を発表した。改造閣僚の連続的な辞任について、翌日の朝日は「竹下首相はどう釈明するのか」との社説の中で、「原田氏の辞任はリクルート疑惑の解明が最優先課題であることを示した。政治改革を長期的な問題にすり替えてはならない」と竹下内閣および自民党政権に対する批判の姿勢を貫いた。

一方、長谷川辞任の際に、法相および内閣の責任を弱体化させる姿勢をとった読売は、1月25日「またも閣僚のリクルート辞任」を通じて、「原田のリクルートとの関連を詳しく調査しないまま、あえて重要閣僚に起用した竹下首相の姿勢と認識の甘さは厳しく問われなければならない」と原田憲を批判すると同時に、竹下総理の任命責任も追及した。その理由は、両氏の中曽根元総理との関連を考察すれば理解出来る。具体的には、長谷川峻は第一次中曽根内閣の運輸大臣として、国鉄民営化を始めとする「中曽根民活」に積極的に参与した。第一章で分析したように、読売は中曽根内閣による民営化政策に賛同した。それ故、長谷川法相を追及する結果、中曽根元首相および民営化政策に波及する恐れがあると考えられる。ところが、竹下派であった原田憲は経済企画庁長官を就任するまで、運輸大臣、郵政大臣を歴任したにもかかわらず、中曽根内閣と関連がない人物だったのである。したがって、読売による原田憲および竹下首相への批判は、中曽根元首相と民営化政策に影響を与えないほか、世論批判の矛先を元首相から現政権に誘導することができたとも言えよう。

本章の分析を踏まえ、リクルート社、NTTへの捜査段階において、読売は宮沢喜一への批判、「江副-真藤ライン」の強調、さらに中曽根への株譲渡が賄賂ではなく政治献金であることの主張を通じて、中曽根の疑惑関与を薄めることを狙った。ところが、宮沢蔵相の辞職、リクルート社会長江副浩正およびNTT社長真藤恒の逮捕とともに、検察の捜査は政官界に及んでいった。それゆえ、読売は継続的に「中曽根元首相を守る」と

¹¹² 同注9

の意図を実現するには、新しい争点ないし議題を提起し、世論の関心を誘導することが予想される。この点について、次章で考察する。

第四章 官界および政界への捜査(1989年3月7日-1989年5月末)

1989年3月6日真藤恒 NTT 会長が逮捕された後、検察は調査の方向をリクルート疑惑の核心と呼ばれた政官界ルートに移した。この段階で、文部科学省、労働省の元事務次官は相次ぎ逮捕・起訴された以外、竹下首相も疑惑の責任を取るため退陣を表明した。また、第2次中曽根内閣の官房長官であり、中曽根元総理の第一の側近とされた藤波孝生もリクルート社の献金や株を受けることで、唯一の元閣僚経験者として東京地検特捜部に起訴された。

4月から、竹下首相はリクルート社から多額の政治献金をもらった事が判明された。具体的には、昭和62年（1987年）盛岡市で行われた竹下自民党幹事長（当時）の後援会パーティーで、リクルート社は3000万円の寄付金を支出した¹¹³。11日、衆議院予算委員会が発表した調査結果によると、1985年から1987年までの2年間、竹下首相はリクルートグループから政治献金、パーティー券などの名義で合計1億5000万円をもらった。この調査結果に対し、竹下首相は政治的、道義的な責任を認めたが、政権維持の意思を示した。一方、社会党、共産党など野党側はリクルート事件の徹底調査を主張し、竹下内閣の退陣を要求した。同時に、東京地検特捜部も「政治資金規正法」違反の有無をめぐり、竹下首相など多数の政治家に対する調査を始めた。また、4月22日、前述した金額の以外、竹下首相は青木伊平秘書の名義で江副浩正から5000万を借り入れたことも確認された。結局、4月25日、竹下首相は一連の金銭問題による政治不信の責任を取って、退陣を表明した。翌日、「竹下の金庫番」と呼ばれた元首相秘書の青木伊平が自殺した。

5月以降、検察は政治家への事情聴取、取り調べの範囲をより広げ、政界ルート疑惑の真相解明を加速した。この過程で、5月17日、藤波孝生元官房長官、池田克也元公明党代議士は被疑者として東京地検特捜部の取り調べを受け、5月22日、受託収賄罪で東京地裁に起訴された。さらに、リクルート疑惑が公開されてから、国会の証人喚問要求を拒み続けた中曽根首相は、5月25日に衆議院予算委員会で証人として喚問され、リクルート社から未公開株および献金を受けたことを認めた。以上を踏まえ、なぜ藤波孝生の名前は検察に取さ出されたのか。中曽根元首相がリクルート社から利益を受けることは、スーパーコンピューターの購入などの疑惑と関連があったのか。マスコミの報道姿勢は政官界への調査にどんな影響を与えたのか。これらの問題を検証するため、本章の第1節と第2節では、文部科学省と労働省を中心とする官界ルート、および藤波孝生元官房長官に対する新聞報道の姿勢を考察する。第3節では、事件調査の終結に関する両紙の報道を分析する。最後に、リクルート事件の発端から竹下首相の退陣まで、新

¹¹³ 1989年4月5日朝日「リクルート社、62年の竹下氏後援会パーティーに3000万円支出」より

聞報道と竹下内閣支持率の相関関係を考察する。

第1節 官界ルート(文部科学省および労働省ルート)

1989年3月7日、NTT前会長真藤恒が逮捕された後、朝日は次の調査ルートが労働省、文部科学省および政界になっていくと報道した上で、政界、とりわけ中曽根元首相への調査態勢を強化すべきであるとした。朝日社説「カネに汚されたトップの座」の中では、「検察当局の意気込みと努力をまず評価したが、これで巨悪が全て炙り出されたと見るのは早計である」が強調され、「中曽根前首相がなんらかの関与をしていたのではないかという疑いが出ている」と指摘した。3月8日、朝日はリクルートグループから未公開株と政治献金を受けた自民党内における労相経験者、その他の労働族の名簿リストを掲載し、リクルート疑惑に関わる「労働省ルート」および自民党労働族を批判した。また、9日と11日の社説では、朝日はさらに「政界の関与を全て明らかにしてこそ、巨悪をえぐったと言えるのだ」¹¹⁴、「政府・自民党が疑惑解明にもっと積極的に取り組むことだ。政府税調の委員に例の暴れ馬を任命した問題ひとつをとっても、中曽根氏の記者会見での発言と政府の答弁の間には大きな開きがある。中曽根氏に事情をきき、矛盾を質したいという野党の要求は当然だ」¹¹⁵と中曽根元首相の責任を指摘した。その後、朝日は中曽根内閣による「規制緩和政策」を取り上げ、「行政の手が届きにくい分野に目をつけて急成長して、すき間産業のリクルートにとっては、この流れが大きな追い風になった」と中曽根康弘とリクルート、官界とのつながりを示唆した。記事の内容は以下の通りである。

(前略)「法的規制に反対するリクルート側は、労働省の幹部を釣りやゴルフに招くなどの接待攻勢を展開当時の職安局長だった加藤孝とその部下がすでに収賄容疑で逮捕される。…リクルートのマークのカモメが規制緩和の風に乗って、より高く舞い上がろうとしたのは、文部行政の分野だったかもしれない…中曽根氏の強い意向で生まれた臨時教育審議会が時の氏神だった…江副は、中曽根政府が幕を降ろす前の62年9月、臨教審が積み残した大学改革を議論するための大学審議会委員に任命された」(後略)¹¹⁶

一方、3月8日の読売は「検察当局の捜査は、今後、労働省ルートに絡んだ政治家の有無について詰めが行われる見通し」と収賄側である政官界への捜査を言及したが、「リ

¹¹⁴ 1989年3月9日朝日社説「官界の汚染をどう除くか」より

¹¹⁵ 1989年3月11日朝日社説「政治はいま何をすべきか」より

¹¹⁶ 1989年3月25日朝日「規制緩和 視点・リクルート問題第4部 中曽根時代：7」より

クルート社はグループ企業ぐるみで贈賄チームを組織し、前会長の江副浩正が先頭に立って政官界などへ攻勢をかけた…リクルート疑惑は、リクルートグループの社業推進の障害となる行政を取り除くとともにグループ有利になるような行政を行わせるため、グループ総がかりで贈賄工作を行ったという輪郭が徐々に明るみに出ている¹¹⁷とリクルート社および江副浩正の贈賄責任を強調した。その上で、3月10日、読売は「江副前会長らを偽証で告発を、社会党、衆院リクルート特別委理事懇で要求へ」を掲載し、「江副、加藤、高石の三人を議院証言法に基づく偽証罪で告発すべきだと提案する方針を決めた」と事件の責任を江副、官界に絞った。また、上述した9日と11日の朝日社説に比べ、読売は「労働省ルートでは、労相経験者、同省OBの族議員ら幅広い政治家にも、株譲渡献金、パーティー券の購入が行われていた¹¹⁸、「事件の成り行きについて、なお検察の解明を待たなければならないが、政治家はこの反省に立って、政治改革を強力に推進しなければならない¹¹⁹と政官界の責任を指摘したが、中曽根元首相について言及しなかった。

3月28日、高石邦男元文部科学省事務次官も逮捕された。加藤逮捕の際と同じように、朝日は翌日の報道から、「中曽根政権時代の事務次官が2人も逮捕されるという事態になった¹²⁰、「野党各党は、中曽根前首相の国会への証人喚問などリクルート事件を徹底追及する方針を改めて強調した¹²¹、「首相に任命権がある政府税制調査会特別委員への江副の任命についても、中曽根前政権中枢の未公開株取得との関連が問われかねないことを意味している¹²²、「江副とともに、中曽根ブレンと言われる評論家や東大教授らが暴れ馬として送り込まれた¹²³と中曽根元首相を取り上げた。これに対し、読売は依然として中曽根元首相を言及せず、高石逮捕の経緯および影響に対する評論することに止まった。3月28日の読売解説では、「事務次官の職務は、省内の実務全般に幅広い権限がある。それだけに、かえって職務権限が曖昧で、摘発が困難だったとも言われる…起訴に踏み切る検察側は、新たな判例づくりを挑む意気込みを示したとも受け取れる…検察側は、加藤の起訴で、文部省の高石の刑事責任追及にも自信を深めたと思われる¹²⁴と高石元次官に対する立証の限界および検察の意図を分析した。また、3月29日、読売は社説「教育までむしばんだ株疑惑」を通じて、「検察によると、高石前

¹¹⁷ 1989年3月8日読売「リクルート疑惑、加藤元労働次官逮捕、ねじ曲がった労働行政、リクルート社総がかり接待」より

¹¹⁸ 1989年3月9日読売社説「リクルート事件、汚された労働官僚トップの座」より

¹¹⁹ 1989年3月11日読売社説「反省感じられない自民の政治改革議論」より

¹²⁰ 1989年3月29日朝日「前次官、高石邦男を逮捕、リクルート事件文部省ルートで東京地検」より

¹²¹ 1989年3月29日朝日「野党、中曽根氏の徹底追及を強調 リクルート事件」より

¹²² 1989年3月29日朝日「次は政界…自民緊張 リクルート事件で次官逮捕」より

¹²³ 1989年3月29日朝日「政界操作のカギ握る委員選任 リクルート事件で高石逮捕」(解説)より

¹²⁴ 1989年3月28日読売「リクルート事件で元労働事務次官起訴、戦後初の次官犯罪」(解説)より

次官は、ずさんな内容が問題になっていた高校生向け進路、情報誌の配本に便宜を与えたという。また、江副前会長幹部は教育課程審議会などの各種委員に選任されている…損なわれた信頼を改革するためには、リクルート社のわいろ攻勢に侵された行政の実態を解明するのが急務である」と朝日に指摘されたリクルートと中曽根康弘の接点を高石元事務次官の方に移し、文部科学省を始めとする中央官庁への賄賂を批判した。

また、マスコミによる官界および自民党内の「労働組」、「文教組」に対する批判が竹下総理にも影響を及ぼした。3月18日、朝日は内閣支持率が15%に落ち込んだという独自の調査結果を発表し、「竹下内閣はいつ退陣しても不思議はない状況である」¹²⁵と指摘した。その原因について、朝日は「15%の評価は、首相や竹下派から見れば不本意かもしれない。リクルート不正が起きたのは中曽根政権の時であり、消費税の導入にしても、前政権が推進した売上税の後始末という側面があるからだ」と解釈しながらも、「首相は中曽根政権の蔵相、幹事長として、政策遂行にあたったのである。国民は竹下、中曽根の区別をせず、自民党政権全体に厳しい反省を迫っているというべきだろう」と強調した。つまり、朝日は、有権者の現政権に対するイメージを挽回するため、中曽根康弘を中心とする前政権への徹底的な調査がなくてはならない立場を明らかにした。言い換えれば、リクルート事件の真相究明、さらに政治改革を実現するため、中曽根の国会喚問が不可欠であることが朝日によって示唆された。4月10日、朝日社説「竹下首相に2点を求める」では、「停滞、混迷をもたらした最大の理由は首相の統治能力の欠如である…首相自らのリクルート疑惑について、公民に率直な説明をすることだ」と竹下首相を批判すると同時に、「中曽根前首相の証人喚問の実現に指導性を発揮することである」と注文をつけた。さらに、4月11日の衆院予算委員会では、竹下首相がリクルート社関連の1億5000万円の資金提供の事実¹²⁶が公開されたあと、朝日は「自分よりはるかに少ない金の授受が明るみに出て辞職する閣僚から、首相はどんな顔をして辞表を受け取っていたのだろう」と竹下首相を揶揄した上で、「中曽根前首相の証人喚問を実現すべきだ。前首相の証人喚問をそっちのけにして、予算を強行採決で通すような行動に出れば、墓穴を掘ることになると、知るべきだろう」と釘を刺した。つまり、官界への批判と同じく、朝日は竹下首相に関連する評論記事も中曽根を言及し、特に元首相の証人喚問を呼びかけた。

一方、4月11日まで、竹下首相の責任を追及する読売の社説および解説記事がなかった。ところが、4月12日の社説「政治献金公表でもう後がない竹下首相の政治改革」

¹²⁵ 1989年3月18日朝日社説「民心は竹下政権から離れた」より

¹²⁶ 『ドキュメント リクルート報道』 P278 「リクルート事件年表」より 朝日新聞社会部 朝日新聞社 1989年9月30日

の中では、読売は「首相は、政治資金規正法に基づいて適法に処理されていると述べたが、昭和 60 年から事件が発覚する 63 年夏までの短時間に、これほど巨額の金が集中的に献金されていたのは異常である」と異例的に竹下首相を批判した。

(前略)「私たちの不満は、この期に及んでも首相が改革の方向について、自らの考えや理念を少しも示そうとしないことだ…大胆な改革案を打ち出し、国民の判断を求めべきだ。それができないなら、退陣するほかない。やる、やると言いながら、何もしないで政権の延命の道具に使うことは許されない」(後略)

その理由について、読売は竹下首相の疑惑解明および政治改革に対する消極的な態度にあるとまとめたにもかかわらず、今まで読売の報道姿勢から見れば、この時期における竹下首相に対する批判はほかに意図があるのではないかと考えられる。1989 年 3 月以降、野党および朝日新聞は依然として中曽根の証人喚問を強く要求していた。さらに、リクルート社、NTT および官界における数多くの関係者が相次いで検察に逮捕されることにより、前述した宮沢喜一、真藤恒など中曽根の「スケープゴート」のような存在が限られていた。それゆえ、読売は引き続き中曽根を守るため、新しい批判の標的を探さなければならない。結局、リクルート社から大量のパーティー券、政治資金をもらったと判明された竹下首相は、この標的になることとなった。3 月 31 日、リクルート社は 1987 年、竹下幹事長(当時)の旗揚げパーティーで 2000 万円分のパーティー券を購入したことが判明された。その後、1987 年 5 月に盛岡で開かれた竹下派後援会組織総会で、リクルート社は再び 3000 万円分のパーティー券を購入する事実が 4 月 5 日に確認された。これらの判明は事実上に中曽根疑惑から竹下疑惑になる契機となった。その傍証として、「自民党 リクルート疑惑と政乱」の中で次のように記載している。

(前略)「竹下氏らが考える敵は、野党や自民党内の反竹下勢力だけではなかった。少なくとも周辺では、各種新聞報道のネタ元は、東京地検特捜部、時には中曽根派あたりと踏んでいたフシがあった。東京地検特捜部の場合には、世論を操作に有利に誘導するためであり、中曽根派の場合は、世論を中曽根氏より竹下氏に向けるためといった疑いからであった」(後略)¹²⁷

また、1989 年 4 月 18 日と 23 日の読売社説の中でも、次のような姿勢が示されていた。

¹²⁷ 『自民党 リクルート疑惑と政乱』 P192 毎日新聞政治部 角川文庫 1989 年 7 月 25 日

(前略)「リクルート特別委が設置されているのに、休眠状態だ。抜け穴だらけの政治資金規正法の改正など、さきの竹下積明で明らかになった問題を、どうしてもっと議論し是正する事を考えないのか…いま中曽根喚問を実現しても、司法の手で事実関係が明らかになっていない以上、水かけ論に終わってしまいうだろう。いたずらに疑惑をぶつけるだけでは、参院選を控えての党利党略という批判を招こう」(後略)¹²⁸

(前略)「中曽根氏を追及できる十分な根拠や材料があるなら、どんな形式でもやれるはずである…単なる風評や憶測でものを言っているのではないなら、中曽根氏に疑問点や裏付け資料をぶっつけ、大いに議論すべきだ」(後略)¹²⁹

さらに、立花(1994)も以下のように指摘した。

(前略)「竹下内閣が倒れれば、中曽根は元首相になって、前首相じゃなくなるわけですね。そうすると、捜査は終わりじゃないか、ヤマを越えた、という空気が広がりましたね」(後略)¹³⁰

ところが、読売は自民党労働組および竹下首相に対する批判が、従来の「自民党政権を支持する」姿勢を覆すのではなかった。その一例は、自民党による1989年度予算案の単独採決に対する報道だったのである。上述した4月18日の社説の中では、読売は「リクルート問題と無関係の予算を人質にとり、審議を拒否するのは、リクルート問題に汚染された政府、自民党への怒りの表明だろうが、それにしても、これほど長期の審議拒否は度がすぎる」と野党側の態度を批判した。4月27日、自民党が予算案を単独採決した後、朝日は「権力の所在があいまいな今、自民党が強行採決する事は、政治責任のあり方に、いやしがたい悪例を残す。この点を何より憂える」¹³¹と反対の意見を表明した。一方、読売は「予算案単独採決は、憲政史上に汚点を残したというが、予算を人質にした審議拒否が常態化し、審議の形骸化がこれほどひどい国会も憲政史上初めてだ」¹³²と評し、自民党の単独採決に理解を示した。

¹²⁸ 1989年4月18日読売社説「予算は早く成立させるべきだ」より

¹²⁹ 1989年4月23日読売社説「なぜ野党は中曽根積明を拒む」より

¹³⁰ 『巨悪VS言論-田中ロッキードから自民党分裂まで』 P599 立花隆 文藝春秋 1993年8月

¹³¹ 1989年4月27日朝日社説「強行採決は許されない」より

¹³² 1989年4月29日読売社説「やむを得ない予算の単独採決」より

第2節 第二のターニングポイントー藤波孝生元官房長官に関する報道

前述したように、官界ルートに対する報道の際、朝日新聞は中曽根元首相と官界のつながりを言及し、中曽根喚問の必要性を訴えたにもかかわらず、与党側の拒否および読売新聞の誘導報道により実現しなかった。その中で、読売新聞は中曽根を守るため、竹下首相を批判の標的とした一方、中曽根内閣の官房長官だった藤波孝生も取り上げた。

1988年10月から、読売は、藤波が秘書の名義でリクルート社から株の譲渡を受けていたことを報道した。1988年10月29日、藤波孝生は秘書の徳田英治が1986年9月に、リクルート社から未公開株を受け取ったことを認めた。これについて、読売は「徳田氏が普通の経済行為だ」¹³³(金丸信委員長)、「藤波の問題について、一般的な経済行為で、秘書が引き受けたことが悪いとは言えない」¹³⁴(渡辺美智雄政調会長)など自民党内の意見を記載したのに対し、朝日は「前政権の中枢にいた藤波氏の関連が明確になったことで、一連の疑惑の重大性が増した」¹³⁵と野党側の主張を述べ、「藤波問題の登場で、野党側が宮沢氏の秘書ら3人の証人喚問を改めて強く求めているのは必至」¹³⁶と指摘した。その後、両紙とも藤波の証人喚問をめぐる与野党の攻防を報道したが、藤波本人が株譲渡に関与する根拠の不足および同時期におけるリクルート社、NTTに対する集中報道が故に、藤波に対する報道が一時的にトーンダウンしていった。結局、11月5日、藤波元官房長官が株の売却金で邸宅を購入したことは朝日に報道されたにもかかわらず、世論を喚起する議題となっていなかった。具体的な記載は以下の通りである。

(前略)「秘書名義の株売買が明らかになった藤波孝生・元官房長官が昨年1月、東京都杉並区にある自宅を1億3900万円で購入していることが5日明らかになった。時期は、コスモス株の店頭登録(公開)の直後…過去5年分の申告所得をみても、高額納税者名簿に入っておらず、この1億4000万円近い住宅の購入資金の出どころは不明だ」(後略)¹³⁷

ところが、3月以降、検察による官界ルートへの調査が進むとともに、藤波孝生の疑惑関連が再びマスコミに取り上げられた。その中で、読売新聞による藤波への「調査報道」が注目されている

¹³³ 1988年10月29日読売「税特委理事の藤波氏がコスモス株疑惑で進退伺い 金丸委員長が慰留撤回」より

¹³⁴ 1988年10月30日読売「秘書のリクルート株関与は悪くない 渡辺政調会長語る」より

¹³⁵ 1988年10月30日朝日「野党攻勢、一段と激化 週明け国会、コスモス株譲渡で新展開」より

¹³⁶ 1988年10月30日朝日「藤波氏秘書らの株売買、税制審議に影響」(断面・88臨時国会)より

¹³⁷ 1988年11月5日朝日「秘書名義株売却後に邸宅購入 藤波元官房長官、コスモス株」より

表 4-1 1989 年 3 月における朝日と読売による藤波孝生の報道

朝日新聞	読売新聞
1. 「中曽根氏秘書ら聴取へ 閣僚級含め一斉に 東京地検」 1989. 3. 9	1. 「リクルート売却益利用の藤波氏、狂騰下駿台会館から突勢の半額で豪邸を購入」 1988. 3. 13
2. 「暴れ馬(視点・リクルート問題第 4 部 中曽根時代 2)」 1989. 3. 17	2. 「深層リクルート事件 4 リクルート社、駿河台学園利益目当てあの手この手」(連載) 1989. 3. 13
	3. 「藤波氏、秘書名義のコスモス株売却益を自宅購入資金に 2600 万口座を転々」 1989. 3. 13
	4. 「リ社、さらに藤波代議士秘書口座へ二千数百万、小切手で数回 61-62 年末」 1989. 3. 13
	5. 「リクルート社からの巨額の政治献金判明の藤波氏は雲隠れ？」 1989. 3. 14
	6. 「リクルート疑惑の藤波氏 出席せず/中曽根派総会」 1989. 3. 15
	7. 「リクルート疑惑の藤波代議士 取材断る」 1989. 3. 16
	8. 「リクルート疑惑の藤波孝生氏、半月ぶりに姿見せる」 1989. 3. 29

表 4-1 が示しているように、3 月 13 日、読売は自社の調べで判明した事実「藤波孝生代議士の一億三千二百万円という豪邸購入資金とコスモス株の関係」¹³⁸を掲載し、「リクルート社前会長は秘書名義で売った株は政治家本人譲渡するつもりだったとの供述が藤波代議士のケースを裏付ける形になった」と指摘した。読売の調査によると、一億三千二百万円の購入金の中で、二千六百万がリクルートコスモスに譲渡された非公開株(1 万 2000 株)の売却金だった。これについて、読売では、「リ社株売却金の文字通りの私的流用は、秘書名義の取引との政界関係者の主張を初めて完全に突き崩すばかりか、

¹³⁸ 1989 年 3 月 13 日読売「リクルート売却利用の藤波 狂騰下駿台会館から突勢の半額で豪邸を購入」により

政治献金という弁明も封じる事実である。かえって、同氏とリ社の異常な関係を如実に示すもので、政治家と秘書らへの聴取を開始した東京地検もこれらを視野に入れている模様である」¹³⁹と厳しい口調で藤波元官房長官を批判した。

そのほか、「55年、駿河台学園創立50年記念誌が発行した際、労働大臣だった藤波氏が祝辞を寄せている」、「藤波が官房長官だった59年2月24日には、中曽根首相、森文相が駿台本部校舎を異例の視察」、「61年、藤波と森喜朗などが発起人代表となり、山崎の藍綬褒章受章記念パーティーが開かれている」¹⁴⁰など藤波が邸宅を売却した駿河台学園の山崎春之理事長との関係も読売に取り上げられ、政治家であった藤波の不正疑惑が示唆された。上述した1988年11月の朝日記事に比べ、読売は購入資金のルート、具体的な金額、売却者との関係など疑惑の詳細を公表しながら、藤波が「文教、労働族の実力者」としての地位を強調した。既に述べたように、1989年3月以降、朝日は自民党の「労働族」、「文教族」への批判をきっかけとし、中曽根喚問を要求した。この報道姿勢に対し、高石邦男、加藤孝など官界ルートの責任のみを取り上げていた読売にとって、中曽根元首相の疑惑を払拭することができない状況であった。それ故、3月13日、読売は藤波の疑惑を提起し、「中曽根守り」の一環だったことが考えられる。また、3月14日以降の記事から見れば、読売は新しい事実を発表しなかったにもかかわらず、藤波に対する呼称が「リクルート社からの巨額の政治献金判明の藤波孝生氏」、「リクルート疑惑の藤波氏」であり、藤波が疑惑関与の確実を強調した。

一方、朝日は、「特捜部は、既に中曽根、藤波両氏の秘書ら周辺に対し、聴取方法や時期、場所について打ち合わせを始めていると言われる」¹⁴¹、「審議会の人選はトップダウンで、藤波さんが選んだということは今月7日、中曽根派幹部に持ちかけられた」¹⁴²などの事実を記載することにとどまり、読売に指摘された新たな疑惑の詳細について一切に触れなかった。言い換えれば、3月における藤波の疑惑関与に関する報道は読売新聞に主導されたと言えよう。

4月に入った後、読売は「藤波批判」との報道姿勢を貫くことに対し、朝日新聞も藤波疑惑に関する報道の態勢を強化した。

¹³⁹ 1989年3月13日読売新聞「藤波氏、秘書名義のコスモス株売却益を自宅購入資金に 2600万口座を転々」より

¹⁴⁰ この三つの指摘は全部1989年3月13日読売新聞「深層リクルート事件4 リクルート社、駿河台学園利益目当てこの手この手」(連載)より

¹⁴¹ 1989年3月9日朝日新聞「中曽根氏秘書ら聴取へ 閣僚級含め一斉に 東京地検」より

¹⁴² 1989年3月17日朝日新聞「暴れ馬 (視点・リクルート問題第4部 中曽根時代:2)」より

表 4-2 1989 年 4 月における朝日と読売による藤波孝生の報道

朝日新聞	読売新聞
1. 「藤波氏秘書の仮名口座にリ社が 1800 万送金 63 年 6 月」 1989. 4. 6	1. 「仮名口座は秘書名合体 藤波氏への江副献金 表にしたくない事情」 1989. 4. 6
2. 「税調特別委員の江副選任、決済印は藤波東京地検強い関心」 1989. 4. 7	2. 「藤波氏秘書の仮名口座に江副個人名で 1500 万円 リクルート疑惑発覚直後」 1989. 4. 6
3. 「藤波氏 2 週間ぶり姿 事務所に顔青白くやつれ リクルート疑惑」 1989. 4. 21	3. 「リクルート事件 政治家秘書再聴取へ 政界ルートに最終判断 近く検察首脳会議」 1989. 4. 6
	4. 「リ事件・政界ルート 税調委員起用就職協定 安比開発 職務権限 3 つに絞る」 1989. 4. 11
	5. 「リクルート疑惑決定的ならケジメを 三重県伊勢市の藤波系市議団」 1989. 4. 13
	6. 「リクルート・政界ルート 刑事立件、5 月末メドに結論 藤波、池田氏周辺重点に」 1989. 4. 30

4 月 6 日、読売は「リクルートが発覚して五日後の 1988 年 6 月 23 日、藤波孝生自民党代議士の秘書が開設した都市銀行の仮名口座にリ社前会長江副浩正が個人で 1500 万円、リクルートコスモス社が 300 万円の計 1800 万円を小切手で振り込んだ」¹⁴³という調査結果を公表し、「藤波氏側へのリ社献金は実に計 6700 万円に達し、リクルート疑惑では群を抜いた巨額となる。また、これだけ短時間に集中したケースもない」と藤波の疑惑関連を強調した。その上で、同日の記事では、「検察当局は近く検察首脳会議を開き、聴取対象の政治家を絞り、直ちに本人からの事情聴取に踏み切る見通し」¹⁴⁴と検察の調査方向を予測し、検察が藤波への調査態勢を整えていると示唆した。

また、前章で述べたように、江副の税制特別委員就任の問題をめぐり、朝日新聞は中曾根の任命責任を指摘した。これに対し、4 月 11 日の読売では、「政府税制問題に関与

¹⁴³ 1989 年 4 月 6 日読売「藤波氏秘書の仮名口座に江副個人名で 1500 万円 リクルート疑惑発覚直後」より

¹⁴⁴ 1989 年 4 月 6 日読売「リクルート事件 政治家秘書再聴取へ 政界ルートに最終判断 近く検察首脳会議」より

した可能性があるのは、藤波元官房長ら…藤波氏が具体的人選にどれほど関与したかが焦点となっている」¹⁴⁵と反論した。4月13日、伊勢市の藤波系議員団長浜口秀也による「疑惑が決定的になれば、けじめを」¹⁴⁶との発言が掲載され、疑惑に関わる政治家が辞任するのが常識であることを強調した。さらに、4月30日、読売は「藤波氏については、税制調査会特別委員のほか、新たな臨時教育議会での就職協定問題の疑惑が浮上した」と述べ、「東京地検特捜部では、藤波と池田両氏周辺の捜査をさらに強化し、刑事立件が可能かどうかの最終判断をするとみられる」と中曽根の責任を完全に藤波に移す構えを示していた。つまり、同時期において、「竹下批判」及び「藤波摘発」は読売新聞による「中曽根守り」の二つの軸であった。言い換えれば、藤波への集中報道はリクルート事件における新聞報道攻防の「第二のターニングポイント」だったのである。

一方、朝日は4月6日、リクルート社が藤波秘書の仮名口座に1800万円送金したこと(1988年6月)を報道した。この記事によると、この大量な献金の目的が明らかになっていないが、「リクルート側が疑惑の拡大を防ぐためより政界との関係を強めようとしたのではないかとの見方も出ている」¹⁴⁷。そのほか、3月の単純な事実記載に比べ、朝日は「労相だった藤波はリクルート創業の20周年の際、祝辞を送っている」、「江副浩正前リクルート会長は藤波の後援団体さざなみ会のメンバー」、「藤波と江副はゴルフを通じても交友関係を強めていた」など藤波とリクルート社の特別な関係を指摘した。4月7日、朝日はさらに「税制特別委員の江副選任、決裁印は藤波氏」と記載し、事実上に藤波元官房長官の任命責任を認め、1988年10月の「江副氏の税制税調特別委員任命は、中曽根元首相の強い意向で実現した」¹⁴⁸という報道内容を覆した。また、4月27日、朝日は「リクルートコスモスの未公開株を秘書名義で譲り受けていた藤波孝生元官房長官が姿を現れた」と報道し、藤波の状況を「顔色が青白く、やつれた表情だった」と記載した。以上の記事を踏まえ、3月の記事に比べ、4月の朝日は単純な事実記載の代わりに、藤波の疑惑、とりわけ藤波がリクルート社との関係を究明するにより大きな関心を示していた。4月の藤波報道においては、朝日の報道姿勢が読売に影響されたことが明白だった。

ところが、4月25日、竹下首相が退陣を発表することにより、竹下に対する批判は価値がなくなっていった。それ故、マスコミ、とりわけ読売による政界への批判はさらに藤波に集中することとなった。一方、表4-3および図4-1の統計によると、5月にお

¹⁴⁵ 1989年4月11日読売「リ事件・政界ルート 税調委員起用就職協定 安比開発 職務権限3つに絞る」より

¹⁴⁶ 1989年4月13日読売「リクルート疑惑決定的ならケジメを 三重県伊勢市の藤波系市議団」より

¹⁴⁷ 1989年4月6日朝日「藤波氏秘書の仮名口座にリ社が1800万送金 63年6月」より

¹⁴⁸ 1988年10月29日朝日「リクルートコスモス株、中曽根内閣の絶頂期に集中」より

いて、朝日の藤波批判も高まっている。

表 4-3 1989 年 5 月における朝日と読売による藤波孝生の報道

	読売新聞	朝日新聞
1989. 5. 2	1. 「年収億単位 ささやか納税 税金感覚マヒも 国会議員の収支」 (解説)	
1989. 5. 6	1. 「公明党・池田代議士をリ事件で事情聴取 東京地検 5000 株譲渡を追及か」	1. 「藤波代議士 東京へ 地検との接触否定 リクルート疑惑」 2. 「東京地検 公明・池田代議士を聴取り事件 政治家に捜査の手」
1989. 5. 7	1. 「リクルート事件の政界ルート捜査大詰め 緊張感強める自民党」	
1989. 5. 10		1. 「検察幹部 当面は藤波氏聴取目指す 政界工作で捜査会議 リ事件」
1989. 5. 11	1. 「リクルート事件捜査 政界中枢へ 聴取の藤波氏は清潔と言われたが」 2. 「リクルート事件での藤波氏聴取 国会と政局に影響も 自民は捜査の行方を注視」 3. 「リ事件で東京地検が藤波元官房長官聴取 政界ルート捜査が最終段階」 4. 「東京地検の事情聴取を受けた藤波氏 記者団の質問にも一切無言/リクルート事件」 5. 「藤波孝生と就職協定 職務行為の特定急ぐ 臨教審元か幹部ら聴取/東京地検」	1. 「リ捜査、前政権の中枢に 江副色の臨教審答申 藤波代議士の聴取」 2 「文人もリ疑惑の渦中 自宅購入にもナゾ 藤波代議士の事情聴取」 3. 「藤波氏聴取、自民に深刻な衝撃 来るべきもの来た…リ事件」 4. 「政治論理法制定を 藤波氏の聴取で近江弁護士」 5. 「藤波元官房長官 地検で事情徴収 政界ルート捜査でリ事件新局面」
1989. 5. 12	1. 「深層リクルート事件政界工作： (1)狙われた大番頭藤波元官房長	1. 「藤波氏、夫人名義で山中湖畔に別荘 追跡リクルート事件」

	<p>官」</p> <p>2. 「よみうり寸評」 「万事控え目だった藤波孝生氏にもリクルート事件の陰」</p>	<p>2. (社説) 「核心に迫る捜査を期待する」</p> <p>3. 「中曽根氏証人喚問、一段と重み 藤波氏聴取で責任追及に拍車」</p>
1989. 5. 13	1. 「国会公務員青田買いでもリ社政界工作浮上 藤波孝生氏に疑惑」	1. 「藤波元官房長官の自宅購入に株売却益 名義人の秘書供述 リ事件」
1989. 5. 14	1. 「藤波、池田代議士を立件へ 就職協定などでリ事件収賄容疑固め/東京地検」	1. 「政治家への贈賄立件に江副から供述調書 藤波・池田氏ら対象 地検」
1989. 5. 15		1. 「東京地検 藤波議員らの第2議員会館の面会証も調査 リクルート事件」
1989. 5. 16	<p>1. 「江副の税調委員任命 藤波孝生氏が最終決裁」</p> <p>2. 「リクルート事件で藤波、池田両代議士を収賄容疑で立件決定/検察首脳会議」</p>	<p>1. 「藤波氏、人事院に電話 合格発表繰り上げ問題 追跡リクルート事件」</p> <p>2. 「中曽根氏聴取を検討へ 藤波・池田氏は立件決定 検察首脳会議」</p> <p>3. 「リ社献金 藤波氏へさらに 2000 万円 就職協定で論議の時期」</p> <p>4. 「藤波・池田氏を再聴取 家宅捜査、必至の情勢 東京地検」</p>
1989. 5. 17	<p>1. 「公明党池田代議士の議員辞職 自民藤波氏の進退も問題」</p> <p>2. 「汚れた金集め苦手が命取り リクルート事件で聴取の藤波孝生氏」</p> <p>3. 「ついにリクルート疑獄 特捜のメス、代議士取り調べ すでに覚悟? 淡々と藤波氏」</p> <p>4. 「東京地検、秘書の壁を突破 株の借名取引を解明へ 藤波、池田両代議士取り調べ」</p> <p>5. 「真相究明 政治改革急げ 藤波、池田両代議士のリクルート事件取り調べで街の声」</p>	<p>1. 「自民の党内議論に波紋 藤波氏の進退に影響か 池田氏の辞職願」</p> <p>2. 「藤波氏 きょうにも取り調べ 池田氏にも出頭求める リ事件収賄容疑」</p> <p>3. 「政界汚染 自民眠らせなかった リ事件捜査、疑惑発覚 11 カ月で到達」</p> <p>4. 「藤波孝生元官房長官の語録 リクルート事件収賄容疑で取り調べ」</p> <p>5. 「リクルート事件の捜査 やっと核心へ 識者に聞く」</p> <p>6. 「藤波氏 重用続き利権に接近 前首相に忠誠の末 次の次狙い挫折」</p> <p>7. 「自民重苦しい衝撃 藤波孝生元官房</p>

	<p>6. 「リクルート事件の立件確実、政府、自民党に衝撃 前政権中枢に調査の手」</p> <p>7. 「リクルートで取り調べを受けた藤波氏が自民党を離党 議員辞職へ」</p> <p>8. 「藤波、池田両代議士を受託収賄容疑で取り調べ リクルート事件捜査 最終局面に」</p>	<p>長官の取り調べ」</p> <p>8. 「藤波・池田克也代議士取り調べ リ社に便宜、収賄で在宅起訴の方針」</p>
1989. 5. 18	<p>1. 「臨教審委員 江副を推す 官邸サイド強硬に 文部省渋り実現せず」</p> <p>2. 「リクルート事件 異例の 12 時間聴取 無言藤波代議士 闘い抜く 池田代議士」</p> <p>3. (社説)「リクルート事件の被疑者担った政治家たち」</p> <p>4. 「リクルート事件 藤波の離党は聞いてない 中曽根派事務総長」</p> <p>5. 「四面楚歌の中曽根派 派閥の中枢に打撃連続 けじめ論に波及も/リクルート事件」</p> <p>6. 「リクルート事件捜査は月内終結 藤波・池田代議士の在宅起訴は来週に/東京地検」</p> <p>7. 「藤波氏の秘書名義のリクルート株譲渡 帰属先を特定」</p> <p>8. 「リクルート事件で藤波邸など強制捜査、起訴へ証拠固め 藤波・池田氏の調べ続く」</p>	<p>1. 「藤波元官房長官の挫折 追跡・リクルート事件 政治家取り調べ」</p> <p>2. 「検査はこれから 取り調べで生気失う藤波・池田両代議士 リ事件」</p> <p>3. 「怒りの声 列島を覆う リ事件ついに政界にまで波及」</p> <p>4. 「議員辞職は起訴の後の見通し リ疑惑の藤波代議士」</p> <p>5. 「権力近づき清廉消える リ疑惑で取り調べの藤波氏の軌跡 時々刻々」</p> <p>6. 「中枢 検察早々からの絞る 深まる癒着 リ事件政界波及 上」</p> <p>7. 「東京地検 受託収賄罪適用も検討 藤波・池田克也代議士取り調べ」</p> <p>8. 「藤波氏・池田氏起訴へ検察急ピッチ リクルート事件家宅捜査」</p> <p>9. 「議員会館など家宅捜査 受託収賄容疑で 藤波・池田代議士汚職」</p>
1989. 5. 19	<p>1. 「リクルート事件起訴へ 今日にも検察首脳協議 藤波・池田両代議</p>	<p>1. 「官房長官の犯罪 追跡リクルート事件 政治家取り調べ」</p>

	<p>士の調べ終了」</p> <p>2. 「就職協定存続で同業者に働きかけ リクルート社の発言、政界工作の有力傍証に」</p> <p>3. 「リクルート事件 政界ルート 押収資料 異例の徹夜分析 2代議員 起訴へ詰め」</p>	<p>2. 「藤波孝生・池田克也両代議員、来週 起訴目指す 東京地検」</p> <p>3. 「リクルート議員辞めよ リクルートダイヤル・19日」</p> <p>4. 「女房役 中曽根戦略の支柱 深まる 癒着 リ事件政界波及 中」</p> <p>5. 「藤波・池田代議員を在宅起訴へ 検察首脳会議、きょうにも決定」</p>
1989. 5. 20	<p>1. 「リクルート事件 検察首脳起訴 決定で自信の笑み 藤波・池田氏派 音なし」</p> <p>2. 「リクルート事件の藤波、池田代 議員を在宅起訴へ 検察首脳会議 が決定」</p>	
1989. 5. 21		<p>1. 「政治家の会計責任者ら 月末に略式 起訴 リ社献金で規正法違反」</p>
1989. 5. 23	<p>1. 「リクルート事件起訴の藤波、池 田両代議員がコメント 法廷で戦 う」</p> <p>2. 「リクルート社 臨教審節目に小 切手 藤波代議員へ4回 首相官邸 でも500万円」</p> <p>3. 「リ事件、藤波起訴で自民派閥激 震 準実力者互いにけん制 世代 交代派期待薄？」</p> <p>4. (社説)「リクルート事件、裁かれ るべきは政治とカネ」</p> <p>5. 「リクルート事件での藤波氏起訴 に 竹下首相は残念至極」</p> <p>6. 「藤波・池田代議員を受託収賄で 起訴 リ社献金をわいろと認定/東 京起訴」</p>	<p>1. 「藤波代議員、官邸で500万円小切手 受領 臨教審動向と一致」</p> <p>2. 「就職協定と藤波・池田両代議員の動 き」</p> <p>3. 「リ疑惑捜査これっきり？藤波・池田 代議員の起訴」</p> <p>4. 「口調慎重でも終始にこやか 藤波・ 池田代議員起訴で地検次席が会見」</p> <p>5. (社説)「事件の解明はまだ不十分だ」</p> <p>6. 「新たな重荷に緊張感 藤波元官房長 官起訴で自民党」</p> <p>7. 「政治家のけじめ急務に 藤波・池田 代議員の起訴」</p> <p>8. 「藤波代議員が離党 事務所議員は辞 職せず」</p> <p>9. 「清貧泥にまみれ 収賄で起訴の両代</p>

		議士 追跡 リクルート事件」 10. 「藤波・池田代議士を受託収賄で起訴 リ事件捜査、事実上の終結」 11. 「藤波元官房長官、池田克也代議士らの起訴事実 リクルート事件」
1989. 5. 24		1. 「中曽根前首相 藤波氏支援を訴え」 2. 「私立高の理事 藤波孝生元官房長官が辞意」
1989. 5. 29		1. 「ほころび広がる三重自民、藤波締め出し図る県議団」（こんとん選挙）

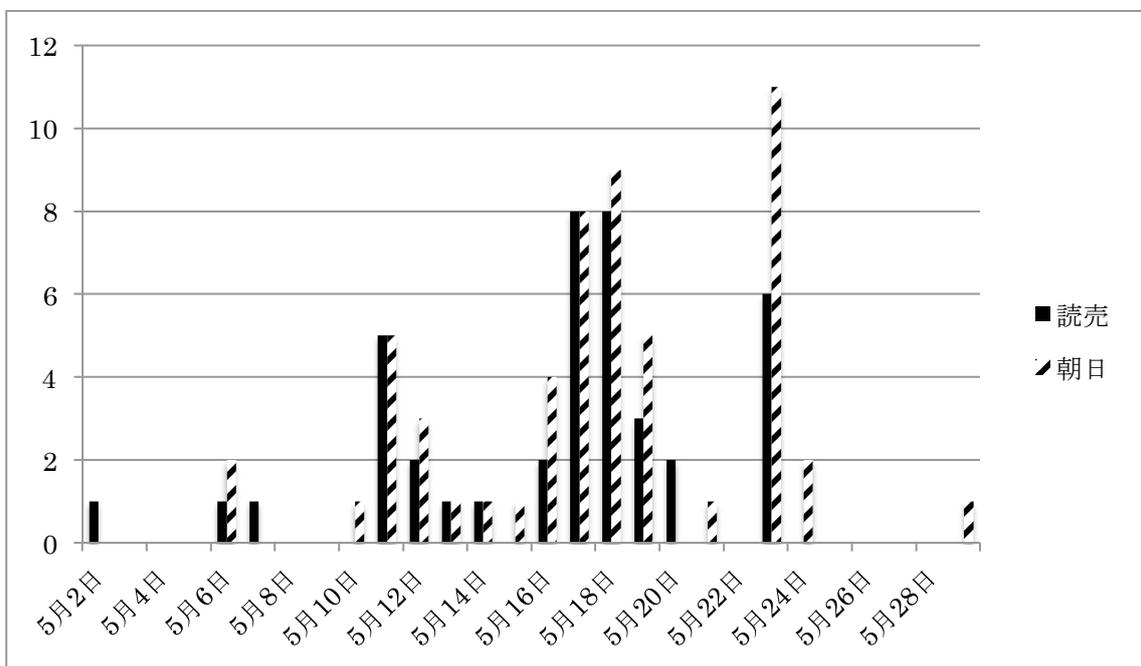


図 4-1 朝日および読売による藤波報道の数の比較

5月2日、読売解説の中では、「政治活動と指摘活動の境界の区切りの無さが拍車をかける。その極端な例が藤波孝生元官房長官のケース」と掲載し、藤波が譲渡された株の売却益を自宅購入費に充当することを改めて取り上げた。5月6日、公明党の池田克也代議士が参考人として東京地検特捜部に事情聴取された後、両紙ともに藤波への聴取が間近であることを報道したが、読売は「藤波元官房長官は、臨時教育審議会での就職

協定問題の審議と税調特別委員の就任に官房長官として影響力を行使し得る立場にあったとされ、徳田英治秘名義の一万二千株や多額の政治献金などとの関係聴取される模様」とリクルート社に関わる一連の疑惑の責任を藤波に押し付ける姿勢を示した。

その上で、5月11日と12日の読売では、「株売却益が事実上藤波氏の自宅購入という私的な目的に使われていることは、秘書がやった株取引との弁明を覆す」¹⁴⁹、「江副選任の経緯が不明確のまま、官房長官として首相側近にあった藤波代議士が江副を推薦したのではないかとの疑惑が指摘されている」¹⁵⁰、「協定存続を望むリ社は、藤波代議士の影響力を通じて、臨教審の審議を左右しようのではないか、という見方が強くなった」¹⁵¹、「やろうと思えば何でもできる(元秘書官)官房長官の幅広い権限を、藤波とリ社との関係でどう行使したか、まだ明確ではないが、江副が税調特別委員に就任したのは藤波官房長官の時である」¹⁵²と記載し、官房長官であった藤波の責任の重さを強調した。言い換えれば、読売の論調によると、中曽根元首相の参与がなくても、藤波官房長官は自らの権限でリクルート社に便宜を提供することができる。

一方、朝日は、「当時の最高責任者、中曽根前首相は果たして関与していなかったのか」¹⁵³、「藤波氏の今回の事情聴取が直接、刑事事件に結びつくかどうかは別にしても、中曽根氏は最高責任者として、当然、政治的、道義的な責任を負うべきだ」という声が自民党内に広がっている」¹⁵⁴と中曽根元首相の責任、特に中曽根喚問について言及したが、藤波の疑惑解明が捜査の中心であることを示した。5月11日、朝日は「捜査は前政権中枢からの事情聴取に進んだ」、「東京地検の調査では、藤波と駿河台学園の特別関係が単なる偶然とは思えない」、「藤波氏の聴取は、政界ルートの捜査がいよいよ核心に迫ってきたことを示すもの」と述べ、「収賄罪が成立するとの見方を強めており、近く検察施設に出頭を求め、任意で取り調べる方針とみられる」と検察の動向を予想した。さらに、5月12日、藤波が夫人の名義で山梨県内の山中湖畔で別荘を購入することも朝日に報道され、「リ株の売却益などをもとに…購入していた疑いが濃くなっている」とされた。

また、5月11日から、新聞報道の画一性、ないしは報道内容および報道姿勢が似通っていることが顕著だったのである。一例としては、5月11日、朝日「“文人”もリ疑惑の渦中 自宅購入にもナゾ、藤波代議士の事情聴取」では、藤波の東京自宅購入と駿

¹⁴⁹ 1989年5月11日読売「リクルート事件捜査 政界中枢へ 聴取の藤波氏は清潔と言われたが」より

¹⁵⁰ 1989年5月11日読売「リ事件で東京地検が藤波元官房長官聴取 政界ルート捜査が最終段階」より

¹⁵¹ 1989年5月11日読売「藤波孝生と就職協定 職務行為の特定急ぐ 臨教審元幹部ら聴取/東京地検」より

¹⁵² 1989年5月12日読売「深層リクルート事件政界工作：(1)狙われた大番頭藤波元官房長官」より

¹⁵³ 1989年5月12日朝日社説「核心に迫る捜査を期待する」より

¹⁵⁴ 1989年5月12日朝日「中曽根氏証人喚問、一段と重み 藤波氏聴取で責任追及に拍車」より

河台学園の特別関係に言及したが、該当の内容は実際に3月13日に読売に報道されたことが前述でわかった。そのほか、「藤波氏聴取、自民に深刻な衝撃 来るべきものきた…リ事件」という朝日記事も5月7日読売記事「リクルート事件の政界ルート捜査大詰め、緊急感強める自民党」とほぼ同じ内容だった。

さらに、5月12日以降も、両紙のこのような傾向が続いていった。5月13日、読売は政治献金および委員任命の以外に、国会公務員の早期採用、いわゆる「青田買い」問題を提起した。記事¹⁵⁵によれば、リクルート社は就職協定存続をめぐり政界工作の一環とし、国会公務員の「青田買い」にも手を伸ばした。この中で、当時の官房長官であった藤波は、リクルート社に便宜を供与したことが特捜部に調査されていた。とりわけ、「臨教審の答申具体化のため設置された閣僚会議のメンバー」、「総理府に主宰されている人事担当者会議に監督権限があった」など官房長官の特別な権限が強調され、「青田買い」問題においても、藤波が舵を取ることができるのを示唆した。5月16日、読売は「小渕官房長官が江副浩正リクルート社前会長の政府税調特別委員会任命問題について、当時の藤波孝生官房長官が最終的な決裁印を押したことを初めて認めた」¹⁵⁶と報道した上で、「特捜部は、就職協定問題をめぐる臨時教育審議会の審議や官庁の青田買い是正に関し、リ社および江副に便宜を図った謝礼として、徳田英治秘書名義でコスモス株1万2千株を譲渡された疑いを固めた」¹⁵⁷と検察の調査方向を明かした。

一方、藤波が人事院に電話し、就職協定問題でリクルート社に便宜を供与することも、5月16日の朝日に取り上げられた。その内容と報道姿勢は、上述した5月13日の読売報道と一致することが明白だった。また、読売に報道された1万2000株の以外に、就職協定で議論の時期である59年から60年にかけて、リクルート社が藤波に合計2000万円の献金をしていたことは朝日に掲載された。結果として、朝日も「検察当局は既に両氏(藤波と池田)について収賄罪で立件する方針を固めており、近く家宅捜査や取り調べを行うのは必至の情勢」¹⁵⁸、「家宅捜査などが予想される最終局面を迎える」¹⁵⁹と検察の動向を予想し、藤波の取り調べが政界ルート調査のけじめとされることを提示している。

5月17日、藤波孝生および池田克也が被疑者として東京地検特捜部に取り調べられた後、読売は「捜査は終局に向かっている。政界ルートの捜査は両代議士の起訴で幕引

¹⁵⁵ 1989年5月13日読売「国会公務員青田買いでもリ社政界工作浮上 藤波孝生氏に疑惑」より

¹⁵⁶ 1989年5月16日読売「江副の税調委員任命、藤波孝生氏が最終決裁」より

¹⁵⁷ 1989年5月16日読売「リクルート事件で藤波、池田両代議士を収賄容疑で立件決定/検察首脳会議」より

¹⁵⁸ 1989年5月16日朝日「藤波・池田氏を再聴取 家宅捜査、必至の情勢 東京地検」より

¹⁵⁹ 1989年5月16日朝日「中曽根氏聴取を検討へ 藤波・池田氏は立件決定 検察首脳会議」より

きになるという見通しも出ている」¹⁶⁰と政界における刑事責任の追及は藤波、池田に止まること示唆した。5月23日の読売社説¹⁶¹では、藤波、池田の起訴が「事実上捜査の幕を閉じることになった」と評価され、「この全身を病んだ政治は、検察の捜査という対症療法だけでは、もはや感知できないところまで症状が広がっている」と政治改革の断行を呼びかけていた。これに比べ、朝日は「東京地検の捜査が藤波、池田両代議士の身辺だけにとどまらず、リクルート疑惑の核心を徹底的に解明するよう期待した」¹⁶²と注文をつけたが、「政界ルート of 捜査が両代議士の起訴で終わり、月内にも捜査全体が集結することを示唆した」¹⁶³と検察の調査方針を認めた。

さらに、5月17日以降、読売は中曽根に関する報道姿勢の変化も見られている。朝日によると、「これまでの東京地検の動きから見て、藤波氏が官房長官として仕えた中曽根前首相の責任は免れないとの認識だ」¹⁶⁴。そのほか、中曽根派幹部からも「気の毒だが、藤波君には犠牲になってもらう」と漏れている。これらの記載に対し、今まで中曽根を守る読売は報道姿勢が徹底的に反論、もしくは無視することが考えられる。ところが、5月17日の読売では、「中曽根政権の中枢にいた藤波氏の取り調べで中曽根前首相へのけじめを求めることが従来以上に強まることは確実で、証人喚問とともに道義的、政治的責任問題が改めて浮上することになりそうだ」¹⁶⁵と記載した。さらに、翌日の読売も、「藤波氏が議員辞職することになれば、中曽根氏は一層窮地に立たされかねない」¹⁶⁶と藤波の失脚が中曽根への打撃を予想した。つまり、藤波の刑事責任の確定により、読売は中曽根の責任を言及し始めた。その理由は、藤波の逮捕が政界ルートの追及に終止符を打つことにより、これ以上中曽根の責任、特に道義的な責任を取り上げても、刑事的な問題がないと考えられる。さらに、「事件の究明」および「予算案の成立」という読売に持ち上げられた「当面の急務」¹⁶⁷はこの時点ですべて解決されたため、残りの最大の課題が「政治改革の推進」だったのである。それ故、適度な「中曽根批判」は早期に政治的なきじめをつけ、政治改革を促す手段でもあると言えよう。5月23日の読売社説では、政界全体に「健康体の政治を取り戻すためには、政治改革を断行し、政治

¹⁶⁰ 1989年5月18日読売社説「リクルート事件の被疑者になった政治家たち」より

¹⁶¹ 1989年5月23日読売社説「リクルート事件、裁かれるべきは政治とカネ」より

¹⁶² 1989年5月18日朝日社説「金権政治と決別するために」より

¹⁶³ 1989年5月23日朝日「口調慎重でも終始にこやか 藤波・池田代議士起訴で地検次席が会見」より

¹⁶⁴ 1989年5月17日朝日「自民重苦しい衝撃 藤波孝生元官房長官の取り調べ」より

¹⁶⁵ 1989年5月17日読売「リクルート事件の立件確実、政府、自民党に衝撃 前政権中枢に調査の手」より

¹⁶⁶ 1989年5月18日読売「四面楚歌の中曽根派 派閥の中枢に打撃連続 けじめ論に波及も/リクルート事件」より

¹⁶⁷ 1989年4月23日読売社説「なぜ野党は中曽根釈明を拒む」より

家が自ら血を流さなければならない」と注文をつけた。結局、懸案とされた中曽根に対する証人喚問は5月25日に実現した。29日、検察も捜査の終結を宣言した。このあたりについて、次節で詳しく考察する。

以上の論述を踏まえ、リクルート事件における藤波に関する報道は、読売に主導されたとは言えながら、1989年4月以降に、朝日新聞の政界報道の中心ともなったことが明らかとなった。読売の立場から見れば、藤波を取り上げれば、中曽根を守るとの目標を実現できるとともに、与党の「目玉政策」である税制改革への影響も最大限に抑えられる。藤波は中曽根内閣の官房長官とはいえ、中曽根内閣が推進した税制改革に消極的な意見を持っていることが事実だったのである。税制改革に対する意見について、藤波本人は次のように述べた。

(前略)「伊藤隆：まあ、税問題というのは、藤波先生がそんなに関心を持っているわけではないんですね。」

「藤波孝生：そうそう、全体から見て、何人かの幹部の連中に表に立ってやってもらわなければいかんというぐらいの感じだった…だから、自分が国対委員長なら、売上税は通らない。国民は反対だから」(後略)¹⁶⁸

一方、4月から、朝日も全力に藤波を取り上げるのは、前述した読売の集中報道に影響されたこと以外に、4月から検察の調査方向の変更との関係も考えられる。江副浩正は次のように証言した。

(前略)「検事に中曽根をあげたいと言われた…特捜は中曽根元総理をようやく諦めたようで、追及の矛先は藤波孝生元官房長官に移った…特捜は評判の悪い政治家をやりたいんだよ。藤波はやりたくない。だが、中曽根がダメなら、代わりに藤波をやらざるを得ない」¹⁶⁹

つまり、朝日は報道の中心を藤波に移すというより、検察の調査を迎合する、ないしは追従する側面があったと言えよう。この点について、当時の宗像紀夫主任検事は「新聞が書くことは世論、新聞が書いているのに立件しないと、特捜の権威が失墜してしまう」¹⁷⁰と反論したが、朝日に頻繁に取り上げられた中曽根を起訴しなかったのが事実上

¹⁶⁸ 『藤波孝生オーラルヒストリー』(第13回) pp5-9 伊藤隆、小池聖一、佐道明広、武田知己、川越美穂、平松大輔インタビュー 政策研究大学院大学 2003年11月12日

¹⁶⁹ 『リクルート事件・江副浩正の真実』 pp210-211 江副浩正 中央公論新社 2009年10月23日

¹⁷⁰ 『リクルート事件・江副浩正の真実』 P150 江副浩正 中央公論新社 2009年10月23日

にこの主張を覆した。

マスコミと検察の関係について、佐野など(2005)は、「立件が難しい事件はマスコミの力を利用して、鉄槌を加えるということなのだろう。さらに、マスコミに先行報道させて世論を煽り、頃合いを見計らって強制捜査に着手するケースもある…その結果、特捜検察＝正義とする検察追随型の傾向が形を変えて、未だに続いているのである」¹⁷¹と指摘した。これによって、リクルート事件において、朝日の藤波に関する報道はこのような「検察追随型」だったのである。図 4-1 が示しているように、藤波の刑事責任が検察に認定された後、藤波に対する報道もトーンダウンしていった。

¹⁷¹ 『メディアの権力性 3』 pp100-102 佐野眞一、筑紫哲也、野中章弘、徳山喜雄 岩波書店 2005年4月5日

第3節 事件調査の終結

中曽根内閣の官房長官として、藤波孝生の起訴は中曽根元首相に大きな影響を与えることが予想できる。結局、一時的に終息となった中曽根喚問の要求は再燃した。5月23日の朝日では、中曽根喚問の理由を次のように列挙した。

(前略)「まず、藤波代議士は中曽根政権の代表である。首相の女房役である官房長官として、文字通り政権中枢にいた。しかも、リクルート事件は民活路線や審議会政治という中曽根政治の特質と密接に絡んでいたうえ、未公開株の主な取得者は中曽根政権で主要閣僚や党役員を務めていた。切っても切れないリクルートと中曽根氏の因縁からすれば、藤波代議士は中曽根氏の身代わりといった印象も避けられない」(後略)¹⁷²

つまり、朝日によると、政策面にせよ、職権上にせよ、内閣の最高責任者であった中曽根元首相は、政治的、なおかつ道義的な責任を取るべきだった。その上で、24日と25日の朝日は、証人喚問のポイントを「臨教審答申での関与」および「電算機絡みでの依頼」にまとめ、リクルート社から資金提供の流れを解明の焦点とした。一方、前節で考察した理由で、読売も「中曽根氏に対する議員辞職を含めた政治的、道義的責任追及の声は自民党にも根強くあり、証人喚問の結果次第では、中曽根前首相の責任論が再燃することも十分考えられる」¹⁷³と中曽根の責任を示唆した。同時に、同日の解説記事では、「リクルート疑惑は、国会の審議機能をマヒさせるとともに、捜査任せの空気を強め、国会自身の自浄作用の限界を見せつけた」と刑事捜査の代わりに、国会で元首相の責任を解明することを提示していた。ところが、読売は中曽根の責任を「政治的、道義的」と表現することにとどまり、朝日のように具体的な喚問事項を明かさなかった。

5月25日、野党の喚問に対し、中曽根は全ての疑惑を否認し、自らの潔白を主張した。具体的には、①リクルート社からもらった株および献金が秘書の経済行為だった、②江副はブレーンではない。就職協定および税調委員任命は官房中心である、③電算機の購入について、首相の指示や要請がない¹⁷⁴。結局、証人喚問において、中曽根は総理大臣としての政治責任のみを認めた。

この結果について、読売は「迫力に欠ける応酬」¹⁷⁵、「証人喚問に過大な期待を持た

¹⁷² 1989年5月23日朝日「政治家のけじめ急務に 藤波、池田代議士の起訴」より

¹⁷³ 1989年5月23日読売「リクルート事件で議員起訴 後継自民総裁選びさらに遅れも けじめ先行論が続出」より

¹⁷⁴ 1989年5月26日朝日「中曽根康弘前首相の国会証言 証人喚問、衆院予算委での主な内容」および同日読売「25日の中曽根前首相に対する承認喚問の内容/衆院予算委」より

¹⁷⁵ 1989年5月26日読売「迫力不足の応酬3時間 終了後は余裕の笑み/中曽根氏の予算委証人喚問」より

せる結果、詰め甘さをことさら露呈した」¹⁷⁶、「野党各党も自らの責任の重大と無力さを自覚する必要がある」¹⁷⁷と野党を揶揄し、新たな事実を解明することがなく、一般論に終わったと指摘した。また、中曽根の責任をめぐり、読売は喚問前の姿勢を貫き、「政治不信がこれほど高まり、国政の渋滞を招き、側近の藤波元官房長官が受託収賄罪で起訴されるという騒ぎになった以上、責任を痛感し、謝罪するのは当然である」と政治的な責任を強調した。しかし、元首相がどのように責任を取るべきなのかという問題点について明言しなかった。一方、朝日は「首相の女房役である官房長官が起訴されたのに、他人ごとのような態度だった…中曽根氏は自分に都合の良い状態になって初めて登場したのである」¹⁷⁸と中曽根を批判したが、「野党側も決め手になる材料を欠き…追及不足を認めている」¹⁷⁹、「中曽根氏は、政治責任をかわしきれぬのか。問題の決着は、今後持ち越された形だ」¹⁸⁰と解説した。結局、中曽根の証人喚問は事実上、朝日および野党の主張を台無しにした。

ところが、衆議院予算委員会で目標を達成しなかった野党は、中曽根への追及を諦めていなかった。証人喚問の後、社会党、共産党をはじめとする野党は中曽根の疑惑がさらに深まったと主張するとともに、参議院予算委員会で二回目の証人喚問を要求した。この状況の中で、読売は「参院の場合は、中曽根前首相の証人喚問をめぐって、与野党が対立した状態が続いており、野党側は予算関連法案が参院に送付されてきても、法案を人質にして中曽根喚問実現を目指す構え」¹⁸¹と野党の意図を分析し、延長国会の空転が必至であることを予測した。つまり、読売によると、国会の空転を避けるため、中曽根の問題を長引かせてはいけない。さらに、中曽根の責任に早期に決着をつけなければ、自民党の次期総裁とされている宇野宗佑(中曽根派)も影響されかねないと言えよう。それ故、自民党内において、「宇野政権を実現するには、中曽根前首相のけじめ問題が避けて通れない」¹⁸²との認識が共通的だったのである。一例として、当時自民党政治改革委員会長の後藤田正晴は、「リクルート事件は司直の手による解明とは別に、政治的なけじめをつけなければならない」¹⁸³と中曽根に厳しい身の処し方を期待した。結果として、「議員辞職する意はない」¹⁸⁴と強調した中曽根は、5月28日に自民党離党を表明し

¹⁷⁶ 1989年5月26日読売「深層リクルート事件傷跡深く4 中曽根喚問あつけない幕切れ 連載」より

¹⁷⁷ 1989年5月25日読売社説「政治空白、野党も責任の重大さを自覚せよ」より

¹⁷⁸ 1989年5月26日朝日社説「けじめにならぬ中曽根証言」より

¹⁷⁹ 1989年5月26日朝日「野党 追及不足認める 参院喚問を強く要求へ 中曽根氏の証人喚問」より

¹⁸⁰ 1989年5月26日朝日「引退せぬ 一転強調 政治責任持ち越し 中曽根氏証人喚問」(解説)

¹⁸¹ 1989年5月28日読売「中曽根喚問再燃か 空転必至の延長国会」より

¹⁸² 1989年5月28日朝日「自民各派の思惑は…後継総裁の有力候補に宇野外相の浮上」より

¹⁸³ 1989年5月27日朝日「後藤田氏、中曽根氏に厳しい身の処し方期待 リクルート事件」より

¹⁸⁴ 1989年5月26日読売「リクルート事件関与を全面否定 議員辞職の意志ない 衆院予算委で中曽根証言」より

た。翌日、検察も捜査の終結を宣言した。離党の理由について、中曽根は次のように回顧した。

(前略)「一番の理由は、官房長官だった藤波君が起訴されたことでした。それまでは離党なんて考えもなかった。しかし、自分が信任した官房長官が起訴されたとなれば、事情が違います。次の原因は、私が党内にいと、中曽根は宇野を使うだろうと見られて、宇野君が総理大臣になれなくなってしまうと思ったからです。」(後略)¹⁸⁵

この証言から見れば、中曽根の辞任理由は、上述した自民党内および読売の指摘と一致することがわかる。言い換えれば、自民党離党という政治的なけじめで、事件調査の終結および政局の收拾を達成するのが中曽根、自民党、読売三者の共同認識とも言えよう。それ故、読売では、「好意的に受け止められているのは間違いない」¹⁸⁶、「宇野後継への大きな障害は取り除かれたという見方が支配的なる」¹⁸⁷と中曽根の離党を評価した上で、「次の総選挙で禊を受けた後、自民党に復党する含みもあるとみられる」¹⁸⁸と予測していた。一方、野党は中曽根の離党を「疑惑にフタ」と批判するとともに、朝日も「首相経験者として自ら進んでエリを正したというよりも、政局混迷の最大の原因となった中曽根氏がけじめを示さないことへの党内の反発に押された末の決断という色合いが濃い」と指摘し、この政治的なけじめが事件のけじめとはいえないとの批判的な姿勢を示した。また、5月30日の朝日社説では、「国民が期待していた巨悪に迫る捜査からはほど遠い結果になった…灰色の政治家たちは、刑事的責任を逃れ得たとしても、道義上の問題が残っている」と事件調査の不十分さを批判した。

¹⁸⁵ 『天地有情・中曽根康弘 五十年の戦後政治を語る』 pp591-592 伊藤隆、佐藤誠三郎 文藝春秋 1996年9月

¹⁸⁶ 1989年5月29日読売「リクルート事件の決算4 自民の苦悩 危機意識次第に後退 連載」より

¹⁸⁷ 1989年5月29日読売「中曽根前首相が自民党離党を表明 宇野後継へけじめ 竹下首相も同調を検討」より

¹⁸⁸ 1989年5月29日読売「中曽根氏の離党表明 宇野総裁へ苦渋の選択 影響力の低下は必至」より

第4節 新聞報道と竹下内閣支持率の相関関係

マコームズ(1994)¹⁸⁹は、政府機関への信用が高まるのは、メディアのメッセージ内容によるのではなく、莫大な量の報道が競われるという単なる事実によるのであろうとマスコミ報道による有権者の政府に対する態度、ないしはメディアの誘発効果を指摘した。リクルート事件における日本新聞紙のアジェンダ・セッティングパワーを考察するため、本節では、相関係数を中心とする計量統計の方法で、新聞報道と竹下内閣支持率変化の相関関係を検証する。

概して言えば、相関係数(Pearson's r ピアソン積率相関係数)は2つの変数の直線的な関係(正負方向、強さ)を明らかにする数値である。その目安として、相関係数の絶対値と関連程度の対応関係は以下のように表示できよう。

表 4-4 相関係数の絶対値と関連程度の対応関係

0~0.2	ほとんど相関なし
0.2~0.4	弱い相関あり
0.4~0.7	比較的強い相関あり
0.7~1.0	強い相関あり

出典：『講座・日本語教育学』 P242 迫田久美子 2006年9月15日

しかし、相関係数は時々第三者の影響(外れ値)を受けやすいため、より詳しく両者の関係を説明するため、外れ値抜きで回帰分析を行う必要がある。

まず、全体から見れば、リクルート事件後朝日、読売の報道と内閣支持率の数字は以下のように推移していた。

表 4-5 リクルート事件における朝日、読売の関連報道および支持率の変化¹⁹⁰

月別	朝日報道数	読売報道数	朝内閣支持率	読内閣支持率
1988.6	15	6	41%	47.3%
1988.7	181	123	42%	43%
1988.8	202	148	43%	44.5%

¹⁸⁹ 『ニュース・メディアと世論』(Contemporary Public Opinion) P30 マックスウェル・マコームズ等著、大石裕訳 関西大学出版部 1994年8月

¹⁹⁰ データは朝日と読売のオンラインニュースアーカイブ「聞蔵」、「ヨミダス」に基づき、「automated keyword-based searches」との方法で作成されている。キーワードはいずれも「リクルート事件」である。それ故、統計において、各記事はオリジナルサーズと関係せず、一つの記事として数えられている。

1988. 9	186	159	45%	50.6%
1988. 10	357	257	41%	44%
1988. 11	1429	501	36%	36%
1988. 12	589	453	29%	31.9%
1989. 1	234	189	28%	27.4%
1989. 2	429	403	20%	21.3%
1989. 3	583	415	15%	12.9%
1989. 4	749	444	7%	3.9%
1989. 5	671	462	28%	8%

表 4-5 のデータを踏まえながら、リクルート事件における新聞報道と内閣支持率の相関関係が次のように表示される(図 4-2 と図 4-4)。ところが、図 4-2 の中では、1988 年 11 月の統計データが明らかに外れ値であるが故、このデータを抜いて再考察する必要がある。図 4-3 は 11 月のデータ抜きの相関関係を示している。

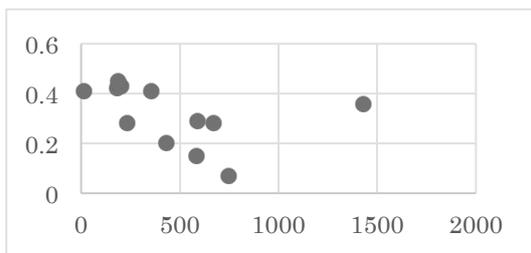


図 4-2 朝日報道と内閣支持率の相関関係(散布図)

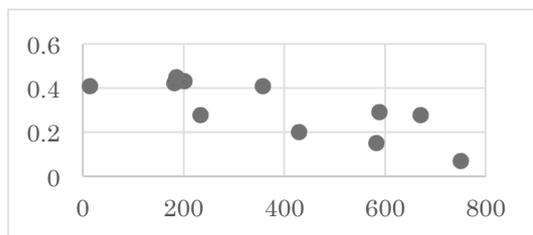


図 4-3 1988 年 11 月のデータを外れ値として抜かれた後の朝日報道と内閣支持率の相関関係(散布図)

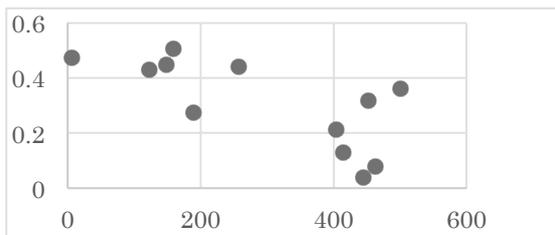


図 4-4 読売報道と内閣支持率の相関関係(散布図)

図 4-3 と図 4-4 から見ると、朝日および読売の報道は内閣支持率と相当強い負の相関があることが明らかなのである。言い換えれば、事件に対する報道すればするほど、内閣支持率が下がる傾向があった。また、両図のピアソン相関係数もこの傾向を証明している。表 4-6 が示しているように、朝日と読売のデータにより算出した相関係数はそれぞれ-0.798、-0.720 である（いずれも $p < 0.01$ ）。つまり、新聞報道は内閣支持率と強い負の相関関係があると言えよう。

表 4-6 図 4-3 と図 4-4 が表示している p 値

	Pearson`s r
図 4-3	-0.798**
図 4-4	-0.720**

注：** $p < 0.01$

さらに、表 4-7、表 4-8、図 4-5 および 4-6 は政官界に関連する報道と内閣支持率の関係を考察した。結果として、これらの数値は-0.816($p < 0.01$)、-0.782($p < 0.01$)となり、より強い負の相関関係が表示している。

表 4-7 政官界の関連報道および支持率の変化¹⁹¹

	朝日報道数	読売報道数	朝内閣支持率	読内閣支持率
1988.6	3	4	41%	47.3%
1988.7	30	48	42%	43%
1988.8	11	66	43%	44.5%
1988.9	8	62	45%	50.6%

¹⁹¹ 同注 74

1988.10	72	134	41%	44%
1988.11	210	263	36%	36%
1988.12	296	175	29%	31.9%
1989.1	144	101	28%	27.4%
1989.2	243	181	20%	21.3%
1989.3	324	210	15%	12.9%
1989.4	510	259	7%	3.9%

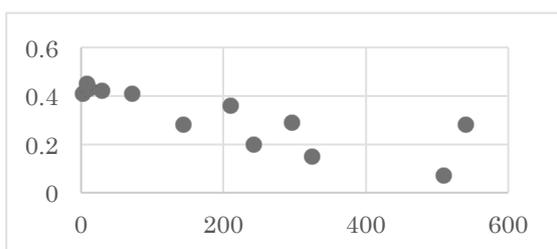


図 4-5 朝日報道(政官界関連)と内閣支持率の相関関係(散布図)

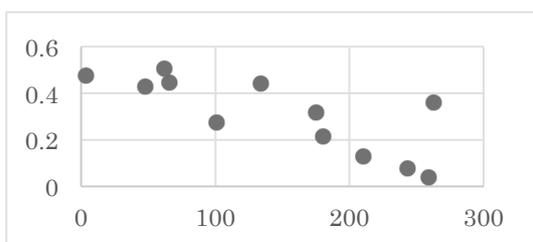


図 4-6 読売報道(政官界関連)と内閣支持率の相関関係(散布図)

表 4-8 図 4-5 と図 4-6 が表示している p 値

	Pearson`s r
図 4-5	-0.816*
図 4-6	-0.782**

注：* $p < 0.05$, ** $p < 0.01$

表 4-8 によると、朝日と読売による政官界の報道は、政界、特に内閣支持率に大きな

影響を与えるが証明されている。また、すでに述べたように、政界ルートへの調査に入ってから、政官界に関する報道が読売に主導されていた。この結論を実証するため、回帰分析で両紙報道の関係を説明する必要があると考えられる¹⁹²。

図 4-7 読売政官界報道を基準変数とする回帰分析の結果

```

=====
Dependent variable:
-----
朝日政官界報道
-----
読売政官界報道          1.624***
                        (0.314)

Constant                -53.568
                        (50.279)

-----
Observations            11
r2                      0.748
Adjusted r2             0.720
Residual Std. Error    87.101 (df = 9)
F Statistic             26.771*** (df = 1; 9)
=====
Note:                    *p<0.1; **p<0.05; ***p<0.01

```

¹⁹² 同時期において、両紙の政官界報道の相関関係が $r=0.865$ となり、非常に強い正の相関があるので、回帰分析を行うのが有意義である。

図 4-8 朝日政官界報道を基準変数とする回帰分析の結果

```

=====
Dependent variable:
-----
読売政官界報道
-----
朝日政官界報道          0.461***
                        (0.089)

Constant                59.070**
                        (20.507)

-----
Observations            11
r2                      0.748
Adjusted r2             0.720
Residual Std. Error    46.410 (df = 9)
F Statistic             26.771*** (df = 1; 9)
=====
Note:                   *p<0.1; **p<0.05; ***p<0.01

```

図 4-7 と図 4-8 では、それぞれ読売と朝日の政官界報道を基準変数として、両紙の政官界報道の関係を考察している。その結果、ある新聞が報道したら、他の新聞も報道しなければならないという渡邊元読売社長の指摘が検証されたと言えるのである（決定係数 $r^2=0.748$ 、 $p<0.01$ ）。具体的には、読売の報道数が 1 件増えると、朝日が 1.62 件増えることとなる。それに対し、朝日の報道が 1 件増えれば、読売報道の増加は 0.46 件だったのである。つまり、政官界への報道から見ると、読売はより大きな影響力を持つことが明らかである。

以上の考察を踏まえると、リクルート事件における新聞報道は内閣支持率変動と因果関係があるとは言えないが、両者の強い負の相関関係が存在しているのが明白である。言い換えれば、有権者の政官界に対するイメージは新聞報道に影響されやすいのである。新聞を始めとするマスコミにとって、このような効果は「ウォッチドッグ」（番犬、監

視者)との役割を果たすために不可欠なのにもかかわらず、新聞が強調している「公正」、「平等」などの基本原則を損ないかねないのも事実である。

政官界ルートというリクルート事件の最後の捜査段階において、読売は竹下登首相と藤波孝生元官房長官を中曽根の「スケープゴート」として取り上げた。特に藤波への批判は、株譲渡の賄賂性、江副の各委員会任命の権限問題、リクルート社とNTT、官界とのつながりなどリクルート疑惑の中心課題に関わり、中曽根とリクルート事件の関連は実に藤波とリクルート社の癒着関係に転換することとなった。結局、藤波孝生はリクルート事件において唯一起訴された与党の政治家だったのである。一方、中曽根は自民党を離党したにもかかわらず(2年後に復党)、議員の身分を保ちながら、刑事責任の追及からも逃れた。つまり、リクルート事件における読売新聞の「中曽根守り」という目標は事実に達成したとも言えよう。

第五章 リクルート事件の裁判をめぐる新聞報道の姿勢-藤波孝生の判例を通じて

1989年12月15日東京地裁にてリクルート事件の初公判から、2003年3月4日江副浩正の有罪判決まで、リクルート事件をめぐる判決は13年間以上に渡った。この過程で、前述した東京地検に起訴された各ルートの容疑者が続々と有罪判決に認定され、被疑者、検察、裁判所による判決結果をめぐる攻防も続いていた。

各ルートの判決結果は以下の通りである。

表 5-1 リクルート事件の判決結果

	ルート	被疑者及び判決結果
贈賄側	リクルート	江副浩正元会長（贈賄罪、一審懲役3年、執行猶予5年） 小林宏元ファーストファイナンス副社長（贈賄罪、一審懲役1年、猶予2年） 辰巳雅朗元社長室長（贈賄罪、一審無罪、二審懲役1年、執行猶予3年） 松原宏元コスモス社長室長（贈賄罪、一審懲役1年6ヶ月、執行猶予4年） 小野敏廣元秘書室長（贈賄罪、一審懲役2年、執行猶予3年）
収賄側	政界	藤波孝生元官房長官（受託収賄罪、一審無罪、二審懲役3年、執行猶予4年） 池田克也元衆院議員（受託収賄罪、一審懲役3年、執行猶予4年）
	NTT	真藤恒元会長（NTT 法違反、収賄・株譲渡、一審懲役2年、執行猶予3年） 長谷川寿彦元取締役（NTT 法違反、収賄・株譲渡、一審懲役2年、執行猶予3年） 式場英元取締役（NTT 法違反、収賄・株譲渡、一審懲役1年6ヶ月、猶予3年）
	官界	高石邦男元文部事務次官（収賄罪、一審懲役2年、執行猶予3年、二審懲役2年6ヶ月、執行猶予4年） 加藤孝元労働事務次官（収賄罪、一審懲役2年、執行猶予3年） 鹿野茂元労働省課長（収賄罪、一審懲役1年、執行猶予3年）

出典：田原総一郎（2007）『正義の罟-リクルート事件と自民党 20年目の真実』 pp270-271 より作成

表 5-1 が示しているように、リクルート事件の判決結果は主にリクルート社、政界、

NTT、官界の四つのルートに集中していた。贈賄側としてのリクルート社では、江副浩正元会長を中心とする東京地検に起訴されたすべての関係者の贈賄行為が東京地裁に認定され、執行猶予付判決を言い渡された。一方、マスコミに報道された収賄に関わる政治家は数多くいたが、収賄罪に認定され、有罪判決を言い渡されたのは元官房長官の藤波孝生と元衆院議員の池田克也のみであった。それで、官界の被疑者はいずれもリクルート社からの株及び金銭を受け取ったことで収賄罪を認定され、一審で猶予付きの有罪判決が下された。

また、他の判決結果と違い、政界の藤波孝生元官房長官とリクルート社の辰巳雅朗元社長室長は一審で無罪とされ、その後の二審で逆転有罪の判決を受けた。1994年9月27日、東京地裁はリクルート社から藤波孝生元官房長官に渡された未公開株及び小切手などの資金支援の賄賂性を否定し、「正当な政治献金」と認定した上で、藤波に無罪の一審判決を言い渡した。この判決について、東京地検は強く反発し、「一審判決は事実誤認」を理由として、東京高等裁判所に控訴した。その結果、1997年3月24日、東京高裁はリクルート社が青田買いに優位を保つため、当時の藤波官房長官に金品を供与する事実を認め、藤波孝生の受託賄賂罪を認定した。一方、1993年12月16日、東京地裁は「真意ではない供述の疑いがぬぐえない」との理由で、辰巳雅朗元リクルート社長室長に無罪判決を言い渡した。この判決は事実上、検察による作成した辰巳雅朗の自白調書の信用性を質疑し、加藤孝元労働事務次官の供述と検察側が主張した辰巳の贈賄関与を認めなかった。ところが、検察の控訴を受けた東京高裁は1996年10月9日、「加藤元次官の供述を十分に信用することができる」と一審の判断を訂正し、加藤元次官に贈賄する共謀者として辰巳元室長に逆転有罪の判決を下した。この有罪認定について、辰巳雅朗は終始否認し、最高裁判所に上告した。結局、1999年11月19日、最高裁が辰巳の上告を棄却することにより、東京高裁の二審有罪判決は確定することとなった。

本章では、与党の政治家として唯一起訴された藤波孝生の判決を中心とするリクルート事件の裁判をめぐる新聞報道の姿勢を考察するため、まず、1994年9月27日の一審判決までに、検察の主張および藤波責任をめぐる新聞報道を考察する。その上で、第2節では、一審判決後の紙面報道を検証する。最後に、第3節では、裁判の争点となっている請託の有無、小切手の贈賄性およびその認識、未公開株の帰属、賄賂性およびその認識、内閣官房長官の職務権限などの側面から一審と二審の一致点と相違点を比較し、二審判決前後における新聞報道の内容と姿勢を明かす。

第1節 一審判決(1994.9.27)まで検察の主張および藤波責任をめぐる新聞報道

1989年12月15日政界ルートの初公判から、1994年9月27日一審判決が下されるまで、株譲渡の賄賂性、リクルート社による請託の有無、小切手の賄賂性、職務権限をめぐる激しい論争は検察と藤波側の間で行われていた。検察の有罪指摘に対し、藤波元官房長官は否定の姿勢を貫き、無罪を主張しつつあった。ところが、この段階における新聞報道を比較すれば、両紙は検察の主張および藤波責任に対する類似の報道姿勢を示していた。

1989年12月16日、検察が藤波への起訴陳述について、朝日は株の値上がりの認識がカギとし、「株の賄賂性を否認した被告らは苦しい状況に追い込まれそうだ」¹⁹³と解説していた。一方、読売も「近年、裁判所は議員の職務権限の範囲を広く解釈する傾向にあると言われる」¹⁹⁴と指摘した上で、「藤波、池田の言葉はいずれも、事件に対する道義的責任の表明にすぎない。肝心の刑事責任については、各被告とも起訴事実を全面的に否認し、検察側に真っ向から対決する姿勢を示した…事件は刑事責任の追及とは別に、政治改革という重い課題を突きつけた」¹⁹⁵と責任追及の必要性を呼びかけた。さらに、官房長官の職務権限について、読売は検察側の主張を引用し、「就職協定問題と藤波被告の職務権限を直結するものとしてとらえた」と解説した。

また、1990年から1992年にかけて、検察は国税庁(国税)、日本経済団体連合会(日経連)、人事院、リクルート社、藤波秘書などの証言を通じて、新たな証拠を把握し、藤波の有罪認定に必要とされる立証を充実していた。1990年1月18日、元国税局長の証言「リクルート側が値上がり確実の認識を持っていた」¹⁹⁶が朝日に掲載され、株譲渡の「賄賂性」は再確認されることとなった。その後、読売も「藤波被告は、政治資金約1億円を自宅購入費に充てた疑いが持たれ、事実が裏付けられれば、政治資金の私的流用として追徴する」¹⁹⁷と国税当局の意見の取り上げ、駿河台学園から購入した資金は、リクルート社より譲渡株の売却益ではなくても問題があることを示唆した。

1990年11月、江副による藤波への請託が存在していることを証明する日経連専務理事松崎芳伸のメモは法廷で公開された。このメモによると、江副元リクルート社長は、当社の就職情報誌発行事業に支障が出ないように、藤波元官房長官に国家公務員上級職試験の合格発表日を遅らせてほしいとの請託があった¹⁹⁸。財界において、日経連は就職

¹⁹³ 1989年12月16日朝日「株の値上がりの認識がカギ、リクルート初公判終わる」より

¹⁹⁴ 1989年12月15日読売「リクルート裁判政界ルート 官房長官の権限で激突 秘書の壁の攻防も」(解説)より

¹⁹⁵ 1989年12月16日読売社説「政治とカネに厳正な審理を」より

¹⁹⁶ 1990年1月18日朝日「株は江副氏側から、リ事件政界ルート公判で元国税局長が証言」より

¹⁹⁷ 1990年2月20日読売「藤波元官房長官税務調査に着手 政治資金で家購入の疑い/国税当局」より

¹⁹⁸ 1990年11月2日朝日「藤波被告への請託示すメモ リ事件公判で元日経連課長が証言」より

協定問題で中心的な存在であるがゆえ、松崎専務理事の証言は大きな意味を持つことが明白だったのである。言い換えれば、「松崎メモの内容は、速記録に残り、請託があったことを示す有力な間接事実になった」¹⁹⁹。そのほか、人事院事務総局任用局長鹿児島重治の証言も読売に掲載され、松崎の証言を裏付けた。読売によると、「鹿児島局長が、当時官房長官だった藤波被告から、国家公務員上級職試験の合格発表日の繰り上げの理由を尋ねられたことを証言した…関係官庁に働きかけたことを裏付ける重要証言で、請託の存在を明らかにした松崎の証言と並び、公判の行方を大きく左右することになりそうだ」²⁰⁰。

さらに、1991年5月、労働省ルートで起訴された辰巳雅朗元リクルート社長室長は江副の指示で、藤波元官房長官に小切手を渡したと証言したことによって、検察に注目されている小切手の賄賂性という問題が取り上げられた。朝日によると、辰巳元室長が江副元会長の指示により、就職協定問題に関連して藤波に陳情し、首相官邸で500万の小切手を手渡したと主張した。結果として、授受自体を否定してきた藤波はより厳しい状況に追い込まれた²⁰¹。一方、読売も辰巳の証言を報道し、「検察側はリ社元幹部から、政治家被告に対する賄賂と請託という重要証言を引き出した…収賄に直接関与したり社社員の衝撃の証言だった」²⁰²と指摘した。その裏付けとして、藤波の秘書であった徳田英治の証言も取り上げられ、藤波は首相官邸および自宅でリクルート社からの政治献金を受けたことがあるとの事実が報道された²⁰³。結局、藤波が検察の論告をいずれも否定したにもかかわらず、朝日と読売は、検察側が自らの主張に沿い²⁰⁴、犯罪を裏付ける重要証言を多数得られた²⁰⁵と指摘した。言い換えれば、両紙は論告、挙証など検察側の動向を横並びで報道しながらも、藤波の刑事責任の有無をめぐる論争を行わなかった。その理由について、江副弁護団のある弁護士は次のように述べた。

(前略)「当時、マスコミは検察のリークで、江副さんはもちろん、藤波さんを叩きに叩いていた…ともかく藤波は悪い奴だ、汚い政治家だと。藤波さんは、金権の匂いのない清潔な政治

¹⁹⁹ 1990年12月1日読売「リクルート裁判・政界ルート 藤波氏への請託で検察が爆弾証拠」(解説)より

²⁰⁰ 1990年12月7日読売「藤波孝生被告の働きかけ裏付け 人事院元局長が証言/リクルート裁判」より

²⁰¹ 朝日1991年5月17日「辰巳被告がきょう証言 官邸での授受焦点、リクルート裁判政界ルート」、5月18日「官邸で藤波元長官へ小切手 辰巳元室長が証言、リ事件公判政界ルート」、6月7日「藤波被告への陳情、小切手は江副被告が指示、辰巳元室長 リ事件公判」より

²⁰² 1991年6月1日読売「リクルート法廷から政界ルート辰巳証言 検察立証に弾み」(解説)より

²⁰³ 1992年7月16日朝日「内閣用箋に献金 藤波被告の元秘書がメモ リ裁判政界ルート公判」および同年7月24日読売「リクルート裁判 献金、首相間でも受け取った 藤波氏元秘書が証言」より

²⁰⁴ 1991年10月5日朝日「検察主張に沿う証言 藤波被告の権限で当時の参事官 リ事件公判」より

²⁰⁵ 1991年12月12日読売「リクルート法廷から 後半開始から丸2年 弁護側 反証へ積極姿勢」(解説)より

家だというイメージが強かったので、それをぶち壊すような情報を選んでは流した。新聞は、
検察のリークを鵜呑みにして、そのまま紙面に氾濫させた。」(後略)²⁰⁶

²⁰⁶ 『正義の罨 リクルート事件と自民党-20年目の真実』 P147 田原総一郎 小学館 2007年6月4日

第2節 一審判決後の紙面報道に対する検証

1994年9月27日、東京地方裁判所は「一連的な疑惑について、合理的な疑いが残る」との理由で、藤波孝生に無罪判決を言い渡した。一審判決の要旨は以下の通りである。

(前略)「第一、主文 被告人は無罪

第二、理由の要旨

1、昭和59年3月請託の有無

官庁の青田買い防止について、江副と被告人の間で話が出たことは間違いないが、それはあくまでも公務員試験日程の繰り下げ方を相談する前提として、江副から話のできたものであって、それ以上に官庁の青田買い防止策に関する具体的な事項について、請託する趣旨があったとするには合理的な疑いが残る。

2、昭和60年3月請託の有無

昭和60年3月上旬、江副の指示により、田中、辰巳が被告人を公邸に訪問した事実は求められる…官庁による青田買い防止の善処方について話があったとしても、それは臨教審において、青田買いの問題を取り上げてもらうことの陳情の前提としてか、あるいはそれに付随して話が出たものと推認される。したがって、官庁の青田買い防止の善処方を請託したことについて合理的な疑いが残る。

3、本件起訴にかかる各小切手供与の賄賂性に関する認識の有無

藤波事務所が、本件各小切手をリクルートから受け取っていた事実を被告人も認識していた事は、あきらかであるが、本件各小切手がわいろであると被告人が認識していたことについて、次に述べることからして、合理的な疑いが残る

①、付随的に陳情されたもので…抽象的なもので、具体的に官房長官の職務権限を念頭において、何かをしてほしいという内容を明示したものではない。

②、江副の申し入れに対して、被告人がどうもありがとうございますとお礼を言ったというだけで終わっており。それ以上何か具体的なことをしてもらって、謝礼であることを示すような言動については一切供述していない。

③、昭和59年8月、12月、60年12月の小切手は…賄賂であることを疑わせるような状況はなかった。

④、昭和60年6月小切手は、官庁の青田買い防止の善処方に対する謝礼といった趣旨を何か明示しているものではない。

⑤、各小切手は…通常の政治献金を受け入れる場合と同様の処理がされている。

⑥、リ社と被告の事情からすると、リ社が被告人に対し、定期的に政治献金をしても不自然ではない関係にあったと考える。

⑦、本件各小切手もそのような経過の中で供与されていたのであり。定期的されて政治献金の収支が含まれていた可能性を否定しきれない。

⑧、リ社が被告人の尽力により、人事課長会議の申し合わせがされたと考えるような状況はなく、また、被告人が、リクルート社から、人事課長会議の申し合わせがされたことについて感謝されていると考えるような状況もなかった。

⑨、昭和 59 年 3 月 15 日陳情と 8 月上旬献金の申し入れとの間に関連性があると被告人が認識するのはかなり困難であろうと思われる。

⑩、一般的に言って、贈賄側の気持ちがそのようなものである場合、受け取る側にとっては受け取るものがわいろであることを認識させるような特別の事情などがなければ、受け取るものについて、一部わいろの趣旨が含まれていることを直ちに認識することは容易ではないと考えられ、このことは本件の場合も同様である。

4、コスモス株譲渡のわいろ性に関する認識の有無

①、付随的に陳情されたもので、抽象的なもので、具体的に官房長官の職務権限を念頭において何かをしてほしいという内容を明示したものではない。

②、江副の説明の中に…コスモス株の譲渡が各請託に対するお礼であることを示す言動はあったことは一切伺えない。

③、小野は、各請託に対するお礼といった趣旨で被告人に譲渡されるものであることを示す言動は一切していない。

④、前述の通り、小切手は定期的な政治献金の趣旨が含まれていた可能性も否定しきれないのであるから、そういう流れの中でコスモス株も資金援助の趣旨以上も特別な趣旨が含まれていたと認識することは困難であると思われる。

⑤、被告人は、江副からコスモス株譲渡の連絡を受けた時も、これが各請託に対するわいろではないかとの疑問をもたなくとも不自然なはない。

⑥、被告人が、リクルートから人事課長会議の申し合わせがされたことについて感謝されると考えるような状況もなかった。

⑦、被告人がそれらの政治家と比較して、これだけの数の株を譲り受けることにつき、何か特別のことがあったからであると疑問を生じさせるようなことはない。

⑧、株売却益 6244 万 4360 円が徳田名義の普通預金口座に入金されていることについては、確かに疑問が残る…もっとも、自宅購入代金について、被告人が、その後の支払いを含めて、かなりの額の金を藤波事務所の資金から支出させているのは、公私混同だと非難されても仕方がないが、それと本件わいろ性の認識とは別問題である。

⑨、最初株譲渡 61 年 9 月、最初請託 59 年 3 月、60 年 3 月…被告人において本件のコスモス

株譲渡がそれらの請託に対するお礼の趣旨であると認識するのは困難と思われる。(後略)²⁰⁷

この一審判決の内容から見れば、検察側による株譲渡、小切手のわいろ性、リクルートから藤波への請託の存在、国家公務員採用の青田買い防止の調整に内閣官房長官が職務権限を有することなどすべての主張が裁判所に否定されることとなった。株売却益と自宅購入金の関係について、法廷側は「疑問が残る」と認めたにもかかわらず、「公私混同」が「わいろ性の認識」と関係がないとの結論に至った。それ故、検察は強く反発することが考えられる。1994年10月7日、東京地検は、事実誤認を理由として東京高等裁判所(高裁)に控訴した。

一方、朝日と読売は「捜査関係者が大きな衝撃を受けた、これで政界捜査が難しくなるといった声も上がっている」²⁰⁸、「石川東京地検次席検事は今回の判決を齟齬と鋭く批判した」²⁰⁹など検察の反応を報道したが、判決に対する異なる姿勢を示していた。具体的には、1994年9月28日の朝日「天声人語」では、「銅臭ふんぷんの政・官・財の癒着にうんざりさせられた。事件当時の怒りと情けなさを思い起こす。今回の判決で、かつての癒着の構造が容認されたわけでは全くない」と判決への不満を示した。また、同日の社説²¹⁰でも一審判決を「やや意外感がある」と評し、「検察には、今後の政界捜査により慎重さが求められるとはいえ、ひるむ必要はまったくないと考える。ましてや、改革の一步を踏み出したばかりの政治資金規制の強化を後戻りさせるような動きに判決を利用させてはなるまい」と指摘した。さらに、1994年12月、同じ政界ルートである池田克也議員が有罪判決に言い渡された後、朝日は二つの判決の不公平を指摘し、藤波の一審判決には大きな問題があると示唆した。この記事の内容は以下の通りである。

(前略)「ともに受託収賄罪に問われたが、藤波元長官がリクルートグループから受領した金額は、法廷で明らかになっただけでも池田元代議士の数倍である。さらに言えば、首相経験者を始め、リクルート事件に関わった多くの大物政治家が罪に問われなかった。こうした結末、改めて政治家に対する処罰に不公平感を抱いた人が多かったのではなかろうか…この違いを重く受け止めたい。事件の核心は無論、藤波元長官の方にあるからだ」(後略)²¹¹

ところが、読売は、一審判決までの検察に歩調を合わせる報道姿勢を変え、「判決の

²⁰⁷ 1994年9月27日読売「リクルート事件政界ルート 藤波元官房長官への判決要旨」より

²⁰⁸ 1994年9月27日朝日「検察は衝撃、関係者の反応それぞれ、藤波元長官にリクルート無罪判決」より

²⁰⁹ 1994年9月27日読売「藤波元長官に無罪判決 完敗ショック、検察ブ然 厳しいなとボツリ」より

²¹⁰ 1994年9月28日朝日社説「藤波無罪が意味するもの」より

²¹¹ 1994年12月22日朝日社説「この不公平をどう考えるか」より

示したわいろ性の認識に関する標準には、法のより厳格な適用がなされたという肯定的な評価もできる一方、政界汚職に対する現行法の限界を示したと言える²¹²と無罪判決を評価した。同時に、上述した検察が判決への批判について、読売は「まさに検察側の完敗だった…今後の政界汚職の摘発が困難になったとの声も聞いたが、これは誤りだ。判決を謙虚に受け止め、さらに厳正な捜査を追求する姿勢が求められる」²¹³と検察に注文をつけた。その上で、9月29日の解説記事²¹⁴では、検察の捜査が国民の追い風および「我々の力で世直しを」という「月光仮面」のような雰囲気の影響されたと指摘し、「検察は前進するだけでなく、立ち止まりつねに冷静に全体像を見極める姿勢を忘れないでほしい。そして、単なる上訴して争うだけではなく、こうした結果を生んだ検察組織の点検も行う」と政界捜査のあり方を批判した。また、藤波無罪と池田有罪の比較について、読売は「献金とわいろの境界のあいまいさが無罪の一因だった。こうした判断を拡大すると、日常的に金を集めている政治家ほど、汚職の摘発を免れやすいという、おかしい結果になりかねない」と認めたが、わいろの認識と請託の存在という受託収賄罪の要件を示す証拠の不十分さが藤波無罪の理由であることを強調していた。つまり、一審判決へ「意外」と「不満」を示した朝日に比べ、読売は「合理的な疑問が存在する」、「株と小切手はわいろではなく、政治献金である」との判決内容に賛同していたと言えよう。

一審判決の前後、読売の報道姿勢が大きく変わる理由としては以下の点が挙げられる。まず、前章で考察したように、読売はリクルート事件の「本命」とされた中曽根元首相を守るため、止むを得ず藤波を「批判の盾」として取り上げた。言い換えれば、読売の従来の報道姿勢から見れば、藤波に対する批判は本音ではないと考えられる。それ故、一審判決まで、読売は検察の調査方向に沿い、「藤波有罪」に異議を唱えなかったにもかかわらず、無罪判決が下されたあと、藤波を批判しつつある必要がないことが明白だった。結局、判決で「自分の潔白」を証明した藤波は復党²¹⁵し、1996年の衆議院選挙で大勝を果たした。また、リクルート事件および一連の政治不正事件の影響²¹⁶で、自民党は大きな打撃を受けた。1993年8月、日本新党出身の細川護熙が連立政権を樹立することによって、戦後長く維持されていたいわゆる「五五年体制」は終焉を迎えた。ところが、その後、連立政権の中核であった社会党は、その他の政権与党との矛盾が生

²¹² 1994年9月28日読売「リクルート裁判 藤波元長官無罪判決 わいろ、献金の区別難しく」より

²¹³ 1994年9月28日読売社説「厳密な証明を求めた藤波判決」より

²¹⁴ 1994年9月29日読売「リクルート事件、藤波判決 政界捜査に証拠硬めの重み 全体像見極めて」(解説)より

²¹⁵ 1989年4月東京地検に起訴された後、藤波孝生は自民党を離党した。

²¹⁶ 例えば、竹下後任であった宇野首相は、就任したまもなく女性スキャンダルで辞職した。その後、自民党の副総裁金丸信も、大手運送会社東京佐川急便から5億円を受け取ることで辞任した。

じるため、自民党と新党さきがけに接近し始めた。1994年6月、自民党、社会党および新党さきがけによる連立政権が実現し、社会党出身の村山富市は首相の座に就いた。結果として、村山政権は形の上で社会党政権でありながら、実際には「まるで自民党政府」とも言われた²¹⁷。言い換えれば、1994年9月一審判決当時の政治局面は、一度政権を失った自民党にとって追い風だったと言えよう。したがって、自民党の元官房長官への無罪判決を問題にすれば、自民党のイメージを損ないかねないと考えられる。

²¹⁷ 『歴代首相 知れば知るほど』 P269 小林弘忠 実業之日本社 2008年2月7日

第3節 二審逆転有罪と新聞報道

1996年6月、藤波への控訴審が始まると間もなく、検察は新たな証言を把握した。元官房長官秘書専門官佐藤隆によると、1984年3月21日のリクルート社パーティーに、当時の藤波官房長官が出席しなかった。実に、一審判決は「藤波の出席」を認定した上で、リクルート社の役員による官邸の訪問が請託のためではなく、出席のお礼であることと判定した。それ故、佐藤の証言は実際にこの認定を覆した。新証言について、朝日は二審の突破口とし、「リ社幹部のフォローアップ訪問が、請託の存在を側面から支えている…前会長らの基本方針の中核は青田買い防止にあり、元長官と面談しながら、この話を持ち出さないのは不合理だ。一審判決にはこの極めて重要な視点が欠落し、主客転倒している」²¹⁸と検察の意見を掲載した。一方、読売も「事件の核心部分である請託の有無を巡って、一審判決と食い違う、検察側主張に沿った新証言も飛び出しており、高裁の判断が注目される」²¹⁹と指摘した。

1997年3月24日、東京高等裁判所による控訴審の判決が下された。判決の要旨は以下の通りである。

(前略)「第一、主文 原判決を廃棄する。被告人藤波孝生に懲役3年、4年間執行猶予、4270万円追徴

第二、理由

1、59年9月3日請託の有無

当審の判断：公邸における江副と被告人の会話に関する供述は、江副と被告人しか知らない事項であり、内容的にも特に不自然、不合理な点も見当たらないことからしても、十分に信用することができる。

2、59年3月24日のいわゆるフォローアップ訪問の有無

供述調書の全部を信用できないとするのは誤りであり、原判決の指摘に賛同することができない。

3、60年3月の請託の有無

辰巳の検察官調書は比較的に具体的かつ詳細であり、その信用性を疑うべき特段の事情もない。そうすると、被告人が官庁の青田買い防止の依頼を受けたことは明白であるというべきである。

4、本件各小切手供与の賄賂性に関する被告人の認識の有無

²¹⁸ 1996年6月18日朝日「一審認定、一部覆す証言 リクルート事件・藤波被告控訴審」より

²¹⁹ 1997年3月23日読売「リクルート事件で、一審無罪の藤波被告、明日控訴審判決 請託有無の判決焦点」より

江副、辰巳は、各検察調書において、その賄賂性を自認している。被告人は本件小切手の供与の賄賂性を認識していたことの証明は十分であるというべきである。

5、リクルートコスモス株譲渡の賄賂性に関する被告人の認識の有無

このような未公開株が一般人には入手困難であり、店頭登録されれば確実に値上がりすることを知っていたことや、株式を売却して、自宅購入資金に充てる意図を有していたことなどを総合すると、被告人がその賄賂性を認識していたことは十分に推認できる。」(後略)²²⁰

この内容から見ると、二審は、一審判決に指摘された請託の有無、株、小切手譲渡において「合理的な疑い」を事実誤認として破棄し、藤波が内閣官房長官として「行政各部の施策に関するその統一保持上必要な総合調整」に関する事項を掌る権限を有することを認定していた。この再認定について、朝日は「検察の薄氷の勝利」²²¹と賄賂認定の困難さを指摘した上で、「国民の常識的な感覚に近い判決と言えるだろう」と二審判決を評価した。一方、読売は、「一審は微妙判断だ。この論法だと、日常的に業界と癒着し、様々な名目の金を受け取っている政治家ほど、政治資金の壁の中に逃げ込み、贈収賄での追訴が困難というおかしなことになる。その点、二審判決は…賄賂性を幅広くとらえた」²²²と二審判決の合理性を指摘し、「今回の逆転判決は…政治家にも金品の授受について一般公務民同様の潔癖さを求め、公正さへの疑義については自ら釈明することを求めたと見ることができる」²²³と二審に賛同する姿勢を示した。つまり、政治献金と賄賂の区別という問題をめぐり、二審後の読売の報道姿勢は大きく変化したことが明らかなのである。

前述したように、一審判決後、追い風に乗っていた自民党のイメージを損なわないため、読売は東京地裁による政治献金の認定を支持し、検察の捜査方法に疑義を抱いていた。しかし、二審判決前後の政治状況を踏まえ、藤波への有罪判決は中曽根および自民党側に大きな打撃を与えないことが事実だったのである。具体的には、1996年1月、村山富市首相の後任として、自民党の橋本龍太郎は首相に指名された。同年11月、自民党は総選挙で大勝をおさめたことにより、自民単独の第二次橋本内閣が誕生した²²⁴。その結果、自民党は再び政権を握り、リクルート事件の影響から抜け出したとも言えよう。さらに、1998年5月、新党さきがけと社会党の政権離脱で、自民党は単独与党と

²²⁰ 1997年3月24日読売「リクルート事件政界ルート控訴審 藤波被告の判決要旨」より

²²¹ 1997年3月24日朝日「検察薄氷の勝利 リクルート事件・藤波被告に有罪判決」(解説)より

²²² 1997年3月25日読売社説「リクルート事件、政治と金を厳しくとらえた判決」より

²²³ 1997年4月8日読売「リクルート事件 藤波元官房長官が上告 状況証拠評価 最高裁判断注目」(解説)より

²²⁴ 『歴代首相 知れば知るほど』 P274 小林弘忠 実業之日本社 2008年2月7日

なった。また、1996年7月、復党した中曽根元首相も自民党総裁裁定で、比例北関東ブロックの終身1位に決定され、翌年に日本の最高勲章の一つである大勲位菊花大綬章に受章された。それ故、読売は判決の早期終了で、リクルート事件による影響の沈静化を図る姿勢が考えられる。結局、逆転有罪に下された藤波の最高裁判所への上告について、読売は強い関心を示していなかった。

1999年10月、最高裁は藤波の上告を棄却し、リクルート事件における藤波の行為が有罪であることを認定した。決定の要旨は以下の通りである。

(前略)「内閣官房長官は、内閣法13条3項により、『内閣官房の事務を統括』するものとされ、内閣官房は、同法12条2項により、『閣議に関わる重要事項に関する統合調整その他の行政各部の施策に関するその統一保持上必要な総合調整に関する事務を掌る』ものとされているところ、前記請託の内容は、国家公務員の採用という国の行政機関全体にわたる事項について適切な措置を採ることを求めるものであって、内閣官房長官の所掌する右義務にあたり、内閣官房長官の職務権限に属するということができるから、これと同趣旨の原判決の判断は、正当である。」(後略)²²⁵

最高裁の判決では、官庁の青田買い防止問題について、内閣官房長官が任命権、罷免権などの権力がなくても、その職務権限および影響力があり得ると一審と二審の相違点を解釈している。言い換えれば、賄賂は職務行為に関するものであれば足り、個々の職務行為と賄賂との間に対価関係のあることを必要とするものではない²²⁶。本来、内閣官房長官が収賄事件における職務権限の有無についての先例判決がないのであるため、この決定は官房長官の職務権限について認定した最初の最高裁判例とされる²²⁷。同判決について、朝日は「有罪が確定することで、元長官の政治姿勢を問う声は強まりそうだ」²²⁸と指摘し、「司法の場で決着がついた以上、藤波元長官は速やかに衆院議員を辞職、この先の総選挙にも立候補しないことを有権者に明らかにすべきである」と藤波に注文をつけた。その上で、当時の与党である自民党についても、朝日では「2000年に廃止するはずの政治家個人への企業、団体献金についても自民党は存続させる方針を固めている、政治とカネの関係は変わらない…事件をきっかけに、政界では政治改革も叫ばれたが、企業、団体献金の禁止などについても自民党は消極的だ」²²⁹、「最大の責任は、

²²⁵ 『判例講義 刑法Ⅱ各論 第2版』 P182 大谷實 悠々社 2011年4月8日

²²⁶ 『巨悪 vs 言論』 P633 立花隆 文藝春秋 1993年8月

²²⁷ 同注33

²²⁸ 1999年10月22日朝日「藤波元官房長官の有罪確定へ、最高裁が上告棄却 リクルート事件」より

²²⁹ 1999年10月22日朝日社説「ぬれ手でアワ有罪決着 リクルート事件 藤波元長官の上告棄却」より

自民党総裁である小渕恵三首相にあることは言うまでもない²³⁰と自民党の政治責任を批判していた。一方、読売は「最高裁が賄賂性を幅広くとらえた二審判決を支持した意味は大きい。今後の政界汚職の防止に弾みがつくだろう」²³¹と最高裁判決を評価し、「現在、企業、団体献金の禁止問題が焦点となっている政界では、政治献金のより厳しい対処を求められる見通しだ」²³²といわゆる「政治とカネ」の問題の解決を呼びかけることに止まり、藤波の進退問題および自民党の政治責任を言及しなかった。読売のこのような報道姿勢は実際に、前文で考察した読売の意図を裏付けていたとも言えよう。最高裁判決のあと、戦後最大の政治汚職事件とされたリクルート事件は幕が下り、朝日と読売の事件に関する報道も収まることとなっていった。

²³⁰ 1999年10月27日朝日社説「企業献金存続、立法府の自殺行為だ」より

²³¹ 1999年10月22日読売社説「政治論理の確立へなお努力を」より

²³² 1999年10月22日読売「リクルート事件政界ルート 藤波元長官、有罪確定へ 問われる政治とカネ」より

終章

本章の第1節では、リクルート事件における朝日と読売の報道姿勢をまとめた上で、新聞報道のアジェンダ・セッティングパワーを検証する。また、第2節では、「公正中立」、「不偏不党」との原則を守らなかった新聞報道の問題点を指摘し、その理由を究明する。

第1節 リクルート事件における朝日と読売の報道姿勢のまとめと効果の検証

以上の分析を踏まえ、リクルート事件における朝日と読売の報道姿勢は次の五つの段階にまとめられる。まず、本論の第一章では、リクルート事件前におけるリクルート社、政界および検察に対するマスコミ報道を分析した。具体的には、第1節では、日本の新聞紙を研究対象とする理由を説明した。第2節では、朝日新聞と読売新聞の江副浩正リクルート元社長に関する報道、リクルート社に関する報道および1980年代の産業改革、特に電電公社民営化に関する新聞報道をそれぞれ比較した上で、事件前にマスコミのリクルート社および民営化に対する両社の報道姿勢について明らかにした。第3節では、中曽根内閣、竹下内閣および1980年代の自民党長期政権に関する新聞報道を整理し、事件前におけるマスコミの政界に対する評価を分析した。考察の結果として、事件の前から、両紙は中曽根内閣およびその政策（税制改革、規制緩和）、自民党政権、リクルート社への報道姿勢が対照的だったことが明らかになった。朝日は中曽根内閣による税制改革、規制緩和などの政策に異議を唱えながら、1980年代の自民党政権に厳しい姿勢を示していた。また、中曽根政策の恩恵を受けた新興企業リクルート社について、朝日は江副浩正社長と政界の緊密関係、リクルート社が電算機事業をめぐり米国側との連携関係に注目した。一方、読売は上述した渡邊恒雄と中曽根の関係がゆえ、中曽根内閣を中心とする1980年代の自民党政権および中曽根政権の主な政策を支持していた。その他、読売は大きな成長を成し遂げたリクルート社を積極的に評価した。第二章以降の分析から見ると、両紙のこのような報道姿勢の差異は、リクルート事件におけるそれぞれの中曽根報道、税制改革報道、リクルート報道に大きな影響を及ぼしたことが事実だったのである。つまり、上述したスキャンダル報道が新聞の党派性と強く関連するというPuglisi(2011)の理論はリクルート事件の中で検証されていた。

また、第二章では、リクルート事件の経緯をまとめながら、株譲渡の賄賂性、リクルート事件の究明と税制改革の関係、リクルート事件の「ターニングポイント」と呼ばれた松原事件との側面から検察が介入するまで朝日と読売の報道姿勢を考察した。具体的には、1988年6月18日から調査が始まるまで、両紙ともにリクルート事件について報道したが、報道の内容および効果から見ると、この段階の新聞報道は朝日に主導されているとも言えよう。言い換えれば、1988年9月まで、検察が調査に介入しなかったに

もかかわらず、朝日はリクルート事件が「広範囲にわたる大きな政治疑惑」というアジェンダの設定に成功した。その結果、自民党議員を中心とする多数の政治家が取り上げられたほか、朝日が反対した議題である税制改革の討論も一時的に停滞することとなった。この不利な状況を変えるため、読売は松原弘が檜崎弥之助に贈賄した映像を公開し、「リクルート側の贈賄行為が確実である」という世論を導いていった。この議題の設定により、読売は朝日より明白な材料を提供することができ、検察の捜査および世論の批判を収賄側からリクルートに集中させた。

松原事件の影響で、検察の捜査はリクルートおよびり社と緊密な業務関係を有するNTTから始まった。それゆえ、第三章では、1988年10月から1989年3月6日まで、リクルート社、NTT方面への捜査段階における両紙の報道内容を分析した。具体的には、第1節と第2節では、江副浩正、中曽根康弘とNTTの接点、江副各委員会の任命および中曽根元総理への国会証人喚問に関する論争をめぐる両紙の報道論調を考察した。第3節では、第2次竹下改造内閣に対する両紙の評価を比較した。総じて言えば、朝日と読売の論争は、スーパーコンピューターの転売問題、回線リセール問題および江副各委員会任命問題をめぐり展開していった。朝日は、三つの問題における中曽根康弘の関与を明示し、いわゆる「中曽根-江副-真藤」という不正の構造を強調した。一方、読売は株の譲渡がスーパーコンの転売、回線リセールとの関連性を示唆し、中曽根参与のイメージを意識的に薄めようとした。さらに、江副の各委員会任命問題をめぐり、読売は中曽根側への譲渡株は「政治献金」であることを主張しながら、江副を委員会に入れたのが中曽根康弘ではないことを言明した。つまり、読売は強調する構造が「江副-真藤」だったのである。

既に述べたように、リクルート事件の前に、読売はリクルート社およびNTTの改革に支持の姿勢を示していた。しかし、リクルート、NTTへの調査段階に入ってから、読売は中曽根を守るため、従来の報道姿勢と異なる方向をとった。言い換えれば、江副と真藤を報道していた時に、読売はこれまで「支持」のステレオタイプ (stereotype、固定観念) を捨て、「批判」というカウンターステレオタイプ (counterstereotype、反固定観念) を扱った。その効果について、Bergan (2012) は反固定観念の主張がより強い説得力を持つのに対し、固定観念に沿う意見が説得の効果に影響しないと指摘している²³³。結局、朝日は中曽根の関与を強く主張しながらも、「中曽根の責任を追及する」というアジェンダの設定が実現しなかった。その裏付けとして、1989年2月と3月、江副と真藤がそれぞれ逮捕されたが、野党により中曽根への証人喚問の要求は潰されてい

²³³ Partisan Stereotypes and Policy Attitudes, Daniel. E. Bergan, *Journal of Communication* 62(2012), pp1102-1120

た。

また、第四章では、1989年3月6日から1989年5月22日まで、官界および政界への捜査段階における両紙の報道を考察した。第1節では、文科省と労働省を中心とする官界ルートに関する報道内容をまとめた。第2節と第3節では、藤波孝生元官房長官および事件調査の終結に関する報道を考察した。第4節では、相関係数など統計の方法で新聞報道と竹下内閣支持率変化の相関関係を実証した。考察の結果、読売のアジェンダ・セッティングパワーは、政官界への調査段階および事件の裁判の中でも観測されている。具体的には、政官界への調査において、読売は前文で考察された「竹下内閣を支持する」との報道姿勢を変え、「藤波摘発」および「竹下批判」という中曽根守りの二輪を取り上げた。結局、事件の捜査は中曽根へ及ばず、竹下内閣の辞職および藤波起訴で終わった。

さらに、序章で述べたように、朝日と読売のそれぞれのアジェンダ・セッティングパワーを考察するため、問題の顕出性、収賄の主観性、利己主義の有無、結果予想の可能性および行動の自由性というスキャンダル報道の枠組みを比較する必要がある。したがって、この評価理論および本論の考察を踏まえながら、事件の捜査段階、とりわけ政官界への調査の中で、両紙報道の枠組みは以下のようにまとめられる。

表 I 評価理論に基づき両紙報道の枠組みの比較

	朝日（中曽根追及）	読売（藤波追及）
問題の顕出性	総理大臣として、各問題に決定権があるのではないかと示唆	官房長官として事業の斡旋、委員会の任命などに権力を持つと明示
収賄の主観性	秘書の名義で株を受ける	秘書と個人の名義で株を受ける。藤波と江副の個人関係から見ると収賄の主観性がある
利己主義の有無	ある	ある
結果予想の可能性	言及なし	株の売却益の私的流用があるため、株譲渡の結果を予想できると判断する
行動の自由性	言及なし	自らも株を受け取ったことがあるため、自発的だったと考

		えられる
--	--	------

表 I が示しているように、朝日による中曽根への追及は、問題の顕出性、利己主義の有無について詳しく考察したが、結果予想の可能性および行動の自由性を言及しなかった。また、収賄の主観性について、朝日は中曽根が秘書の名義でリクルートの株を受けたことを強調し、中曽根本人の意志を証明できなかった。一方、読売による「藤波追及」の枠組みはより全面的であることが明白的だった。具体的には、問題の顕出性をめぐり、読売は藤波の官房長官としての権限を分析し、藤波の関与が一連の疑惑の接点であることを指摘していた。また、収賄の主観性について、読売は藤波本人もリクルート社の株を受け取ったことを指摘するとともに、江副との個人関係から見ても、藤波が収賄の主観性があると主張した。その結果、藤波の行動は自発的であることも証明されていた。その他、結果予想の可能性について、読売は売却益の私的流用があるため、藤波が株譲渡の結果（賄賂）を予想できると判断していた。結局、これらの報道枠組み上の優勢は、読売のアジェンダ・セッティングパワーを向上させたとも言えよう。

最後に、第五章では、藤波孝生元官房長官の判例を通じて、リクルート事件裁判をめぐり新聞報道の論調を考察した。第 1 節では、藤波起訴から一審判決まで新聞報道、検察の主張および検察調書の信用性について分析した。第 2 節では、一審判決後の検察および朝日新聞と読売新聞の評価を考察した。第 3 節では、争点になる請託の有無、小切手の贈賄性およびその認識、未公開株の帰属、賄賂性およびその認識、内閣官房長官の職務権限という四つの側面から一審と二審の一致点と相違点を考察した。結果として、朝日の藤波有罪の主張に比べ、読売は当時の政治状況に合わせながら、中曽根および自民党を保護する姿勢が明らかだったことが分かった。

第2節 新聞報道の問題点

Trussler など (2014) は、ポジティブな情報より、個人がネガティブな情報に影響されやすいと指摘している²³⁴。特に日本の場合において、一般市民は新聞紙への信頼度、ないしは新聞の「ゲートキーピング・トラスト」(gatekeeping trust)²³⁵が高いのであるため、新聞は設定したアジェンダが世論を喚起するパブリックアジェンダになりやすいのである²³⁶。それゆえ、政治不正事件におけるマスコミ報道により有権者の認識に対する影響は特に大きいと考えられる。言い換えれば、他の報道に比べ、政党、政治家に関する不正事件の報道には、さらなる中立性および客観性が求められると言えよう。しかしながら、本論の考察によると、リクルート事件に関する新聞報道は、調査の予測ないし是正の判定を重視する仲裁者 (arbitrator) となり、自ら主唱した「公正中立」、「不偏不党」など報道者 (reporter) としての立場を失った。その理由は、まず、政党、特定の政治家との距離感による先入観は、新聞の報道姿勢、ないし議題設定機能を左右したことである。本来、ウォッチドッグ (watchdog) とされているマスコミは、党派党略に影響されずに監視機能を発揮すべきなのである。しかし、実際には、新聞の編集者が個人の政治的傾向があるため、政治スキャンダルに関する新聞報道は偏見的になりがちである²³⁷。一例を挙げると、前文で考察した渡邊恒雄元読売新聞社長と中曽根康弘元首相の個人的関係は、読売のリクルート事件に対する報道姿勢に影響を及ぼした。一方、事件前から「反自民党」(特に反中曽根政権)の傾向を示していた朝日は、与党追及および中曽根追及の報道姿勢を徹底し、同じく株授受に関与した与野党の政治家に対していわゆる「ダブルスタンダード」で評価した²³⁸。結局、事件の進展は大きく影響されたほか、マスコミの議題設定機能も世論攻防の道具となった。

序章で述べたように、日本戦後の政治不正事件から見ると、リクルート事件は民主体制下の連合独占型と競争型の複合併存型汚職に分類されると言えよう。今までの連合独占型と独立独占型の複合併存型に比べ、1980年代以降、規制緩和、民営化の推進など競争を促す措置の導入により、汚職を生じる経済的要素が効率的に抑えられるのが事実である。にもかかわらず、1950年代以来続けてきた自民党の一党独裁の政治状況、特に「政・官・財」という政治汚職の構造は、この時期における政治不正事件を助長した。

²³⁴ Consumer Demand for Cynical and Negative News Frames, Marc Trussler and Stuart Soroka, *The International Journal of Press and Politics*, pp1-20 2014. 3. 18

²³⁵ 読者は新聞紙面に提示されているアジェンダの重要性に対する信頼

²³⁶ Differentiating Cueing From Reasoning in Agenda-Setting Effects, Raymond J Pingree and Elizabeth Stoycheff, *Journal of Communication*63 (2013), pp852-872

²³⁷ Newspaper Coverage of Political Scandals, Riccardo Puglisi and James M. Snyder Jr. *The Journal of Politics* Vol. 73 No. 3 (Aug. 3 2011) pp931-950

²³⁸ The Recruit Scandal: Learning from the Causes of Corruption, Yayama Taro, *The Journal of Japanese Studies*, Vol. 16 No. 1 (Winter. 1990) pp93-114

それゆえ、新聞をはじめとするマスコミの監視機能は、この癒着構造を打破するに重要な役割を果たすことが考えられる。リクルート事件における中立性を失う新聞報道、とりわけ個人関係および報道偏向で不正報道の内容を選ぶことが、マスコミ本来の監視機能を大きく損なった。

さらに、新聞報道の突然のトーンダウンおよびスクープ追及による過熱競争も報道の公正を損なう原因であると考えられる。例えば、リクルート事件中に取り沙汰された政治家秘書の問題について、朝日と読売は最初から捜査が終結するまでにいずれも徹底的に追及しなかった。1989年5月29日、安倍晋太郎自民党幹事長の元秘書清水二三夫、宮沢喜一元蔵相の秘書服部恒雄、元農水相加藤六月の片山紀久郎および加藤政治団体の会計責任者坂巻正芳は政治資金規制法違反の罪で略式起訴され、それぞれ20万の罰金を納付した²³⁹。なぜ他の関連政治家の秘書は有罪に認定されなかったのか。政治家本人は果たして献金の処理にタッチしなかったのか。これらの重要な問題点を放置したまま、特定の党派、ないしは政治家の良し悪しをめぐる論戦に夢中していたマスコミは、平等な立場で報道し、公正な姿勢で国政を監視する方針に忠実であったとは言い難い。その後、新聞による政治家への責任追及が落ちていくとともに、上述した問題の解明も闇に葬ることとなった。

²³⁹ 『議員秘書の真実』 P86 橋本五郎、大久保好男、玉井忠幸 弘文堂 2002年11月

参考文献

英語

- Andrei Shleifer; Robert W. Vishny: Corruption, *The Quarterly Journal Of Economics*, Vol.108 No.3 pp599-617 1993.8
- Transparency International (https://www.transparency.org/research/cpi/cpi_early/0/)
- Doris A.Graber: Mass Media and American Politics, Seventh Edition, Washington, CQ Press, 2005
- Bill Kovach, Tom Rosenstiel: The Elements of Journalism: What Newspeople Should Know and the public Should Expect, Completely Updated and Revised, Three Rivers Press, 2007.4.24
- Donohue, Tichenor, C.N.Olien: A Guard Dog Perspective on the Role of Media, *Journal of Communication*, 45(2), pp115-132, 1995
- David.H.Weaver: Media agenda-setting in a presidential election: issues, images and interest, New York, Praeger Pub, 1981.4
- Stefaan Walgrave, Peter Van Aelst: The contingency of the Mass Media's Political Agenda Setting Power: Toward a Preliminary Theory, *Journal of Communication*56 (2006), pp88-109
- News that matters, television and American opinion (Updated Edition), Shanto Iyengar, Donald R.Kinder Chicago and London, The University of Chicago Press, 2010
- Nerb, Spada: Evaluation of Environmental Problems: A Coherence Model of Cognition and Emotion, *Cognition and Emotion*15 (2001), pp521-551
- Hans Mathias Kepplinger, Stefan Geiss, Sandra Siebert: Framing Scandals: Cognitive and Emotional Media Effects, *Journal of Communication*62 (2012), pp659-681
- Stefaan Welgrave, Peter Van Aelst: Political Agenda Setting and the Mass Media, *Oxford*

Research Encyclopedias of Politic, pp1-26, Online Publication Date: Aug 2016

- Newspaper Association of America
[http://www.naa.org/Trends-and-Numbers/Circulation-Volume/Newspaper-Circulation-Volu
me.aspx](http://www.naa.org/Trends-and-Numbers/Circulation-Volume/Newspaper-Circulation-Volume.aspx)
- World Bank
[http://www.naa.org/Trends-and-Numbers/Circulation-Volume/Newspaper-Circulation-Volu
me.aspx](http://www.naa.org/Trends-and-Numbers/Circulation-Volume/Newspaper-Circulation-Volu
me.aspx)
- Riccardo Puglisi and James M.Snyder Jr.: Newspaper Coverage of political Scandals, *The Journal of Politics*, Vol.73 No.3 (Aug.3 2011), pp931-950
- Daniel.E.Bergan: Partisan Stereotypes and Policy Attitudes, *Journal of Communication* 62(2012), pp1102-1120
- Marc Trussler and Stuart Soroka: Consumer Demand for Cynical and Negative News Frames, *The International Journal of Press and Politics*, pp1-20 2014.3.18
- Raymond J Pingree and Elizabeth Stoycheff: Differentiating Cueing From Reasoning in Agenda-Setting Effects, *Journal of Communication*63 (2013), pp852-872
- Riccardo Puglisi and James M.Snyder Jr.: Newspaper Coverage of Political Scandals, *The Journal of Politics* Vol.73 No.3 (Aug.3 2011) pp931-950
- Yayama Taro: The Recruit Scandal: Learning from the Causes of Corruption, *The Journal of Japanese Studies*, Vol.16 No.1 (Winter.1990) pp93-114
- Johanna L.Dunaway, Nicholas T.Davis, Jeremy Padgett and Rosannem M.Scholl: Objectivity and Information Bias in Campaign News, *Journal of Communication*65 (2015), pp770-792

日本語

- 大内穂『腐敗の構造-アジア的権力の特質』、ダイヤモンド社、1977年8月5日
- NHK取材班『NHKスペシャル 戦後50年 その時日本は』(第2巻)、日本放送出版協会、1995年8月
- 中村隆英、宮崎正康『岸信介政権と高度成長』、東洋経済新報社、2003年3月1日
- 室伏哲郎『汚職の構造』、岩波新書、1981年12月21日
- 中村政則、天川晃、尹健次、五十嵐武士『改革と占領』、岩波書店、1995年8月
- 小林英夫、岡崎哲二、米倉誠一郎、NHK取材班『日本株式会社の昭和史-官僚支配の構造』、創元社、1995年6月
- 下田博次「危機管理としてのリクルート事件」『エコノミスト』、pp56-60、毎日新聞社、1989年4月18日
- 毎日新聞政治部『自民党 リクルート疑惑と政乱』、角川文庫、1989年7月25日
- 森田実『政治の流れはこう変わる-ポスト中曽根政権を読む』、サンケイ出版社、1987年3月
- 田原総一郎『正義の罟 リクルート事件と自民党 20年目の真実』、小学館、2007年6月4日
- 藤竹暁『図説 日本のマスメディア』、日本放送出版協会、2001年6月5日
- 小野耕一「リクルート報道を振り返る」『新聞研究』(No. 458)、pp14-29、1989年9月
- 「リクルート事件 江副浩正の真実」の編集者、中央公論新社の横手拓治に対するインタビュー <https://www.sinkan.jp/special/recruit/interviews2.html>
- 伊藤隆、御厨貴、飯尾潤『渡辺恒雄回顧録』、中央公論新社、2000年1月10日
- 西山武典「リクルート報道を点検する」『新聞研究』(No. 458)、pp30-33、1989年9月
- 下田博次「リクルート叩きは存在するか」『エコノミスト』、pp30-35、毎日新聞社、1989年4月18日
- 猿谷要「動き出す 大衆の政治意識-ジャーナリズムに求められる批判精神」『新聞研究』(No. 458)、pp10-13、1989年9月
- 蒲島郁夫、竹下俊郎、芹川洋一『メディアと政治』、有斐閣アルマ、2010年12月

15日

- 石川真澄「メディア-権力への影響力と権力からの影響力」『リヴァイアサン7』、pp30-48 1990 秋
- 竹下俊郎「マスメディアと世論」『リヴァイアサン7』、pp75-96、1990 秋
- マックスウェル・マコームズなど著、大石裕訳『ニュース・メディアと世論』、関西大学出版部、1994
- 「日本新聞年鑑」(1990 年版) 日本新聞協会
- 天野勝文、桂敬一、林利隆、藤岡伸一郎、渡辺修『岐路に立つ日本のジャーナリズム 再構築への視座を求めて』、日本評論社、1996 年 11 月
- 鈴木伸元『新聞消滅大国-アメリカ』、幻冬舎新書、2010 年 5 月
- 春原昭彦、武市英雄『ゼミナール 日本のマス・メディア』(第2版)、日本評論社、2004
- 斎藤貴男、奥平康弘、若宮啓文、加藤紘一、枝野幸男『ジャーナリズム・権力・世論を問う』(シリーズ 時代を考える) pp22-23 新泉社 2010. 9. 27
- 江副浩正『かもめが翔んだ日』、朝日新聞社、2003 年 10 月 30 日
- 朝日新聞記事データベース「聞蔵Ⅱビジュアル」
<http://database.asahi.com/index.shtml>
- 読売新聞記事データベース「ヨミダス歴史館」
<https://database.yomiuri.co.jp/rekishikan/>
- 羽瀨貴司「電電公社民営化に関する考察」(4) 『神戸国際大学経済経営論集』35(1)、pp55-79、2015 年 6 月
- 魚住昭『渡邊恒雄 メディアと権力』、講談社、2000 年 9 月 4 日
- 渡邊恒雄 中村慶一郎インタビュアー『天運天職』、光文社、1999 年 1 月 30 日
- 服部龍二『中曽根康弘 大統領的首相の軌跡』、中公新書、2015 年 12 月 20 日
- 江副浩正『リクルート事件・江副浩正の真実』、中央公論新社、2009 年 10 月
- 朝日新聞社会部『ドキュメント リクルート報道』、朝日新聞社、1989 年 9 月 30 日
- 菱山郁朗「隠し撮りの舞台裏」日本記者クラブ会員エッセー
<http://www.jnpc.or.jp/communication/essay/e00022417/>
- 檜崎弥之助『政界の悪を斬る』、日本文芸社、1997 年 7 月 20 日
- 「歴代総理と歴代内閣閣僚名簿」 <http://www.kantei.go.jp/jp/rekidainaikaku/>
- 立花隆『巨悪 VS 言論-田中ロッキードから自民党分裂まで』、文藝春秋、1993 年 8

月

- 伊藤隆、小池聖一、佐道明広、武田知己、川越美穂、平松大輔インタビュー「藤波孝生オーラルヒストリー」、政策研究大学院大学、2003年11月12日
- 佐野眞一、筑紫哲也、野中章弘、徳山喜雄『メディアの権力性3』、岩波書店、2005年4月5日
- 伊藤隆、佐藤誠三郎『天地有情・中曽根康弘 五十年の戦後政治を語る』、文藝春秋、1996年9月
- 迫田久美子『講座・日本語教育学』、スリーエーネットワーク、2006年9月15日
- 小林弘忠『歴代首相 知れば知るほど』、実業之日本社、2008年2月7日
- 大谷實『判例講義 刑法Ⅱ各論 第2版』、悠々社、2011年4月8日
- 橋本五郎、大久保好男、玉井忠幸『議員秘書の真実』、弘文堂、2002年11月
- 読売新聞社調査研究本部編『提言報道 読売新聞の挑戦』、中央公論社、2002年2月15日
- 『文藝春秋 1000億円を動かした男 田中角栄・全人像』、2016年8月1日

要旨

リクルート事件とは、1988年に発覚された通信大手のリクルート社の子会社リクルート・コスモス社が当時の政財界の大物に未公開株を賄賂として譲渡した贈収賄事件である。その結果、元官房長官の藤波孝生、元NTT会長の真藤恒、元リクルート社長の江副浩正など数多くの政官界、通信業界の大物が逮捕・起訴され、当時の竹下登内閣は総辞職するに至った。

これまでリクルート事件に関する研究の多くは事件経緯の紹介、政局に対する影響などの側面に集中してきたため、リクルート事件におけるマスコミの役割に関する研究、特に定性的分析と定量的分析をまとめ、新聞報道と世論、および政局などの相関関係を検証する研究は少ないのが実態である。それゆえ、本研究では、リクルート事件を一つの事例として、政治汚職事件におけるマスコミ報道の役割、特にそのアジェンダ・セッティングパワーを検証することを目的としている。

この目的を達成するため、本論文では序章と終章を含め7章で議論を展開する。まず、序章では、リクルート事件位置づけおよび戦後日本における汚職構造の変化、本研究の研究目的、分析方法を提示するほか、マスコミ理論とリクルート事件におけるマスコミに関する先行研究を整理した上で、マスコミのアジェンダ・セッティング効果、偏向報道などの諸問題を提起する。

本論の第一章では、リクルート事件前におけるリクルート社、政界に関する新聞の報道姿勢を考察する。第1節では、本研究が新聞紙を研究対象とする理由を説明する。第2節では、朝日新聞と読売新聞がリクルート事件前におけるリクルート社および民営化に関する報道姿勢を考察する。さらに、第3節では、事件前に両紙の政界に対する報道姿勢を明らかにする。

次に、リクルート事件におけるマスコミの報道論調を考察するため、第二章から第五章までは、リクルート事件を、①事件の発端から検察が介入するまでの段階、②リクルート社、NTT方面への捜査段階、③官界および政界への捜査と、④裁判段階という四つの段階に分ける。その上で、第二章では、株譲渡の賄賂性、事件の究明と税制改革の関係、松原事件という三つの側面から、検察が介入するまで朝日新聞と読売新聞の報道姿勢を分析する。

第三章では、1988年10月から1989年3月6日まで、リクルート社、NTT方面への捜査段階における両紙の報道内容を考察する。具体的には、第1節と第2節では、江副浩正、中曽根康弘とNTTの接点、江副各委員会の任命および中曽根国会証人喚問に関する論争をめぐる両紙の報道を分析する。第3節では、竹下改造内閣に対する両紙の評価を

明らかにする。

また、第四章では、1989年3月7日から1989年5月末まで、官界および政界への捜査段階における両紙の報道を分析する。第1節では、文部科学省と労働省を中心とする官界ルートに関する報道内容をまとめる。第2節と第3節では、藤波孝生元官房長官、事件調査の終結に関する両紙の報道姿勢を考察する。第4節では、定量の方法で新聞報道と竹下内閣支持率変化の相関関係を検証する。

さらに、第五章では、藤波孝生元官房長官の判例に通じて、リクルート事件裁判をめぐる新聞報道の姿勢を考察する。第1節では、藤波起訴から一審判決まで検察の主張および藤波責任をめぐる新聞報道の姿勢について分析する。第2節では、一審判決後の紙面報道を検証する。第3節では、二審逆転有罪の判決が下された後、新聞報道の姿勢を明らかにする。

最後に、終章では以上の論述と考察を踏まえながら、リクルート事件における朝日新聞と読売新聞の報道姿勢をまとめ、アジェンダ・セッティングパワーを中心とする報道の効果を検証する。その上で、「公正中立」、「不偏不党」など報道者としての立場を失ったことがリクルート事件報道の問題点であることを指摘する。

謝辞

博士論文の執筆にあたり、ご協力くださった多くの方々に深くお礼を申し上げます。日本に来てからのこの6年間によって自分の人生が大きく変わりました。国際協力研究科博士課程後期の一員として受け入れてくださった主任指導教員の小池聖一先生には、心から感謝いたします。最初に「研究」に対する認識がほぼ無の状態だった私を懇切なご指導をいただきました。長い間、本当にお世話になりました。ゼミに入る前からいろいろとご迷惑をおかけしてしまったので、申し訳ない気持ちと感謝の気持ちでいっぱいです。

また、川野徳幸先生、吉田修先生、友次晋介先生、永井均先生には、お忙しい中、ご助言および有益なコメントをいただきまして、誠にありがとうございました。

さらに、ともすれば孤独な生活になりがちである執筆期間を、楽しく過ごせたのはゼミの皆さんのおかげです。本当にありがとうございました。ゼミの皆さんとは互いに助け合って論文を完成させることができました。

博士論文の執筆において、一番心の支えとなったのは家族の応援でした。最後に、いつも温かく見守ってくれている家族に、深く感謝いたします。